

資料編

目次

A. 条例・参考資料

1. 御坊市防災会議条例	A- 1
2. 御坊市防災会議運営要綱	A- 3
3. 御坊市災害対策本部条例	A- 4
4. 御坊市災害弔慰金の支給等に関する条例	A- 5
5. 御坊市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	A- 9
6. 御坊市小災害見舞金支給規程	A-13
7. 御坊市防災会議委員名簿	A-14
8. 防災関係機関一覧表	A-15

B. 協定・覚書

1. 災害相互物資援助協定（藤井寺市・近江八幡市）	B- 1
2. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定（株式会社オークワ）	B- 2
3. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定（御坊市商店街振興組合連合会）	B- 3
4. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定（コーナン商事株式会社）	B- 5
5. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定（エバグリーン廣基株式会社）	B- 7
6. 水道災害に関する応援協定（御坊市管工事協同組合）	B- 9
7. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定（NPO法人コメリ災害対策センター）	B-10
8. 災害発生時における災害応急作業に関する協定書（御坊市造園建設業協会）	B-12
9. 大規模災害発生時における災害緊急支援に関する協定書（和歌山県宅地建物取引業協会日高支部）	B-14
10. 災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定書（日高環境衛生協同組合）	B-16
11. 大規模災害発生時における復旧支援活動に関する協定書（社団法人和歌山県自動車整備振興会御坊支部）	B-18
12. 災害時における地域の安心の確保等に関する協定書（社会福祉法人博愛会）	B-20
13. 災害時における応急対策業務に関する協定書（日高環境衛生協同組合）	B-22
14. 災害時における避難所等施設利用に関する協定書（和歌山県立日高高等学校）	B-24
15. 災害時における避難所等施設利用に関する協定書（和歌山県立紀央館高等学校）	B-26
16. 緊急時における西日本電信電話株式会社施設の使用に関する協定書（西日本電信電話株式会社和歌山支店）	B-28
17. 災害等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）	B-29
18. 災害時における排水設備緊急修理修繕業務に関する協定書（御坊市管工事業協同組合）	B-31
19. 大規模災害発生時における支援等に関する協定書（株式会社旭商会）	B-33

20. 大規模災害発生時における支援等に関する協定書（日高地方石油協同組合）…………… B-35
21. 大規模災害発生時における支援物資等の一時保管場所の使用等に関する協定書（アズビル金門
和歌山株式会社）…………… B-37
22. 御坊市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定（社会福祉法人御坊市社会福祉協議会）
…………… B-38
23. 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社和歌山支店）…………… B-40
24. 災害発生時に必要な応急資機材の供給に関する協定書（株式会社紀和商店）…………… B-42
25. 災害時における緊急避難施設に関する協定書（株式会社オークワ）…………… B-43
26. 災害時における地域の安心の確保等に関する協定書（御坊日高老人福祉施設事務組合）… B-45
27. 災害時における地域の安心の確保等に関する協定書（社会福祉法人 きのくに福祉会）… B-47
28. 災害時における緊急避難施設に関する協定書（御坊商工会議所）…………… B-49
29. 災害時における生活物資等の供給に関する協定書（株式会社ココカラファインヘルスケア） B-51
30. 災害時における緊急避難施設に関する協定書（ジョーシン電気株式会社）…………… B-53
31. 大規模災害発生時における応急仮設住宅建設用地の貸借に関する協定書（関西電力株式会社）
…………… B-54
32. 大規模災害時における一般廃棄物収集運搬及び仮設トイレ設置に関する協定書（日高環境衛生
協同組合・一般社団法人和歌山県清掃連合会）…………… B-55
33. 防災関係の地域協働事業に関する協定（紀州農業協同組合）…………… B-57
34. 災害時における緊急避難施設に関する協定書（御坊市外五ヶ町病院経営事務組合）…………… B-59
35. 御坊市災害発生時におけるLPガス等の供給に関する協定書（和歌山県LPガス協会日高支部
御坊事業部）…………… B-60
36. 災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書（公益社団法人和歌山県
トラック協会）…………… B-61
37. 阿南市・御坊市パートナーシティ協定書（阿南市）…………… B-63
38. 災害時における住家の被害認定に関する協定書（一般社団法人和歌山県建築士事務所協会） B-64
39. 災害時における住家の被害認定に関する協定書（一般社団法人和歌山県建築士会）…………… B-66
40. 災害時における住家の被害認定に関する協定書（公益社団法人日本建築家協会）…………… B-67
41. 防災ARシステム利用に関する協定書（一般社団法人 全国防災共助協会）…………… B-69
42. 災害時における御坊市と御坊市内郵便局との相互協力に関する協定書（御坊郵便局及び御坊市
内郵便局）…………… B-70
43. 災害時における住家の被害認定に関する協定書（一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会） B-72
44. 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）…………… B-74
45. 災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書（美浜町・日高町・由良町・印南町・
みなべ町・日高川町）…………… B-76
46. 災害時における福祉避難所の協力に関する協定（株式会社フォレストイン御坊）…………… B-78
47. 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人日高医師会）…………… B-80
48. 災害時における物資等の供給に関する協定書（紀南段ポール株式会社・レンゴー株式会社和歌山
工場・Jパックス株式会社）…………… B-82
49. 大規模災害発生時における災害応急作業に関する協定書（御坊市建設業協同組合）…………… B-84
50. 災害時における基幹系電算システムの相互支援体制に関する協定（有田市、美浜町、由良町、

印南町、上富田町)	B-86
51. 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関する協定書 (きのくに葬祭事業協同組合、有限会社メモリアルウエスト)	B-88
52. 災害廃棄物の処理等に関する基本協定書 (大栄環境ホールディングス株式会社)	B-90
53. 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する覚書 (一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会)	B-92
54. 災害時における一時避難場所に関する協定 (社会福祉法人 博愛会)	B-94
55. 災害時における福祉避難所に関する協定 (社会福祉法人 博愛会)	B-96
56. 災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書 (バース・ハウスなかにし助産院)	B-98
57. 災害時に備えたストーマ装具の備蓄保管制度に関する覚書 (公益社団法人日本オストミー協会 和歌山県支部)	B-99
58. 災害時における一時避難所に関する協定 (ヨシダエルシス株式会社)	B-100
59. 災害発生時における法律相談業務等に関する協定書 (和歌山弁護士会)	B-102
60. 災害発生時におけるレンタル機材の提供に関する協定書 (株式会社キナン御坊営業所)	B-104
61. 御坊市と和歌山工業高等専門学校との包括連携に関する協定書 (独立行政法人国立高等専門学校機構和歌山工業高等専門学校)	B-106
62. 災害時における避難所等施設利用に関する協定書 (独立行政法人国立高等専門学校機構和歌山工業高等専門学校)	B-108
63. 防災ヘリポートとしての施設利用に関する協定書 (独立行政法人国立高等専門学校機構和歌山工業高等専門学校)	B-110
64. 大規模災害発生時における車両等障害物除去に関する協定書 (株式会社救援)	B-113
65. 津波発生時における緊急避難場所使用に関する協定書 (きのくに信用金庫)	B-115
66. 御坊市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書 (日本郵便株式会社)	B-117
67. 災害時における緊急支払の手続に関する協定書 (株式会社紀陽銀行)	B-119
68. 災害時における物資の供給に関する協定書 (三協フロンテア株式会社)	B-121
69. 大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書 (大塚製薬株式会社)	B-123
70. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定書 (シバタ工業株式会社)	B-125
71. 災害時等での施設利用の協力に関する協定書 (株式会社ダイナム)	B-127
72. 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書 (株式会社アクティオ関西支店御坊営業所)	B-130
73. ドローンを活用した連携協力に関する協定書 (株式会社古田鉄工所)	B-132
74. 災害時における飲料水の供給に関する協定書 (株式会社アクオス)	B-135
75. 災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定書 (近畿福山通運株式会社和歌山有田営業所)	B-137
76. 災害時における医療材料等の供給に関する協定書 (株式会社スズケン田辺支店)	B-140
77. 災害時における一時避難場所に関する協定書 (社会福祉法人博愛会)	B-142
78. 災害時における福祉避難所に関する協定書 (社会福祉法人博愛会)	B-144
79. 災害時における段ボール製品の調達に関する協定書 (オカジ紙業株式会社)	B-147
80. 災害時における物資輸送等に関する協定書	B-150
81. 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書 (和歌山司法書士会)	B-152
82. 災害時における物資供給に関する協定書 (プラス株式会社ジョインテックカンパニー)	B-154
83. 災害時等での入浴施設利用の協力に関する協定書 (有限会社夢工房)	B-156

84. 災害時における支援協力に関する協定書（シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社）	B-159
85. 災害時における帰宅困難者の施設使用に関する協定書（MARUNI 株式会社）	B-161
85. 災害時における支援協力に関する協定書（幕末株式会社）	B-163
85. 災害時における物資輸送等に関する協定書（秋山通送株式会社）	B-165

C. 市防災関連資料

1. 気象・災害履歴に関するもの

資料 1 気象資料	C- 1
資料 2 災害の履歴	C- 3

2. 水防・危険箇所に関するもの

資料 3 知事管理河川重要水防箇所	C- 6
資料 4 水門・樋門等一覧表	C- 6
資料 5 排水ポンプ施設一覧表	C- 7
資料 6 地すべり危険箇所	C- 7
資料 7 土石流危険溪流	C- 8
資料 8 山地災害危険箇所	C-10
資料 9 急傾斜地崩壊危険箇所一覧	C-11
資料 10 警戒を要するため池	C-13
資料 11 海岸保全区域	C-13
資料 12 海岸重要水防箇所	C-13

3. 観測施設に関するもの

資料 13 雨量観測施設	C-14
資料 14 水位観測施設	C-14
資料 15 管内地震観測施設	C-14
資料 16 県内潮位・津波観測施設	C-15

4. 市の施設・処理能力等に関するもの

資料 17 医療施設等	C-16
資料 18 ごみ処理施設	C-22
資料 19 し尿処理施設	C-22
資料 20 廃棄物運搬車	C-22
資料 21 遺体安置所	C-22
資料 22 輸送能力	C-23

5. 通信設備に関するもの

資料 23 御坊市防災行政無線の名称、設置場所	C-25
資料 24 水道事務所の無線	C-26

資料 25	県総合防災情報システム電話・FAXの設置場所	C-28
資料 26	県総合防災情報システム電話（主要連絡先）	C-28
資料 27	庁舎内等災害時優先電話設置場所	C-29

6. 資機材・備蓄に関するもの

資料 28	水防管理資機材保有状況	C-30
資料 29	災害救助備蓄状況	C-32

7. 輸送手段に関するもの

資料 30	災害時におけるヘリコプター発着予定地	C-33
資料 31	緊急輸送道路	C-34

8. その他

資料 32	文化財の指定状況	C-37
資料 33	避難促進施設	C-38
資料 34	地域防災計画に定めた要配慮者利用施設	C-39

D. その他資料

1.	気象庁震度階級関連解説表	D- 1
2.	土地保全診断解説（土砂災害、水災、地震災害）	D- 4
3.	御坊市津波防災ハザードマップ	D- 8
4.	御坊市洪水・土砂災害ハザードマップ	D-11
5.	御坊市ため池ハザードマップ	D-12

E. 様式等

1. 被害報告に関するもの

様式 1-1	市被害状況調査票	E- 1
様式 1-2	市被害状況集計表	E- 2
様式 1-3	火災・災害等即報要領	E- 3
様式 1-4	災害確定報告	E-10
様式 1-4	災害中間年報	E-12
様式 1-4	災害年報	E-13

2. リ災証明に関するもの

様式 2-1	リ災証明書（兼交付申請書）	E-15
様式 2-2	被災証明書（兼交付申請書）	E-16

3. 災害救助法に関するもの

様式 3-1	避難所設置及び収容状況	E-17
様式 4-1	炊出し給与状況	E-18

様式 5-1	飲料水の供給簿	E-19
様式 6-1	物資の給与状況	E-20
様式 7-1	応急仮設住宅台帳	E-21
様式 7-2	住宅応急修理記録簿	E-22
様式 8-1	救護班活動状況	E-23
様式 8-2	病院診療所医療実施状況	E-24
様式 8-3	助産台帳	E-25
様式 9-1	被災者救出状況記録簿	E-26
様式 10-1	障害物除去の状況	E-27
様式 11-1	埋葬台帳	E-28
様式 11-2	遺体処理台帳	E-29
様式 12-1	学用品の給与状況	E-30
様式 12-2	学用品の給与明細	E-31

4. 緊急通行車両に関するもの

様式 13-1	緊急通行車両事前届出書	E-32
様式 13-2	緊急通行車両事前届出済証	E-33
様式 13-3	緊急通行車両確認証明書	E-34

5. 公用令書に関するもの

様式 14-1	公用令書	E-35
---------	------	------

6. 応援要請に関するもの

様式 15-1	部隊等の派遣要請要求書（自衛隊）	E-38
様式 15-2	部隊等の撤収要請書（自衛隊）	E-39
様式 16-1	防災ヘリコプター緊急運航要請書	E-40

7. 参考資料

参考 1	被害状況認定及び報告書記入の基準	E-42
参考 2	「災害救助法の運用」 各救助項目の概要	E-44
参考 3	緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート	E-51

A. 条例・参考資料

A. 条例・参考資料

目次

1. 御坊市防災会議条例	1
2. 御坊市防災会議運営要綱	3
3. 御坊市災害対策本部条例	4
4. 御坊市災害弔慰金の支給等に関する条例	5
5. 御坊市災害弔慰金の支給に関する条例施行規則	9
6. 御坊市小災害見舞金支給規程	13
7. 御坊市防災会議委員名簿	14
8. 防災関係機関一覧表	15

1. 御坊市防災会議条例

御坊市防災会議条例

昭和39年10月1日

条例第19号

改正 平成12年3月28日条例第5号

平成17年9月26日条例第26号

平成24年9月20日条例第26号

平成31年3月15日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき御坊市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 御坊市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱するもの
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱するもの
 - (3) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱するもの
 - (4) 和歌山県警察官のうちから市長が委嘱するもの
 - (5) 市長が市の職員のうちから指名するもの
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱するもの
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱するもの

6 前項の委員の定数は、40人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(御坊市水防協議会条例の廃止)

2 御坊市水防協議会条例(昭和56年条例第2号)は、廃止する。

附 則 (平成17年9月26日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の御坊市防災会議条例の規定は、平成17年7月1日から適用する。

附 則 (平成24年9月20日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第5項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に1号を加える改正規定及び同条第5項に1号を加える改正規定並びに第3条第6項及び第7項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 御坊市防災会議運営要綱

御坊市防災会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、御坊市防災会議条例第5条の規定に基づき、御坊市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 前条の規定にかかわらず、次の場合は会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

- (1) 緊急を要する事態が発生し、会議を開くいとまがないとき。
- (2) 決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき。
- (3) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2 会長は前項による決定をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

(幹事会)

第4条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、その都度会議にはかって決定する。

3. 御坊市災害対策本部条例

御坊市災害対策本部条例

昭和39年10月1日

条例第20号

改正 平成8年3月26日条例第5号

平成24年9月20日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、御坊市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

4. 御坊市災害弔慰金の支給等に関する条例

御坊市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月24日

条例第24号

改正 昭和50年4月1日条例第4号

昭和50年7月15日条例第10号

昭和52年3月31日条例第5号

昭和53年9月30日条例第19号

昭和56年10月1日条例第24号

昭和59年12月25日条例第20号

昭和62年6月24日条例第18号

平成4年7月9日条例第18号

平成13年3月22日条例第10号

平成23年9月14日条例第20号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附 則（昭和50年7月15日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附 則（昭和52年3月31日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年9月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年10月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後の生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和59年12月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年6月24日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成4年7月9日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成13年3月22日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月14日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

5. 御坊市災害弔慰金の支給に関する条例施行規則

御坊市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年7月4日

規則第29号

改正 昭和60年1月24日規則第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷、又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷、又は疾病の状態となった市民に対し、負傷

し、又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項
- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他市が必要と認めた書類
 - 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調書）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添

えて市に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、延滞利子の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式

第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、すみやかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年7月8日から施行する。

附 則(昭和60年1月24日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

6. 御坊市小災害見舞金支給規程

御坊市小災害見舞金支給規程

平成19年9月5日

規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、御坊市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第24号）の適用を受けるに至らない災害による被災者に対して災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給し、その援護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、火事、洪水、高潮、津波、暴風雨等による被害をいう。
- (2) 住家 現に居住する家屋をいう。
- (3) 被災者 御坊市民で、災害により死亡し、若しくは重傷を負ったもの又は住家に被害を受けた世帯主をいう。

(被害認定の基準)

第3条 被害の認定は、国が定める災害の被害認定基準に準じて、市長が行うものとする。

(見舞金の支給)

第4条 市長は、前条に定めるところにより被害の認定をした場合は、当該被災者又はその遺族に対し、見舞金を支給することができる。ただし、当該災害が火災である場合において、これが被災者又は被災者と同居する者の放火によって発生したものであるときは、この限りでない。

(見舞金の額)

第5条 見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 死亡 1世帯につき5万円
- (2) 負傷（概ね1ヵ月以上） 1世帯につき1万円
- (3) 全焼、全壊又は流失 1世帯につき3万円
- (4) 半焼又は半壊 1世帯につき2万円
- (5) 床上浸水 1世帯につき1万円

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

7. 御坊市防災会議委員名簿

御坊市防災会議委員名簿

令和7年7月1日現在

会 長 御 坊 市 長 三 浦 源 吾					
所 属 団 体	職 名	氏 名	所 在	電 話	備 考
御坊労働基準監督署	署 長	香 嶋 伸 一	御坊市湯川町財部1132番地	22-3571	第1号委員 (指定地方 行政機関)
田辺海上保安部	次 長	竹 政 正 一	田辺市文里1丁目11番9号	0739-22-2002	
陸上自衛隊第37普通科連隊	第 3 中 隊 長	山 下 宏 輔	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090	第2号委員 (自衛隊)
日高振興局	地域づくり部長	楠 木 章 平	御坊市湯川町財部651番地	24-2904	第3号委員 (県職員)
日高振興局	参事(建設部長事務取扱)	井 上 浩 幸	御坊市湯川町財部651番地	24-2945	
日高振興局	農林水産振興部長	中 西 一 宏	御坊市湯川町財部651番地	22-3111	
日高振興局	健康福祉部長	松 本 耕 次	御坊市湯川町財部859番地2	22-3481	
御坊警察署	署 長	高 垣 栄 一	御坊市湯川町財部237番地1	23-0110	第4号委員 (警察官)
御坊市	企画政策部長	山 崎 真 也	御坊市蘭350番地2	23-5536	第5号委員 (市職員)
御坊市	総務部長	仮 家 基 浩	御坊市蘭350番地2	23-5536	
御坊市	総務部技監	小 瀬 武 伯	御坊市蘭350番地2	23-5510	
御坊市	市民生活部長	宮 下 幸 代	御坊市蘭350番地2	23-5500	
御坊市	福祉部長	西 川 宏 洋	御坊市蘭350番地2	23-5851	
御坊市	産業建設部長	林 守	御坊市蘭350番地2	23-5510	
御坊市教育委員会	教 育 次 長	古 谷 守 幸	御坊市蘭350番地2	23-5525	
御坊市上下水道事務所	所 長	寺 崎 竜 司	御坊市蘭350番地2	23-5591	
御坊市	議会事務局長	塩 崎 完	御坊市蘭350番地2	23-5514	
御坊市	危機管理課長	西 本 貴 王	御坊市蘭350番地2	23-5528	
御坊市教育委員会	教 育 長	弓 倉 正 啓	御坊市蘭350番地2	23-5525	第6号委員 (教育長)
御坊市消防本部	消 防 長	戸 山 貴 文	御坊市湯川町財部221番地1	22-0800	第7号委員 (消防長及び 消防団長)
御坊市消防団	団 長	玉 置 幸 史	御坊市湯川町財部221番地1	22-0800	
日本郵便株式会社 御坊郵便局	局 長	片 山 卓 也	御坊市蘭301番地5	22-0400	第8号委員 (指定公共機関又は 指定地方公共機関)
NTT西日本株式会社 和歌山支店	設 備 部 長	庄 司 憲 一 郎	和歌山市宇須1丁目5番41号 NTT宇須別館3F	073-421-9180	
西日本旅客鉄道株式会社 近畿総括本部 御坊駅	御坊地区駅長	中 井 智 則	御坊市湯川町小松原414番地2		
紀州鉄道株式会社 鉄道事業部	鉄 道 部 長	大 串 昌 広	御坊市蘭275番地	23-0001	
熊野御坊南海バス株式会社	総務部部長	上 田 裕 紀	御坊市蘭37番地	22-1020	
中紀バス株式会社	代表取締役	高 垣 太 郎	御坊市湯川町小松原410番地1	32-3234	
関西電力送配電株式会社 和歌山本部	田辺地域担当部長	小 村 正 之	田辺市あけぼの22番10号	0800-111-3081	
日高川土地改良区	事 務 長	塩 路 美 子	御坊市湯川町小松原414番地11	22-0461	
日高医師会	理 事	古 田 浩 樹	日高町大字荊木560番地	63-2625	
(公社)和歌山県トラック協会 紀南ブロック	日 高 代 表	川 口 明 美	御坊市湯川町小松原605番地1	22-1074	
御坊市自主防災組織連絡協議会	会 長	酒 本 和 彦	御坊市島342番地11	090-1226-0001	第9号委員 (自主防災組織 又は学識経験者)
上野区自主防災会	奥様防災博士	岡 野 博 美	御坊市名田町上野1426番地	29-2205	
和歌山工業高等専門学校 環境都市工学科	教 授	小 池 信 昭	御坊市名田町野島77番地	29-8435	

8. 防災関係機関一覧表

防災関係機関一覧表

機 関 名	所 在 地	電話番号
御坊市	御坊市藪 3 5 0 - 2	0738 - 22 - 4111
御坊市消防本部	御坊市湯川町財部 2 2 1 - 1	0738 - 22 - 0800
御坊労働基準監督署	御坊市湯川町財部 1 1 3 2	0738 - 22 - 3571
近畿管区警察局和歌山県通信部	和歌山市小松原通 1 - 1	073 - 423 - 0110
近畿地方整備局	大阪府中央区大手前 1 - 5 - 4 4	06 - 6942 - 1141
近畿地方整備局和歌山河川・国道事務所	和歌山市西汀丁 1 6	073 - 424 - 2471
近畿地方整備局和歌山港湾事務所	和歌山市湊薬種畑の坪 1 3 3 4	073 - 422 - 8186
近畿地方整備局紀南河川国道事務所	田辺市中万呂 1 4 2	0739 - 22 - 4564
陸上自衛隊 第37普通科連隊	大阪府和泉市伯太町官有地	0725 - 41 - 0090
陸上自衛隊 304水際障害中隊	日高郡美浜町和田	0738 - 22 - 2501
田辺海上保安部	田辺市文里 1 - 1 1 - 9	0739 - 22 - 2000
和歌山県	和歌山市小松原通 1 - 1	073 - 432 - 4111
日高振興局	御坊市湯川町財部 6 5 1	0738 - 22 - 3111
日高振興局健康福祉部	御坊市湯川町財部 8 5 9 - 2	0738 - 22 - 3481
和歌山県防災航空センター	西牟婁郡白浜町 3 0 3 1 - 5 6	0739 - 45 - 8211
和歌山地方气象台	和歌山市男野芝丁 4	073 - 422 - 5348
御坊警察署	御坊市湯川町財部 2 3 7 - 1	0738 - 23 - 0110
郵便事業株式会社御坊支店	御坊市藪 3 0 1 - 5	0738 - 22 - 0400
NTT西日本株式会社和歌山支店	和歌山市宇須 1 - 5 - 4 1	073 - 421 - 9180
西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部和歌山支社	和歌山市吉田 9 4 - 1	073 - 425 - 6094
西日本旅客鉄道株式会社 J R 御坊駅	御坊市湯川町小松原 4 1 4 - 2	
NEXCO西日本関西支社 和歌山高速道路事務所	和歌山市栗栖字中須1038-2	073-472-2091
紀州鉄道株式会社御坊営業所	御坊市藪 2 7 5	0738 - 23 - 0001
関西電力送配電株式会社和歌山本部	田辺市あけぼの 2 2 - 1 0	0800 - 777 - 3081
公益社団法人和歌山県トラック協会	和歌山市湊 1 4 1 4	073 - 422 - 6771
日高川土地改良区	御坊市湯川町小松原 1 0 9 - 5	0738 - 22 - 0461
日高医師会	御坊市藪 2 9 0	0738 - 22 - 3144
ひだか病院	御坊市藪 1 1 6 - 2	0738 - 22 - 1111
独立行政法人国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町和田 1 1 3 8	0738 - 22 - 3256
藤井寺市	大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号	072 - 939 - 1739
近江八幡市	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地	0748 - 33 - 3111
阿南市	徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3	0884 - 22 - 1111

B. 協定・覚書

B. 協定・覚書

目次

1. 災害相互物資援助協定（藤井寺市・近江八幡市）	1
2. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定（株式会社 オークワ）	2
3. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定（御坊市商店街振興組合連合会）	3
4. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定（コーナン商事株式会社）	5
5. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定（エバグリーン廣基株式会社）	7
6. 水道災害に関する応援協定（御坊市管工事協同組合）	9
7. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定（NPO法人 コメリ災害対策センター）	10
8. 災害発生時における災害応急作業に関する協定書（御坊市造園建設業協会）	12
9. 大規模災害発生時における災害緊急支援に関する協定書（和歌山県宅地建物取引業協会 日高支部）	14
10. 災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定書（日高環境衛生協同組合）	16
11. 大規模災害発生時における復旧支援活動に関する協定書（社団法人 和歌山県自動車整備振興会御坊支部）	18
12. 災害時における地域の安心の確保等に関する協定書（社会福祉法人 博愛会）	20
13. 災害時における応急対策業務に関する協定書（日高環境衛生協同組合）	22
14. 災害時における避難所等施設利用に関する協定書（和歌山県立日高高等学校）	24
15. 災害時における避難所等施設利用に関する協定書（和歌山県立紀央館高等学校）	26
16. 緊急時における西日本電信電話株式会社施設の使用に関する協定書（西日本電信電話株式会社 和歌山支店）	28
17. 災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）	29
18. 災害時における排水設備緊急修理修繕業務に関する協定書（御坊市管工事業協同組合）	31
19. 大規模災害発生時における支援等に関する協定書（株式会社 旭商会）	33
20. 大規模災害発生時における支援等に関する協定書（日高地方石油協同組合）	35
21. 大規模災害発生時における支援物資等の一時保管場所の使用等に関する協定書（アズビル金門和歌山株式会社）	37
22. 御坊市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定（社会福祉法人 御坊市社会福祉協議会）	38
23. 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社 和歌山支店）	40
24. 災害発生時に必要な応急資機材の供給に関する協定書（株式会社 紀和商店）	42
25. 災害時における緊急避難施設に関する協定書（株式会社 オークワ）	43
26. 災害時における地域の安心の確保等に関する協定書（御坊日高老人福祉施設事務組合）	45
27. 災害時における地域の安心の確保等に関する協定書（社会福祉法人 きのくに福祉会）	47
28. 災害時における緊急避難施設に関する協定書（御坊商工会議所）	49
29. 災害時における生活物資等の供給に関する協定書（株式会社 ココカラファイン ヘルスケア）	51
30. 災害時における緊急避難施設に関する協定書（ジョーシン電気株式会社）	53
31. 大規模災害発生時における応急仮設住宅建設用地の貸借に関する協定書（関西電力株式会社）	54
32. 大規模災害時における一般廃棄物収集運搬及び仮設トイレ設置に関する協定書（日高環境衛生協同組合・一般社団法人 和歌山県清掃連合会）	55
33. 防災関係の地域協働事業に関する協定（紀州農業協同組合）	57
34. 災害時における緊急避難施設に関する協定書（御坊市外五ヶ町病院経営事務組合）	59
35. 御坊市災害発生時におけるLPガス等の供給に関する協定書（和歌山県LPガス協会日高支部 御坊事業部）	60

36. 災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書（公益社団法人和歌山県トラック協会）	61
37. 阿南市・御坊市パートナーシティ協定書（阿南市）	63
38. 災害時における住家の被害認定に関する協定書（一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会）	64
39. 災害時における住家の被害認定に関する協定書（一般社団法人 和歌山県建築士会）	66
40. 災害時における住家の被害認定に関する協定書（公益社団法人 日本建築家協会）	67
41. 防災ARシステム利用に関する協定書（一般社団法人 全国防災共助協会）	69
42. 災害時における御坊市と御坊市内郵便局との相互協力に関する協定書（御坊郵便局及び御坊市内郵便局）	70
43. 災害時における住家の被害認定に関する協定書（一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会）	72
44. 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	74
45. 災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書（美浜町・日高町・由良町・印南町・みなべ町・日高川町）	76
46. 災害時における福祉避難所の協力に関する協定（株式会社 フォレストイン御坊）	78
47. 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人 日高医師会）	80
48. 災害時における物資等の供給に関する協定書（紀南段ボール株式会社・レンゴー株式会社和歌山工場・Jパックス株式会社）	82
49. 大規模災害発生時における災害応急作業に関する協定書（御坊市建設業協同組合）	84
50. 災害時における基幹系電算システムの相互支援体制に関する協定（有田市、美浜町、由良町、印南町、上富田町）	86
51. 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関する協定書（きのくに葬祭事業協同組合・有限会社メモリアルウエスト）	88
52. 災害廃棄物の処理等に関する基本協定書（大栄環境ホールディングス株式会社）	90
53. 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する覚書（一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会）	92
54. 災害時における一時避難場所に関する協定（社会福祉法人 博愛会）	94
55. 災害時における福祉避難所に関する協定（社会福祉法人 博愛会）	96
56. 災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書（パース・ハウスなかにし助産院）	98
57. 災害時に備えたストーマ装具の備蓄保管制度に関する覚書（公益社団法人 日本オストミー協会和歌山県支部）	99
58. 災害時における一時避難場所に関する協定（ヨシダエルシス株式会社）	100
59. 災害発生時における法律相談業務等に関する協定書（和歌山弁護士会）	102
60. 災害発生時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社キナン御坊営業所）	104
61. 御坊市と和歌山工業高等専門学校との包括連携に関する協定書（独立行政法人国立高等専門学校機構和歌山工業高等専門学校）	106
62. 災害時における避難所等施設利用に関する協定書（独立行政法人国立高等専門学校機構和歌山工業高等専門学校）	108
63. 防災ヘリポートとしての施設利用に関する協定書（独立行政法人国立高等専門学校機構和歌山工業高等専門学校）	110
64. 大規模災害発生時における車両等障害物除去に関する協定（株式会社救援）	113
65. 津波発生時における緊急避難場所使用に関する協定書（きのくに信用金庫）	115
66. 御坊市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（日本郵便株式会社）	117
67. 災害時における緊急支払の手続に関する協定書（株式会社紀陽銀行）	119
68. 災害時における物資の供給に関する協定書（三協フロンテア株式会社）	121
69. 大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書（大塚製薬株式会社）	123

70. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定書（シバタ工業株式会社）	125
71. 災害時等での施設利用の協力に関する協定書（株式会社ダイナム）	127
72. 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクテイオ関西支店御坊営業所）	130
73. ドローンを活用した連携協力に関する協定書（株式会社古田鉄工所）	132
74. 災害時における飲料水の供給に関する協定書（株式会社アクオス）	135
75. 災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定書（近畿福山通運株式会社和歌山有田営業所）	137
76. 災害時における医療材料等の供給に関する協定書（株式会社スズケン田辺支店）	140
77. 災害時における一時避難場所に関する協定書（社会福祉法人博愛会）	142
78. 災害時における福祉避難所に関する協定書（社会福祉法人博愛会）	144
79. 災害時における段ボール製品の調達に関する協定書（オカジ紙業株式会社）	147
80. 災害時における物資輸送等に関する協定書（ヤマト運輸株式会社和歌山主管支店）	150
81. 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書（和歌山司法書士会）	152
82. 災害時における物資供給に関する協定書（プラス株式会社ジョイントックカンパニー）	154
83. 災害時等での入浴施設利用の協力に関する協定書（有限会社夢工房）	156
84. 災害時における支援協力に関する協定書（シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社）	159
85. 災害時における帰宅困難者の施設使用に関する協定書（MARUNI 株式会社）	161
86. 災害時における支援協力に関する協定書（幕末株式会社）	163
87. 災害時における物資輸送等に関する協定書（秋山通送株式会社）	165

1. 災害相互物資援助協定（藤井寺市・近江八幡市）

災害相互物資援助協定

滋賀県近江八幡市、和歌山県御坊市及び大阪府藤井寺市（以下「関係市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「基本法」という。）第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時の相互物資援助活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、関係市のいずれかの市域において、基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがあると認めるとき、関係市が物資等の相互援助活動を行うことで、災害応急対策及び復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（援助物資の範囲）

第2条 援助を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 主食、副食、生活必需品、医薬品及び飲料水並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) その他援助のあった物資で、提供又は斡旋できるもの

（物資援助の要請）

第3条 援助を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等により援助を要請する。なお、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を必要とする物資等の種類及び数量又は容量
- (3) 援助物資の搬入場所と経路
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（要請に基づく措置）

第4条 前条の要請を受けた市（以下「援助市」という。）は、直ちに救援物資等を要請地まで搬送し、被災市の被害状況によっては、直ちに援助活動に従事するものとする。

（自主的援助活動）

第5条 地震等の大規模災害時において、通信手段の途絶により、被災市からの援助要請がないときにおいても、援助市は、被災市の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により、被災市の被害が甚大であり、救援物資が必要と判断される場合は、第3条の要請を待たずに自主的な援助活動を実施するものとする。ただし、この場合においては、第3条に規定する要請がなされたものとする。

（経費の負担）

第6条 援助に要した経費のうち、提供できる物資等は、援助市が負担するものとし、緊急物資の斡旋に基づく調達品は被災市の負担を原則とする。ただし、特別な事情が生じたときは、援助市と被災市との間で別途協議して定めるものとする。

（情報交換）

第7条 関係市は、この協定が円滑に運用できるよう、原則として年1回情報交換の機会を持って、地域防災計画、備蓄物資の品目及び数量その他必要な情報を交換するものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関して必要な事項、又は定めのない事項若しくは疑義の生じた事項については、その都度関係市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成14年5月24日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書三通を作成し、関係市長が記名押印のうえ、各市一通を保有する。

和歌山県御坊市 市長 柏木 征夫

大阪府藤井寺市 市長 井関 和彦

滋賀県近江八幡市 市長 川端 五

2. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定（株式会社 オークワ）

災害救助に必要な物資の供給に関する協定

御坊市（以下「甲」という。）と株式会社オークワ（以下「乙」という。）とは、甲及甲が災害時の相互物資援助に関する協定を締結している市のいずれか（以下「当該市」という。）において、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 市内に災害が発生し、または発生するおそれのあるとき。
- (2) 甲が災害時の相互物資援助に関する協定を締結している市から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成15年3月31日とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年7月24日

甲 和歌山県御坊市藪350番地
御坊市
御坊市長 柏木 征夫

乙 和歌山市中島185番地の3
株式会社 オークワ
代表取締役 大桑 啓嗣

3. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定（御坊市商店街振興組合連合会）

災害救助に必要な物資の供給に関する協定

御坊市（以下「甲」という。）と御坊市商店街振興組合連合会（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、御坊市及び御坊市が災害時の相互物資援助に関する協定を締結している市のいずれか（以下「当該市」という。）において、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合、当該市が災害応急対策及び復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する物資の供給を要請できるものとする。

- (1) 市内に災害が発生し、または発生するおそれのあるとき。
- (2) 甲が災害時の相互物資援助に関する協定を締結している市から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- (1) 食糧及び生活必需品
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第5条 乙は前条の規定による要請があったときは、可能な範囲において物資の供給に努めるものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

- 2 乙は、物資を納入した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（価格の決定）

第7条 乙が甲に供給した物資の価格は、供給時の標準価格を基準として甲、乙協議して定める。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して決定する。

（代金の請求及び支払い）

第8条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

- 2 甲は前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（供給可能物資の報告）

第9条 乙はこの協定の締結時点における供給可能物資の保有数量を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し供給可能物資の保有数量等の報告を
求めることができる。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲
乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する
ものとする。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 14 年 7 月 24 日

甲 和歌山県御坊市藪 3 5 0 番地
御坊市
御 坊 市 長 柏 木 征 夫

乙 和歌山県御坊市藪 3 5 0 番地 2 8
御坊市商店街振興組合連合会
理 事 長 伏 木 眞 仁

4. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定（コーナン商事株式会社）

災害救助に必要な物資の供給に関する協定

御坊市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、御坊市及び御坊市が災害時の相互物資援助に関する協定を締結している市のいずれか（以下「当該市」という。）において、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合、当該市が災害応急対策及び復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する物資の供給を要請できるものとする。

- (1) 市内に災害が発生し、または発生するおそれのあるとき。
- (2) 甲が災害時の相互物資援助に関する協定を締結している市から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- (1) 食糧及び生活必需品
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第5条 乙は前条の規定による要請があったときは、可能な範囲において物資の供給に努めるものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

- 2 乙は、物資を納入した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（価格の決定）

第7条 乙が甲に供給した物資の価格は、供給時の標準価格を基準として甲、乙協議して定める。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して決定する。

（代金の請求及び支払い）

第8条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

- 2 甲は前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（供給可能物資の報告）

第9条 乙はこの協定の締結時点における供給可能物資の品目を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対して供給可能物資の品目等の報告を求めることができる。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 16 年 5 月 13 日

甲 和歌山県御坊市藪 350 番地
御坊市
御坊市長 柏 木 征 夫

乙 大阪府堺市鳳東 4 丁 401 番地 1
コーナン商事株式会社
代表取締役 疋田 耕三

5. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定（エバグリーン廣甚株式会社）

災害救助に必要な物資の供給に関する協定

御坊市（以下「甲」という。）と エバグリーン廣甚株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、御坊市及び御坊市が災害時の相互物資援助に関する協定を締結している市のいずれか（以下「当該市」という。）において、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合、当該市が災害応急対策及び復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（規定を適用する店舗）

第2条 この協定の規定を適用する店舗は、御坊市内に立地するエバグリーン廣甚株式会社グループの小売事業店舗とする。

（要請）

第3条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する物資の供給を要請できるものとする。

- （1） 市内に災害が発生し、または発生するおそれのあるとき。
- （2） 甲が災害時の相互物資援助に関する協定を締結している市から物資の調達のあつせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- （1） 食糧及び生活必需品
- （2） その他乙が調達可能な物資で甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第6条 乙は前条の規定による要請があったときは、可能な範囲において物資の供給に努めるものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡しは、甲乙協議の上で決定した場所で行うものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納入した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

(価格の決定)

第8条 乙が甲に供給した物資の価格は、供給時の標準価格を基準として甲、乙協議して定める。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して決定する。

(代金の請求及び支払い)

第9条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4年 6月 1日

甲 和歌山県御坊市藪350番地
御 坊 市
御坊市長 三 浦 源 吾

乙 和歌山県有田郡湯浅町湯浅1590
エバグリーン廣甚株式会社
代表取締役 米 原 ま き

6. 水道災害に関する応援協定（御坊市管工事協同組合）

水道災害に関する応援協定

御坊市水道事業 御坊市長 柏木 征夫（以下「甲」という。）と御坊市管工事協同組合 代表理事 宮下 秀博（以下「乙」という。）は、地震、異常湧水その他の水道災害に関する応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、御坊市域において地震、異常湧水その他の水道災害が発生した場合における応援に関し必要な事項を定め、水道施設の円滑かつ早期の復旧を図ることを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲は、前条の水道施設の復旧を図るため、必要に応じて乙に応援を求めるものとする。

2 乙は、前項の応援要請があったときは、特別な事情のない限り甲の指揮下に入り、甲に協力するものとする。

（応援の要請手続）

第3条 甲は、乙の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した応援要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 応援を必要とする人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

（応援経費の負担）

第4条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがあるもの並びに応援者に係る人件費を除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として甲が負担する。
 - (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は甲が負担する。
 - (3) 応援者が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。
 - (4) 応援者が応援業務中に第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては甲が負担する。
- 2 前項第1号及び第2号の甲が負担する経費については、後日甲及び乙が算出協議し確定した額とする。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれか一方から何らかの意思表示がないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（補則）

第6条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年1月13日

甲 御坊市水道事業
御坊市長 柏木 征夫

乙 御坊市管工事協同組合
代表理事 宮下 秀博

7. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定（NPO法人 コメリ災害対策センター）

災害救助に必要な物資の供給に関する協定

御坊市（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、御坊市及び御坊市が災害時の相互物資援助に関する協定を締結している市のいずれか（以下「当該市」という。）において、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合、当該市が災害応急対策及び復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する物資の供給を要請できるものとする。

- (1) 市内に災害が発生し、または発生するおそれのあるとき。
- (2) 甲が災害時の相互物資援助に関する協定を締結している市から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- (1) 生活必需品
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第5条 乙は前条の規定による要請があったときは、可能な範囲において物資の供給に努めるものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

- 2 乙は、物資を納入した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（価格の決定）

第7条 乙が甲に供給した物資の価格は、供給時の標準価格を基準として甲、乙協議して定める。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して決定する。

（代金の請求及び支払い）

第8条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

- 2 甲は前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（供給可能物資の報告）

第9条 乙はこの協定の成立の日及び毎年4月1日現在の供給可能物資の保有数量を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 1 8 年 7 月 2 5 日

甲 和歌山県御坊市藪 3 5 0 番地

御坊市長 柏 木 征 夫

乙 新潟県新潟市清水 4 5 0 1 番地 1

N P O 法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

8. 災害発生時における災害応急作業に関する協定書（御坊市造園建設業協会）

災害発生時における災害応急作業に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と御坊市造園建設業協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における初期対応として、乙の甲に対する災害応急作業の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応急の要請）

第1条 甲は、災害発生時において、災害応急作業（以下「作業」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した建設資機材等応援要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び作業内容
- (2) 応援を必要とする日時、場所
- (3) 現地連絡責任者
- (4) その他必要な事項

2 作業の期間については、初期対応が終了するまでとする。

3 乙は甲から要請があったときは、可能な限りこれに応じるものとする。

（要請する作業）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する作業は、次の作業とする。

- (1) 災害発生後、倒木により市道が閉鎖され、通行の困難が予想される時の障害物の除去作業
- (2) 災害発生後、倒木により避難地・避難路が閉鎖され、避難の困難が予想される時の障害物の除去作業
- (3) その他甲が必要と認める応急作業

（作業報告）

第3条 実施会員は、前条の規定に基づく作業が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した建設資機材等使用報告書（様式2）を現地連絡責任者から乙に提出し、乙から甲に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害状況の作業内容
- (2) 応援に従事した日時、場所
- (3) 現地連絡責任者
- (4) その他の必要な事項

（経費）

第4条 第2条及び第3条に規定する作業については、無償とし、乙は甲に経費を求めないものとする。ただし、やむを得ない理由により作業に資材が必要となる場合は、甲から乙に対し、支給を原則とする。

（災害補償）

第5条 この協定に基づいて作業に従事した者が、本作業において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、作業従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第6条 乙は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては御坊市産業建設部長、乙においては御坊市造園建設業協会会長とする。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの意思表示がないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年12月26日

(甲) 御坊市長 柏木征夫

(乙) 御坊市造園建設業協会

会長 林弘一

9. 大規模災害発生時における災害緊急支援に関する協定書（和歌山県宅地建物取引業協会 日高支部）

大規模災害発生時における災害緊急支援に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における初期対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「大規模災害発生時」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、御坊市内において甚大な人的及び物的被害が発生したときをいう。

2 初期対応の初期とは、災害発生時から概ね30日間をいう。

（緊急の要請）

第2条 甲は、災害緊急支援（以下「支援」という。）のため、乙に対し、乙の所属会員（以下「会員」という。）が所有又は管理する土地建物の提供の支援を受けるときは、次に掲げる事項を記載した土地建物無償貸与要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 貸与を必要とする土地建物等
- (3) 貸与を必要とする期間
- (4) 土地建物を所有又は管理する会員名
- (5) その他必要な事項

2 貸与の期間については、前条第2項で規定する日数とする。

3 乙は甲から要請があったときは、可能な限りこれに応じるものとする。

（要請する支援）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する支援は、次のとおりとする。

- (1) 和歌山県と社団法人和歌山県宅地建物取引業協会が締結している「災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書」に基づく協力要請
- (2) 緊急避難場所確保
- (3) 倒壊家屋等の除去等、復旧作業時に必要となる場所確保
- (4) 大津波警報発表中において、会員が所有する建物で昭和56年6月以降に建築された鉄骨造外付階段等の利用可能な物件の津波緊急避難ビルとしての使用
- (5) その他甲が必要と認める緊急支援

（貸与報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく支援が終了したときは、土地建物を所有又は管理する会員から、次に掲げる事項を記載した土地建物貸与終了報告書（様式2）により報告を受け、速やかに甲に文書をもって提出するものとする。

- (1) 貸与した土地建物等
- (2) 貸与した期間
- (3) 土地建物を所有又は管理する会員名
- (4) その他の必要な事項

(経費)

第5条 第2条及び第3条に規定する貸与については、無償とし、乙は甲に経費を求めないものとする。ただし、甲は、やむを得ない理由により経費が必要と認めた場合には乙に対し、支払いを行うものとする。

(原形復旧義務)

第6条 この協定に基づいて貸与に使用した建物が、使用者の責において毀損等の損害を与えた場合は、使用者が原形復旧するものとする。ただし、甲乙がやむを得ない理由があると認めるときは、甲乙が協議し、原形復旧するものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第7条 乙は、空地、空家等の情報を積極的かつ速やかに甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては御坊市産業建設部長、乙においては社団法人和歌山県宅地建物取引業協会日高支部長とする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの意思表示がないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(会員名簿の提出)

第10条 乙は、会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に移動があったときは、その都度、通知するものとする。また、添付資料として貸与可能な空地、空家及び第3条第4号に規定する津波緊急避難ビルとして利用可能な物件情報を提出するものとする。

(守秘事項)

第11条 甲は、平常時において前条で知り得た情報については漏らしてはならない。

2 乙は、この協定履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年4月14日

(甲) 御坊市長 柏木 征夫

(乙) 社団法人

和歌山県宅地建物取引業協会

会長 一色 武彦

日高支部長 角 幸彦

10. 災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定書（日高環境衛生協同組合）

災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と日高環境衛生協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における下水道及びし尿・浄化槽汚泥等の撤去、収集並びに運搬（以下「災害廃棄物の撤去等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における災害廃棄物の撤去等に関し、甲が乙に応援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害をいう。

2 この協定における「応援協力」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の撤去等に必要乙の会員の機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の撤去等に必要乙の会員の職員の派遣
- (3) 仮設トイレ等の寄付及び提供。ただし、仮設トイレの使用については、災害時のみの使用とする。
- (4) 前各号に定めるもののほか、災害廃棄物の撤去等に関し必要な事項

（応援協力要請）

第3条 甲は、自らの管理施設が被災し乙の応援協力を必要とするとき、又は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害廃棄物の撤去等について応援協力の要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り甲又は被災市町村が実施する災害廃棄物の撤去等に協力するものとする。

（被災市町村との協議）

第4条 被災市町村と乙は、応援協力の内容、方法等について必要に応じ相互に協議し確認するものとする。

（応援協力要請の手続）

第5条 甲は、応援協力の要請に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に依頼するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

- (1) 甲の管理施設名又は被災市町村名
- (2) 仮設トイレ設置場所
- (3) 応援協力の要請内容
- (4) その他必要な事項

（災害廃棄物の撤去等の実施）

第6条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要人員、機材、物資等を調達し、甲又は被災市町村が実施する災害廃棄物の撤去等に従事させるものとする。

2 乙の会員は、甲又は被災市町村の指示に従い災害廃棄物の撤去等を実施するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の撤去等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 甲の管理施設名又は被災市町村名
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) 従事者名及び従事者名並びに作業日誌
- (4) その他必要な事項

(経費負担)

第8条 乙は、原則として応援協力要請を無償で行うものとし、甲又は被災市町村に応援協力を要する経費負担を求めないものとする。

(損害賠償)

第9条 第6条の規定により災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員の職員がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては御坊市市民福祉部環境衛生課及び産業建設部下水道課、乙においては日高環境衛生協同組合を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を当てるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第12条 本協定の期間は、平成21年3月5日から平成22年3月31日までとする。

ただし、協定期限の満了の日までに、甲乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年3月5日

甲 御坊市 藪350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 御坊市 藪873番地25
日高環境衛生協同組合
理事長 龍田 仙太郎

11. 大規模災害発生時における復旧支援活動に関する協定書（社団法人 和歌山県自動車整備振興会御坊支部）

大規模災害発生時における復旧支援活動に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県自動車整備振興会御坊支部（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における初期対応として、乙の甲に対する復旧支援活動（以下「支援活動」という。）について次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定書において、「大規模災害発生時」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、御坊市内において甚大な人的・物的被害が発生した時をいう。

2 初期対応の初期とは、災害発生時から概ね3日間をいう。

（活動の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援活動は、次のとおりとする。

- (1) クレーン、ジャッキ、ウインチ、牽引ロープ等による被災者の救助及び応急措置
- (2) レッカー車等による緊急車両通行のための放置車両及び障害物の除去作業
- (3) その他、甲が必要と認める支援活動

（活動の要請）

第3条 甲は、支援活動のため乙が所有する資機材等が必要と認めるときは、第9条に定める連絡責任者を通じて、乙に対して支援活動要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、甲は口頭により要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は事後に要請書を乙に提出するものとする。

3 支援活動の要請は、乙に支援活動以外のその他の義務を発生させるものではない。

（活動の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、業務実施受諾書（様式第2号。以下「受諾書」という。）により甲に回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、乙は、口頭により受諾を行うことができるものとする。この場合において、乙は、事後に受諾書を甲に提出するものとする。

（活動の終了）

第5条 甲が支援活動の終了を告げた場合は、この協定による支援活動を終了するものとし、乙は、業務実施報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費）

第6条 第2条に規定する支援活動については、無償とし、乙は甲に経費を求めないものとする。ただし、やむを得ない理由により作業に資材が必要となる場合は、甲から乙に対し、支給を原則とする。

（災害補償）

第7条 この協定に基づく支援活動において、従事者が負傷、若しくは疾病にかかり、又は死亡した

場合の災害補償については、作業従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては御坊市産業建設部長、乙においては和歌山県自動車整備振興会御坊支部長とする。

(応援体制の整備)

第10条 乙は、災害時に支援活動が円滑に実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに連絡体制図を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の連絡体制図について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲に提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結から起算して1年とする。ただし、期間満了の2ヵ月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がないときは、引き続き効力を有するものとする。

(疑義等)

第12条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成22年6月4日

甲 御坊市長 柏木征夫

乙 御坊市藤田町吉田422番地
和歌山県自動車整備振興会
御坊支部
支部長 磯部 宏

12. 災害時における地域の安心の確保等に関する協定書（社会福祉法人 博愛会）

災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 博愛会 理事長 小林 隆弘（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における地域の安心の確保等について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）及び平常時において、高齢者や障害者等支援を必要とする地域住民の安心を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（乙への協力要請内容）

第2条 甲は、次の事項について乙の協力を要請するものとし、乙は、できる限り受諾するよう努めるものとする。

- (1) 災害発生時等において、在宅や施設での生活が困難になった高齢者及び障害者（以下「要援護者」という。）の受入れ
- (2) 災害発生時等において、地域における人的・物的被災状況の把握、高齢者福祉施設等への職員の派遣
- (3) 平常時における、地域の高齢者、障害者等への見守り活動等の協力及び異変等の連絡

（甲の協力内容）

第3条 甲は、乙が前条の協力を効果的に実施できるよう、必要に応じ看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に協力するものとする。

- 2 甲は、災害発生時等において、乙から災害ボランティア等の派遣要請があった場合には、行うよう努めるものとする。
- 3 甲は、災害発生時等において、乙から生活物資等の確保について要請があった場合には、協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、第2条第1号及び第2号の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要援護者の身元引受人等の氏名、連絡先
- (3) 要援護者別の受入見込み期間
- (4) 地域の被災状況の把握要請にあつては、当該地域の範囲、把握すべき事項等
- (5) 他施設への職員派遣の要請にあつては、派遣先施設の名称及び所在地、派遣人数及び期間等

（要援護者の移送）

第5条 乙は、甲の要請があれば、要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲の要請により、被災状況の把握に要した費用及び他施設への職員派遣費用は、甲が負担するものとする。

(情報提供等)

第7条 乙は、第2条第2号の要請により被災状況の把握を行った場合は、甲にその情報を速やかに報告するものとする。

2 甲は、災害発生時等における市内の被害状況、復旧の見込み等の情報を随時乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年7月6日

甲 御坊市藪350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 御坊市名田町野島1番地9
社会福祉法人 博愛会
理事長 小林 隆弘

13. 災害時における応急対策業務に関する協定書（日高環境衛生協同組合）

災害時における応急対策業務に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と日高環境衛生協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における下水道施設の調査・応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、本市に災害が発生し又は発生する恐れのある場合に、甲と乙が協力して下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定をする災害をいう。

2 その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合をいう。

3 本協定において「下水道施設」とは、公共下水道施設・農業集落排水施設をいう。

（応急対策要請）

第3条 甲は、災害の発生又は発生する恐れのある場合において実施する応急対策業務に、乙の協力応援が必要であると認められたときは、乙に対して応急対策業務の協力応援を要請することができる。

2 前号の業務期間については、現場着手時点より7日間とする。その後については、甲乙協議して定めるものとする。

（応急対策業務）

第4条 甲が、乙に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 下水道施設への、機材の提供及び職員の派遣
- (2) 同施設の被災状況の調査
- (3) 同上施設での、運転状況の確認及び運転
- (4) 同施設での応急復旧作業
- (5) 同施設の本復旧までの協力
- (6) 前各号に定めるもののほか、協力応援に関して必要な事項

（乙の責務）

第5条 乙は、甲からの協力応援要請に備え、応急対策業務の円滑な実施を図るため協力応援できる職員及び必要な機材等の状況を常に把握するなど協力応援体制を構築し、甲から要請があった場合は、優先してその業務を実施するための措置をとるものとする。

（費用の負担）

第6条 本協定に基づく応急対策業務に要した最低限の費用については、乙が負担する。

2 費用の算出方法については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第7条 第3条の規定による要請に係る業務により、第三者に損害が生じたときは、甲・乙協議してその処理解決にあたるものとする。

2 同上に係る業務により従事した乙の職員が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(細目)

第8条 本協定に基づき、甲と乙との間で、事前の連絡体系・緊急時の連絡体制・業務の詳細範囲と
その内容など必要な細目については、別途定めることができる。

(その他)

第9条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、
その都度甲・乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の期間は、平成23年10月1日から平成24年9月30日までとする。ただし、
協定期限の満了の日までに、甲・乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場
合又は甲・乙の合意により協定内容の変更を除き、1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(内容の変更)

第11条 本協定の内容は、甲・乙の協議により随時変更することができる。

本協定の成立の証するため、本書2通作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月30日

甲 御坊市 藪350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 御坊市藤田町吉田328の1番地
日高環境衛生協同組合
理事長 山本 弘幸

14. 災害時における避難所等施設利用に関する協定書（和歌山県立日高高等学校）

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と和歌山県立日高高等学校（以下「乙」という。）は、御坊市内に発生した地震その他による災害（以下「災害」という。）時において、御坊市地域防災計画に基づく、第二次避難所及び津波緊急避難先（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等として利用できる施設）

第2条 甲が避難所等として利用できる施設（以下「施設」という。）は、原則次のとおりとする。

避難所等の区分	施設名
第二次避難所	体育館・武道館・課外活動棟・運動場（別紙）
津波緊急避難先	北側4階建校舎（特別教室棟） 廊下・階段（別紙）

2 甲は、乙の許可を得て、施設の鍵を所持することができるものとする。ただし、鍵について甲は、毎年9月30日を目途に一旦乙に返却し、10月1日から再度借用するものとする。

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害が発生し避難所等を開設する必要がある場合は、前条において定められた施設の被害状況に応じて避難所等として開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、施設を避難所等として開設する場合は、事前に乙に対しその旨を避難所等開設通知書（第1号様式）又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、施設を避難所等として開設することができる。この場合、甲は、乙に対し速やかに開設した旨を通知するものとする。

3 乙は、甲が避難所等を開設する以前に住民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通知するものとする。甲は、乙から通知を受けた場合は速やかに職員を派遣するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 必要に応じて甲は、日常生活用品、食料及び医薬品、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 避難所等の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙を通し和歌山県教育委員会教育長に対し、避難所等使用

許可期限延長申請書（第2号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

（避難所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第9条 甲は、施設について避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届（第3号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成23年10月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年10月1日

甲 御坊市菌350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 御坊市島45番地
和歌山県立日高高等学校
校長 高田 晴美

15. 災害時における避難所等施設利用に関する協定書（和歌山県立紀央館高等学校）

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と和歌山県立紀央館高等学校（以下「乙」という。）は、御坊市内に発生した地震その他による災害（以下「災害」という。）時において、御坊市地域防災計画に基づく、第二次避難所及び津波緊急避難先（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等として利用できる施設）

第2条 甲が避難所等として利用できる施設（以下「施設」という。）は、原則次のとおりとする。

避難所等の区分	施設名
第二次避難所	体育館・武道場・生徒ホール・運動場（別紙）
津波緊急避難先	外付け階段のある施設（別紙）

2 甲は、乙の許可を得て、施設の鍵を所持することができるものとする。ただし、鍵について甲は、毎年9月30日を目途に一旦乙に返却し、10月1日から再度借用するものとする。

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害が発生し避難所等を開設する必要がある場合は、前条において定められた施設の被害状況に応じて避難所等として開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、施設を避難所等として開設する場合は、事前に乙に対しその旨を避難所等開設通知書（第1号様式）又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、施設を避難所等として開設することができる。この場合、甲は、乙に対し速やかに開設した旨を通知するものとする。

3 乙は、甲が避難所等を開設する以前に住民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通知するものとする。甲は、乙から通知を受けた場合は速やかに職員を派遣するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 必要に応じて甲は、日常生活用品、食料及び医薬品、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 避難所等の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙を通し和歌山県教育委員会教育長に対し、避難所等使用許可期限延長申請書（第2号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、施設について避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届(第3号様式)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成23年10月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年10月1日

甲 御坊市藪350番地
御坊市長 柏木征夫

乙 御坊市湯川町小松原43番地1
和歌山県立紀央館高等学校
校長 小山宣樹

16. 緊急時における西日本電信電話株式会社施設の使用に関する協定書（西日本電信電話株式会社 和歌山支店）

緊急時における西日本電信電話株式会社施設の使用に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社和歌山支店（以下「乙」という。）は、大規模な災害から地域住民の生命、身体を守るため、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、自然災害、武力攻撃事態等のほか、地域住民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす緊急事態が発生した時又は発生する恐れがある時（以下「緊急時」という。）において、甲が乙に対し、乙の保有する施設、部屋（以下「提供場所」という。）の使用を要請し、乙が使用許諾することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（提供場所の範囲）

第2条 乙が甲に使用させることのできる提供場所、その他必要事項は別途覚書により取り交わすこととする。

2 乙は自社の建物利用計画の変更に伴い、甲に使用させることのできる提供場所について変更できるものとし、変更がある場合には、書面により甲に通知するものとする。

（要請の手続き）

第3条 前条第1項による、提供場所の使用に際して、甲から乙への要請手続きは別に定める場合を除き、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に基づき、甲から乙に対し要請があった場合、乙は甲に対し速やかに諾否について回答するものとする。

（使用の条件）

第4条 乙は、施設を無償で甲に使用させるものとする。

2 甲は、施設を使用する場合、乙の指示に従うものとする。

3 甲は、施設の使用に伴い、施設内の改装等が必要な場合は、事前に乙に書面にて連絡し、承諾を得た後に、甲の費用にて実施するものとする。なお、施設の使用に伴う光熱水費及び通信費については、甲が負担するものとする。

4 甲は、提供場所の使用を必要としなくなった場合は、甲の責任において、原状回復するものとし、乙において原状回復を行った場合は、その費用を甲に請求できるものとする。

5 甲は、その責に帰すべき事由により、乙に損害を与えた時は、その損失を補償するものとする。

6 甲が提供場所を使用中に発生した事故等について、乙は一切の責任を負わない。

7 甲が本協定に違反した場合、乙は当該提供した施設の使用を中止させることができるものとする。なお、この場合、原状回復については、本条第4項の規定を適用する。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成24年1月27日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了するまでの間に、甲乙いずれからも何らの申し出がない時は、有効期間満了の翌日から起算して1年間本協定を更新することとし、以後同様とする。

（附則）

第6条 本協定に定めのない事項又は、協定に定める事項に疑義が生じた時は、その都度甲乙協議にて定めることとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有することとする。

平成24年1月27日

（甲）和歌山県御坊市藪350番地
御坊市長 柏木 征夫

（乙）和歌山県和歌山市一番丁5番地
西日本電信電話株式会社 和歌山支店
支店長 江口 秀孝

17. 災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長 上総周平（以下「甲」という。）と御坊市長 柏木征夫（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目 的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う、次の各号に掲げる時期とする。

- 一 御坊市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 御坊市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員] 含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び捜査員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または、甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡は甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年3月1日

甲 近畿地方整備局長 上 総 周 平

乙 御 坊 市 長 柏 木 征 夫

18. 災害時における排水設備緊急修理修繕業務に関する協定書（御坊市管工事業協同組合）

災害時における排水設備緊急修理修繕業務に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と御坊市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における調査・排水設備の緊急修理修繕業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、本市に災害が発生した場合に、下水道施設機能阻害の一因となる、排水設備破損箇所からの汚水管渠への土砂等の流入を迅速に防ぐため、甲と乙が協力して排水設備緊急修理修繕を委託するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定をする災害をいう。

2 その他前項と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合をいう。

3 本協定において「下水道施設」とは、公共下水道施設・農業集落排水施設をいう。

4 本協定において「排水設備」とは、排水を下水道施設における管渠に流入させるために設ける建築物又は敷地内等の排水管渠及び付帯設備の総称をいう。

（緊急修理修繕要請）

第3条 甲は、災害の発生した場合において実施する緊急修理修繕業務に、乙の協力応援が必要であると認められたときは、乙に対して緊急修理修繕業務の協力応援を要請することができる。

2 前項の業務期間については、現場着手時点より数日間とする。その後については、甲乙協議して定めるものとする。

（緊急修理修繕業務）

第4条 甲が、乙に要請する緊急修理修繕業務は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備設置箇所への、機材の提供及び作業従事者の派遣
- (2) 同施設の被災状況の調査（主に目視等による。）
- (3) 同施設での緊急修理修繕作業（下水本管への土砂等流出防止応急作業）
- (4) 同施設の本復旧までの協力
- (5) 前各項に定めるもののほか、協力応援に関して必要な事項

（乙の責務）

第5条 乙は、甲からの協力応援要請に備え、緊急修理修繕業務の円滑な実施を図るため協力応援できる作業従事者及び必要な機材等の状況を常に把握するなど協力応援体制を構築し、甲から要請があった場合は、優先してその業務を実施するための措置をとるものとする。

（費用の負担）

第6条 本協定に基づく緊急修理修繕業務に要した最低限の費用については、乙が負担する。

2 費用の算出方法については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第7条 第3条の規定による要請に係る業務により、第三者に損害が生じたときは、甲・乙協議してその処理解決にあたるものとする。

2 同上に係る業務により従事した乙の作業に従事した者が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場

合の損害賠償については、作業従事者の使用者の責任において行うものとする。

(細目)

第8条 本協定に基づき、甲と乙との間で、事前の連絡体系・緊急時の連絡体制・業務の詳細範囲と
その内容など必要な細目については、別途定めることができる。

(その他)

第9条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、
その都度甲・乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、協
定期限の満了の日までに、甲・乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合
又は甲・乙の合意により協定内容の変更を除き、1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(内容の変更)

第11条 本協定の内容は、甲・乙の協議により随時変更することができる。

本協定の成立の証するため、本書2通作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月30日

甲 御坊市藪350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 御坊市湯川町財部1107-12
御坊市管工事業協同組合
代表理事 木本 勝秀

19. 大規模災害発生時における支援等に関する協定書（株式会社 旭商会）

大規模災害等発生時における支援等に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と㈱旭商会（以下「乙」という。）は、御坊市内において、大規模な事故又は災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における支援及び甲に対する石油類燃料等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、御坊市内で大規模災害等が発生し、交通機関の不通等により、駅、事業所及び学校等に滞留する多数の通勤者、通学者及び観光客等（以下「帰宅困難者」という。）が徒歩で帰宅する際の支援活動（以下「支援活動」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に加えて、大規模災害等の発生時における災害対応車両等（甲が保有する車両・船舶等及び甲の要請に基づき災害救助活動に従事する車両・船舶等）、救援車両等（災害対応車両以外で、防災協定等に基づき救援活動を行う車両・船舶等）及び甲の指示する施設等への優先的な供給活動（以下「供給活動」という。）について、甲及び乙は、連携・協力し、大規模災害等からの早期復旧のため、努力するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、大規模災害等の発生時においては、前2項に規定する以外の事項についても、甲及び乙は、相互に連携・協力するものとする。

（支援活動の内容）

第2条 大規模災害等の発生時において、甲が乙に対し、帰宅困難者への支援を要請した場合には、乙は、乙の給油所において、可能な限りの支援活動を行うものとする。

2 支援活動は、次に掲げる事項とする。

(1) 乙の給油所において、帰宅困難者に対し、水道及びトイレ等を使用させること。

(2) 乙の給油所において、帰宅困難者に対し、地図等又は放送等で知り得た道路情報等を提供すること。

3 乙は、前項に掲げる事項の全部又は一部について協力可能な給油所について、平常時から、協力態勢の把握に努めるものとする。

（支援活動の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときには、可能な範囲において、帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。

2 大規模災害等の発生時に通信の途絶等により、前項の要請が到達しない場合には、前項の規定に関わらず、乙は、甲の要請を待たずに支援活動を実施することができるものとする。

（供給活動の実施）

第4条 大規模災害等の発生時において、甲が乙に対して、石油類燃料等の供給活動を要請した場合には、乙は給油所において、可能な限りの供給活動を行うものとする。

（費用負担等）

第5条 第2条の規定に基づく支援活動に要する経費は、乙の負担とする。

2 前条の規定に基づく供給活動における石油類燃料の価格は、大規模災害の発生時点で、甲が市内業者と石油製品単価契約を締結している価格とする。

(損害補償)

第6条 この協定に基づく支援活動及び供給活動に伴って、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による何らかの申出がないときは、有効期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年9月3日

甲 御坊市長 柏木 征夫

乙 御坊市名屋町三丁目6番地の11
株式会社 旭商会
代表取締役 森本 弘之

20. 大規模災害発生時における支援等に関する協定書（日高地方石油協同組合）

大規模災害等発生時における支援等に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と日高地方石油協同組合（以下「乙」という。）は、御坊市内において、大規模な事故又は災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における支援及び甲に対する石油類燃料等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、御坊市内で大規模災害等が発生し、交通機関の不通等により、駅、事業所及び学校等に滞留する多数の通勤者、通学者及び観光客等（以下「帰宅困難者」という。）が徒歩で帰宅する際の支援活動（以下「支援活動」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に加えて、大規模災害等の発生時における災害対応車両等（甲が保有する車両・船舶等及び甲の要請に基づき災害救助活動に従事する車両・船舶等）、救援車両等（災害対応車両以外で、防災協定等に基づき救援活動を行う車両・船舶等）及び甲の指示する施設等への優先的な供給活動（以下「供給活動」という。）について、甲及び乙は、連携・協力し、大規模災害等からの早期復旧のため、努力するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、大規模災害等の発生時においては、前2項に規定する以外の事項についても、甲及び乙は、相互に連携・協力するものとする。

（支援活動の内容）

第2条 大規模災害等の発生時において、甲が乙に対し、帰宅困難者への支援を要請した場合には、乙は、乙の組合員の給油所において、可能な限りの支援活動を行うものとする。

2 支援活動は、次に掲げる事項とする。

(1) 乙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、水道及びトイレ等を使用させること。

(2) 乙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、地図等又は放送等で知り得た道路情報等を提供すること。

3 乙は、乙の組合員のうち、前項に掲げる事項の全部又は一部について協力可能な給油所について、平常時から、協力態勢の把握に努めるものとする。

（支援活動の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときには、乙の組合員に当該要請について連絡し、乙の組合員は、可能な範囲において、帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。

2 大規模災害等の発生時に通信の途絶等により、前項の要請が到達しない場合には、前項の規定に関わらず、乙及び乙の組合員は、甲の要請を待たずに支援活動を実施することができるものとする。

（供給活動の実施）

第4条 大規模災害等の発生時において、甲が乙に対して、石油類燃料等の供給活動を要請した場合には、乙は、乙の組合員の給油所において、可能な限りの供給活動を行うものとする。

（費用負担等）

第5条 第2条の規定に基づく支援活動に要する経費は、乙の負担とする。

2 前条の規定に基づく供給活動における石油類燃料の価格は、大規模災害の発生時点で、甲が市内業者と石油製品単価契約を締結している価格とする。

（損害補償）

第6条 この協定に基づく支援活動及び供給活動に伴って、乙及び乙の組合員に生じた損害の補償（第

三者に対する損害を含む。)は、乙の責任において行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による何らかの申出がないときは、有効期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年9月18日

甲 御坊市長 柏木 征夫

乙 御坊市湯川町財部240-5 宝ビル2階
日高地方石油協同組合
代表理事 阪本 眞紀

21. 大規模災害発生時における支援物資等の一時保管場所の使用等に関する協定書（アズビル金門和歌山株式会社）

大規模災害発生時における支援物資等の一時保管場所の使用等に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）とアズビル金門和歌山株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における支援物資等の一時保管場所の使用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「大規模災害発生時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、御坊市内において甚大な人的及び物的被害が発生した時をいう。

（使用の要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時に支援物資等の一時保管場所が不足した場合、又は不足するおそれがある場合は、乙に対し、乙の所有する倉庫等の使用を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、支援物資等の一時保管場所の使用要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲内において協力するよう、積極的に努めなければならない。

2 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、支援物資等の一時保管場所使用可能報告書（別記第2号様式）により、可能な限り速やかに使用可能な場所等を甲に連絡しなければならない。

（支援物資等の在庫管理等）

第5条 支援物資等の在庫管理については、甲の責任において行う。

（経費の負担）

第6条 本協定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、原則として、甲が負担するものとし、大規模災害発生時における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条に基づく経費を甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（事故等）

第8条 乙は、本協定に基づく支援物資等の一時保管場所の使用等に際し、やむを得ない事由が発生し協力等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（連絡窓口）

第9条 本協定に関する連絡窓口は、連絡体制表（別記第3号様式）により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

（協議）

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月13日

（甲）御坊市長 柏木 征夫

（乙）アズビル金門和歌山株式会社
代表取締役社長 友田 馨一

22. 御坊市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定（社会福祉法人 御坊市社会福祉協議会）

御坊市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定

御坊市（以下「甲」という。）と社会福祉法人御坊市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり御坊市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、御坊市地域防災計画に基づき乙が設置する御坊市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターを設置するものとする。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、乙にセンターの設置を要請したとき。
- (2) 乙がセンターの設置の必要があると判断したとき。

（センターの設置場所）

第3条 乙は、センターを御坊市福祉センター内に設置するものとする。ただし、御坊市福祉センター内に設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティア（甲と災害に係る協定等を締結しているものを除く。）の受入れ及び派遣に関すること。
- (2) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。
- (3) その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（設置の要請）

第5条 甲は、乙にセンターの設置を要請するときは、必要事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、センターを設置したときは、その旨を文書により甲に報告するものとする。

（関係団体との協力体制）

第6条 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び消防関係団体と情報交換、防災訓練等を行い、平常時からこれら団体等との連携に努めるものとする。

（資機材等の確保）

第7条 甲及び乙は、協力してセンター設置に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所を確保する。

（費用負担）

第8条 第4条各号に規定する業務に関し必要な費用は、甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 乙は、前項に規定する費用の内訳について甲に報告しなければならない。また、甲が必要に応じ説明を求めたときは、乙はこれに応じなければならない。

3 第1項に規定する費用の支払い方法は、甲乙協議して別に定める。

(損害賠償等)

第9条 災害応急、復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する賠償等は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、甲が負担するものとする。

(報告)

第10条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、甲乙それぞれ1通を保管する。

平成24年12月13日

(甲) 御坊市藪350番地
御坊市長 柏木征夫

(乙) 御坊市藪350番地
社会福祉法人 御坊市社会福祉協議会
会長 中村宏次

23. 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社 和歌山支店）

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

御坊市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本契約にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成25年1月7日

甲 御坊市長 柏木 征夫

乙 西日本電信電話株式会社
和歌山支店 法人営業部長
戸水 大助

24. 災害発生時に必要な応急資機材の供給に関する協定書（株式会社 紀和商店）

災害発生時に必要な応急資材の供給に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と株式会社紀和商店（以下「乙」という。）は、災害発生時等における災害応急対策及び復旧対策（以下「災害応急対策等」という。）に必要な応急資材（以下「砂等」という。）の供給及び積込みについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、御坊市内において災害対策基本法第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、甲の災害応急対策等が円滑に実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第2条 甲は、災害応急対策等のため、砂等の調達が必要と認めるときは、別記様式第1号（以下「要請書」という。）により乙に対し要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する作業等は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策等のための砂等の供給
- (2) 砂等を搬送する運搬車への重機による積込み作業
- (3) その他甲が必要と認める作業

（引渡し場所）

第4条 砂等の引渡し場所は、日高港湾内の乙の砂置き場とし、甲は、砂等を搬送する運搬車を用意し、これを引き取るものとする。

（経費）

第5条 第3条に規定する砂等の供給及び積込み作業については、無償とし、乙は甲に経費を求めないものとする。ただし、やむを得ない理由により必要となる資材及び作業がある場合は、甲乙協議するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの意思表示がないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年5月28日

(甲) 御坊市 藪350番地
御坊市長 柏木 征夫

(乙) 海南市 下津町下津3067番地9
株式会社 紀和商店
代表取締役 市川 博康

25. 災害時における緊急避難施設に関する協定書（株式会社 オークワ）

災害時における緊急避難施設に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と株式会社オークワ（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難場所の使用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したとき、地域住民等が緊急に避難しなければならない場合に、乙が所有する施設を緊急避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めたものとする。

（緊急避難施設の名称等）

第2条 乙が所有する避難施設の名称等は、次のとおりとする。

施設の名称	オークワ ロマンシティ御坊店
所在地	和歌山県御坊市湯川町財部181番地
構造・階数	鉄骨 4階PH1階
外階段の有無	有
夜間・休日の体制	24時間警備（常駐）
緊急避難場所の面積	屋上：4050.00㎡ 3階：6451.95㎡ 2階：8630.60㎡

（使用条件）

第3条 甲は、避難施設に地域住民等が避難した際、必要な用具等を使用又は設置する場合は、乙の了解を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び地域住民等は、避難施設を避難以外の目的で使用してはならない。

（使用期間）

第5条 避難施設の使用期間は、次のとおりとする。

	津波時	大規模な水害時	その他災害時
使用開始	市内に津波が発生又は発生する恐れがあるときから	市内に水害が発生又は発生する恐れがあるときから	甲、乙協議の上、別途使用開始から使用終了までの期間を定める。
使用終了	避難施設周辺において浸水の恐れが無くなり、地上を安全に歩行できるまで		

（費用負担等）

第6条 避難施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第7条 甲は、地域住民等が使用した際における避難施設の破損について甲の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、甲が負担する。

2 ただし、災害により見られる避難施設の破損については、乙の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、乙が負担する。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、避難施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等については、責任を一切負わないものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結日から平成26年3月31日までとし、乙が文書をもって協定終了の申出がない限り、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議をして定めるものとする。

2 この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、甲乙1通ずつ保有する。

平成25年 9月 4日

甲 和歌山県御坊市藪350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 和歌山市中島185番地の3
株式会社オークワ
代表取締役 神吉 康成

26. 災害時における地域の安心の確保等に関する協定書（御坊日高老人福祉施設事務組合）

災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と御坊日高老人福祉施設事務組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における地域の安心の確保等について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）及び平常時において、高齢者や障害者等支援を必要とする地域住民の安心を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（乙への協力要請内容）

第2条 甲は、次の事項について乙の協力を要請するものとし、乙は、できる限り受諾するよう努めるものとする。

- (1) 災害発生時等において、在宅や施設での生活が困難になった高齢者及び障害者（以下「要援護者」という。）の受入れ
- (2) 災害発生時等において、地域における人的・物的被災状況の把握、高齢者福祉施設等への職員
の派遣
- (3) 平常時における、地域の高齢者、障害者等への見守り活動等の協力及び異変等の連絡

2 前項の受入れに係る乙の対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 養護老人ホームときわ寮
- (2) 特別養護老人ホームときわ寮
- (3) 特別養護老人ホームときわ寮川辺園
- (4) 特別養護老人ホームときわ寮梅の里

（甲の協力内容）

第3条 甲は、乙が前条の協力を効果的に実施できるよう、必要に応じ看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に協力するものとする。

2 甲は、災害発生時等において、乙から災害ボランティア等の派遣要請があった場合には、行うよう努めるものとする。

3 甲は、災害発生時等において、乙から生活物資等の確保について要請があった場合には、協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、第2条第1号及び第2号の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要援護者の身元引受人等の氏名、連絡先
- (3) 要援護者別の受入見込み期間
- (4) 地域の被災状況の把握要請にあつては、当該地域の範囲、把握すべき事項等
- (5) 他施設への職員派遣の要請にあつては、派遣先施設の名称及び所在地、派遣人数及び期間等

（要援護者の移送）

第5条 乙は、甲の要請があれば、要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(経費の負担)

第6条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用は、甲が負担するものとする。

2 甲の要請により、被災状況の把握に要した費用及び他施設への職員派遣費用は、甲が負担するものとする。

(情報提供等)

第7条 乙は、第2条第2号の要請により被災状況の把握を行った場合は、甲にその情報を速やかに報告するものとする。

2 甲は、災害発生時等における市内の被害状況、復旧の見込み等の情報を随時乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年12月10日

甲 和歌山県御坊市藪350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の180
御坊日高老人福祉施設事務組合
管理者 森下 誠史

27. 災害時における地域の安心の確保等に関する協定書（社会福祉法人 きのくに福祉会）

災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 きのくに福祉会 理事長 北崎 操（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における地域の安心の確保等について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）及び平常時において、高齢者や障害者等支援を必要とする地域住民の安心を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（乙への協力要請内容）

第2条 甲は、次の事項について乙の協力を要請するものとし、乙は、できる限り受諾するよう努めるものとする。

- (1) 災害発生時等において、在宅や施設での生活が困難になった高齢者及び障害者（以下「要援護者」という。）の受入れ
- (2) 災害発生時等において、地域における人的・物的被災状況の把握、高齢者福祉施設等への職員の派遣
- (3) 平常時における、地域の高齢者、障害者等への見守り活動等の協力及び異変等の連絡

（甲の協力内容）

第3条 甲は、乙が前条の協力を効果的に実施できるよう、必要に応じ看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に協力するものとする。

- 2 甲は、災害発生時等において、乙から災害ボランティア等の派遣要請があった場合には、行うよう努めるものとする。
- 3 甲は、災害発生時等において、乙から生活物資等の確保について要請があった場合には、協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、第2条第1号及び第2号の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要援護者の身元引受人等の氏名、連絡先
- (3) 要援護者別の受入見込み期間
- (4) 地域の被災状況の把握要請にあつては、当該地域の範囲、把握すべき事項等
- (5) 他施設への職員派遣の要請にあつては、派遣先施設の名称及び所在地、派遣人数及び期間等

（要援護者の移送）

第5条 乙は、甲の要請があれば、要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲の要請により、被災状況の把握に要した費用及び他施設への職員派遣費用は、甲が負担するものとする。

(情報提供等)

第7条 乙は、第2条第2号の要請により被災状況の把握を行った場合は、甲にその情報を速やかに報告するものとする。

2 甲は、災害発生時等における市内の被害状況、復旧の見込み等の情報を随時乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年12月13日

甲 和歌山県御坊市藪350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 御坊市熊野44番地4
社会福祉法人 きのくに福社会
理事長 北崎 操

28. 災害時における緊急避難施設に関する協定書（御坊商工会議所）

災害時における緊急避難施設に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と御坊商工会議所（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難場所の使用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したとき、地域住民等が緊急に避難しなければならない場合に、乙が所有する施設を緊急避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めたものとする。

（緊急避難施設の名称等）

第2条 乙が所有する避難施設の名称等は、次のとおりとする。

施設の名称	御坊商工会館
所在地	御坊市藪350-28
構造・階数	鉄筋コンクリート 4階
緊急避難場所の面積	屋上： 350 m ² 4階： 350 m ² 3階： 150 m ²

（使用条件）

第3条 甲は、避難施設に地域住民等が避難した際、必要な用具等を使用又は設置する場合は、乙の了解を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び地域住民等は、避難施設を避難以外の目的で使用してはならない。

（使用期間）

第5条 避難施設の使用期間は、次のとおりとする。

	津波時	大規模な水害時	その他災害時
使用開始	市内に津波が発生又は発生する恐れがあるときから	市内に水害が発生又は発生する恐れがあるときから	甲、乙協議の上、別途使用開始から使用終了までの期間を定める。
使用終了	避難施設周辺において浸水の恐れが無くなり、地上を安全に歩行できるまで		

（費用負担等）

第6条 避難施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第7条 甲は、地域住民等が使用した際における避難施設の破損について甲の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、甲が負担する。

2 ただし、災害により見られる避難施設の破損については、乙の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、乙が負担する。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、避難施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等については、責任を一切負わないものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結日から平成26年3月31日までとし、乙が文書をもって協定終了の申出がない限り、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議をして定めるものとする。

2 この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、甲乙1通ずつ保有する。

平成25年12月24日

甲 御坊市藪350
御坊市長 柏木 征夫

乙 御坊市藪350-28
御坊商工会議所 会頭 吉田 擴

29. 災害時における生活物資等の供給に関する協定書（株式会社 ココカラファイン ヘルスケア）

災害時における生活物資等の供給に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と株式会社ココカラファイン ヘルスケア（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による大規模災害時（以下「災害時」という。）に必要な生活物資等の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し住民生活の安定を図るため、生活物資等の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 本協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、甲が乙に対して生活物資等の供給の要請を行ったときをもって発動するものとする。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲は、乙に対して、生活物資等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、生活物資等の供給要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（物資供給等の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、御坊市内にある乙の店舗から、可能な範囲内において支援の実施に努めるものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、供給可能な生活物資等について生活物資等の供給可能報告書（別記第2号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 甲からの要請により乙が供給する生活物資等の引渡場所は、原則として御坊市内にある乙の店舗にて行うこととし、引渡場所からの生活物資等の運搬は、原則として甲が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に人員を派遣し、生活物資等を確認の上、引き取るものとする。なお、当該引き取りにより、生活物資等の所有権は乙から甲に移転し、引き取り後に生じた生活物資等の滅失、毀損、破損、変質、その他一切の損害は、乙の責めに帰すべき場合を除いて全て甲の負担とする。

（費用の負担）

第6条 本協定に基づき、乙が甲に供給した生活物資等の費用は、災害発生時直前における通常の価格を基準として甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。また、乙が運搬を行った場合に要する費用は、災害発生時直前における通常の運搬費用を基準として甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、乙からの請求書を受領したときは、その費用を支払わなければならない。なお、支払時期、支払方法等については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（事故等）

第8条 乙は、本協定に基づく生活物資等の供給に際し、やむを得ない事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡窓口)

第9条 本協定に関する連絡窓口は、連絡体制表（別記第3号様式）により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、本協定は、更に1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第11条 甲又は乙が本協定を解除しようとするときは、その3か月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

2 御坊市内において乙の店舗が無くなった場合は、本協定は自動的に解除されるものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月27日

甲 和歌山県御坊市藪350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番地6

イノテックビル

株式会社ココカラファイン ヘルスケア

代表取締役社長 橋爪 薫

30. 災害時における緊急避難施設に関する協定書（ジョーシン電気株式会社）

災害時における緊急避難施設に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と上新電機株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難場所の使用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したとき、地域住民等が緊急に避難しなければならない場合に、乙が所有する施設を緊急避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めたものとする。

（緊急避難施設の名称等）

第2条 乙が所有する避難施設の名称等は、次のとおりとする。

施設の名称	ジョーシン御坊店
所在地	御坊市藪336-1
構造・階数	鉄骨造・平屋建（屋上P）塔屋付き
外階段の有無	有
緊急避難場所の面積	127.87㎡

（使用条件）

第3条 甲は、避難施設に地域住民等が避難した際、必要な用具等を使用又は設置する場合は、乙の了解を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び地域住民等は、避難施設を避難以外の目的で使用してはならない。

（使用期間）

第5条 避難施設の使用期間は、次のとおりとする。

	津波時	大規模な水害時	その他災害時
使用開始	市内に津波が発生又は発生する恐れがあるときから	市内に水害が発生又は発生する恐れがあるときから	甲、乙協議の上、別途使用開始から使用終了までの期間を定める。
使用終了	避難施設周辺において浸水の恐れが無くなり、地上を安全に歩行できるまで		

（費用負担等）

第6条 避難施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第7条 甲は、地域住民等が使用した際における避難施設の破損について甲の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、甲が負担する。

2 ただし、災害により見られる避難施設の破損については、乙の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、乙が負担する。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、避難施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等については、責任を一切負わないものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結日から平成26年3月31日までとし、乙が文書をもって協定終了の申出がない限り、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議をして定めるものとする。

2 この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、甲乙1通ずつ保有する。

平成26年3月20日

甲 和歌山県御坊市藪350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号
上新電機株式会社
取締役社長 中嶋 克彦

31. 大規模災害発生時における応急仮設住宅建設用地の貸借に関する協定書（関西電力株式会社）

大規模災害発生時における応急仮設住宅建設用地の貸借に関する協定書

関西電力株式会社（以下「甲」という。）と御坊市（以下「乙」という。）との間に、土地の使用貸借について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、御坊市内において大規模災害が発生し、御坊市内において応急仮設住宅の建設が必要となった場合、甲が所有する別紙記載の土地（以下「この土地」という。）を乙の応急仮設住宅建設用地として使用することを目的とする。

2 前項に定める応急仮設住宅建設用地の範囲は、別紙図面の朱線の範囲とする。

（使用要請及び承認）

第2条 乙は、大規模災害発生時に応急仮設住宅の建設が必要と判断した場合、甲に対してこの土地の借用を要請することができる。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭により要請をし、その後文書を提出するものとする。

3 甲は、前項による要請を受けた場合は、第1条第2項に定める応急仮設住宅建設用地使用の可否を判断し、可能な範囲について甲と協議のうえ、すみやかに土地使用貸借契約を締結するものとする。

（土地の賃借料）

第3条 この土地の賃借料は無償とする。

（協定の期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日から1ヵ月前までに甲又は乙のいずれか一方から何らかの意思表示がない時は、その期間満了の日の翌日からさらに1ヵ年間更新することとし、以後同様とする。

（協定の解除）

第5条 この協定を解除する場合、甲は乙に書面をもって申し入れし、乙と協議するものとする。

（補足規定）

第6条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 4月 1日

甲 和歌山県和歌山市岡山丁40番地
関西電力株式会社和歌山支店
支店長 戸神良章

乙 和歌山県御坊市藪350番地
御坊市長 柏木征夫

32. 大規模災害時における一般廃棄物収集運搬及び仮設トイレ設置に関する協定書（日高環境衛生協同組合・一般社団法人 和歌山県清掃連合会）

大規模災害時における一般廃棄物収集運搬及び仮設トイレ設置に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、御坊市において地震、風水害その他の大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、御坊市災害対策本部が設置された場合（以下「大規模災害時」という。）における一般廃棄物の収集運搬及び仮設トイレの設置に関し、御坊市（以下「甲」という。）、日高環境衛生協同組合（以下「乙」という。）及び一般社団法人和歌山県清掃連合会（以下「丙」という。）との協力事項について定めるものとする。

（業務）

第2条 この協定により大規模災害時において甲が乙に協力を要請する業務（以下単に「業務」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) し尿及び浄化槽汚泥収集運搬作業
- (2) 仮設トイレの設置
- (3) その他甲が必要と認める災害応急作業

（協力の要請）

第3条 甲が協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項の規定による甲の乙への要請は、丙に対してもなされたものとみなす。

（要請手続）

第4条 前条に規定する要請は、要請書（様式第1号）をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙及び丙は、甲から第3条の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り協力するものとし、実施可能な範囲において直ちに業務の実施体制等を組織し、当該業務を実施するものとする。

2 前項の規定により乙及び丙が業務を実施するときは、甲に受諾書（様式第2号）を提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、文書の提出が困難な場合は、口頭で通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（実施の報告）

第6条 業務が完了したときは、実施後速やかにその実施状況を報告書（様式第3号）により甲に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、文書をもって報告することが困難な場合は、口頭で報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請により乙及び丙が業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとし、その額等は、当該災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲、乙及び丙で協議の上決定するものとする。

(災害補償及び損害賠償)

第8条 この協定に基づいて乙及び丙が実施する業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

2 この協定に基づいて乙及び丙が実施する業務に従事した者が、本業務において、甲の責に帰さない事由により第三者に損害を与えたときは、業務従事者の使用者の責任においてその損害を補償するものとする。

(情報提供)

第9条 乙及び丙は、業務において入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙及び丙は、業務において知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。

(連絡窓口)

第11条 この協定に関する窓口は、甲においては御坊市市民福祉部環境衛生課、乙及び丙においては日高環境衛生協同組合とする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年4月1日

(甲) 御坊市藺350番地

御坊市長 柏木征夫

(乙) 御坊市藤田町吉田328番地1

日高環境衛生協同組合

理事長 山本弘幸

(丙) 和歌山市南大工町26番地環境会館3階

一般社団法人和歌山県清掃連合会

会長 吉村英夫

33. 防災関係の地域協働事業に関する協定（紀州農業協同組合）

防災関係の地域協働事業に関する協定

御坊市（以下「甲」という。）と紀州農業協同組合（以下「乙」という。）は、市内における災害対策に関する地域協働事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、災害からの地域住民の安全確保に資するため、乙に対し協力を要請し、地域防災活動に関する協働事業（以下「協働事業」という。）を円滑に実施することを目的とする。

（防災啓発）

第2条 甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事項について協議の上実施するものとする。

- (1) 甲が乙に防災啓発用看板等の設置場所の提供を依頼したときは、乙は看板等設置場所の提供に協力すること。
- (2) 甲が実施する防災訓練、防災講演会等防災に関する事業について乙へ協力を依頼したときは、乙は当該事業に参加及び協力すること。

（災害時の応急対策）

第3条 甲及び乙は、災害時に的確な災害応急対策を実施するため、次の対応を行うものとする。

- (1) 乙は、N T T回線等が断絶又は通信困難な状況に陥った場合には、乙の来所（店）者に対し、災害用伝言ダイヤル等の周知を行うものとする。
- (2) 乙は、市内における災害情報を収集し、当該情報を甲に提供するよう努めるものとする。
- (3) 乙は、災害発生による帰宅困難者等に対し、可能な範囲で災害情報の提供及び支援を行うものとする。
- (4) 甲及び乙が収集した災害情報については、提供すべき内容を甲乙協議の上、それぞれ住民に提供するものとする。

（救援物資の調達）

第4条 甲は、甲及び甲が災害時の相互物資援助に関する協定を締結している市のいずれかにおいて、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害の発生により物資が不足し、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の調達を要請できるものとし、乙は、可能な範囲で、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。

- (1) 調達を要請できる物資は、食料品、飲料水、日用品、応急資材、各種道具類等とする。
- (2) 調達の要請は、原則として別記第1号様式によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに別記第1号様式により、要請するものとする。
- (3) 物資の取引価格は、災害発生時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上、物資の引渡し後、甲は、乙に代金を支払うものとする。
- (4) 物資の引渡場所は、甲の調達要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は当該場所へ職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。
- (5) 乙は物資を納品した場合は、速やかに別記第2号様式により甲に報告するものとする。

(救援物資等の集積場所及び車輛の提供)

第5条 甲は、市内において災害が発生し、必要があると認めるときは、乙に次の協力を要請することができる。

(1) 救援物資等の一時集積場所(湯川統合集荷場、がいなポート、野口事業所等、集積に適した場所)の提供

(2) 各避難所等への救援物資等の搬送車輛の提供
(防災訓練及び教育)

第6条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事項を適切に判断し、実施できるよう相互に協力するとともに、乙は乙の職員に対し、防災訓練及び防災教育を実施し、災害発生時の的確な対応に努めるものとする。

(乙への支援)

第7条 甲は、乙が実施する地域防災活動を支援するため、乙に対し、日常から可能な範囲で所要の支援を行うものとする。

(甲乙の連携)

第8条 甲及び乙は、協働事業が的確かつ効果的に行われるよう、日常から情報交換に努めるものとする。

(協定の細目)

第9条 第2条から第5条までに定める事項を確実に実施するため、甲及び乙は、担当者及び連絡先等に関する情報について、相互に確認するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲又は乙が書面をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 6月4日

甲 御坊市藪350番地

御坊市長 柏木 征夫

乙 御坊市湯川町財部668番地1

紀州農業協同組合

代表理事組合長 久保 秀夫

34. 災害時における緊急避難施設に関する協定書（御坊市外五ヶ町病院経営事務組合）

災害時における緊急避難施設に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と御坊市外五ヶ町病院経営事務組合（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難場所の使用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したとき、地域住民等が緊急に避難しなければならない場合に、乙が所有する施設を緊急避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めたものとする。

（緊急避難施設の名称等）

第2条 乙が所有する避難施設の名称等は、次のとおりとする。

施設の名称	日高看護専門学校
所在地	御坊市藪116番地2
構造・階数	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 4階
緊急避難場所の面積	4階： 230 m ²
	3階： 250 m ²
	2階： 340 m ²

（使用条件）

第3条 甲は、避難施設に地域住民等が避難した際、必要な用具等を使用又は設置する場合は、乙の了解を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び地域住民等は、避難施設を避難以外の目的で使用してはならない。

（使用期間）

第5条 避難施設の使用期間は、和歌山県の大津波警報が発表された時から避難施設周辺において浸水の恐れが無くなり、地上を安全に歩行できるまでの間とする。

（費用負担等）

第6条 避難施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第7条 甲は、地域住民等が使用した際における避難施設の破損について甲の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、甲が負担する。

2 ただし、災害により見られる避難施設の破損については、乙の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、乙が負担する。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、避難施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等については、責任を一切負わないものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結日から平成27年3月31日までとし、乙が文書をもって協定終了の申出がない限り、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議をして定めるものとする。

2 この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、甲乙1通ずつ保有する。

平成26年 7月 1日

甲 御坊市藪350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 御坊市藪116番地2
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合
管理者 柏木 征夫

35. 御坊市災害発生時におけるLPガス等の供給に関する協定書(和歌山県LPガス協会

日高支部 御坊事業部)

御坊市災害発生時におけるLPガス等の供給に関する協定書

御坊市(以下「甲」という。)と和歌山県LPガス協会日高支部御坊市事業部(以下「乙」という。)は、災害が発生し、御坊市に災害対策本部が設置された場合において、甲が乙に対して要請するLPガス、応急対策用資機材その他必要な物品で、乙が供給可能なもの(以下「LPガス等」という。)の供給に関する協定を次のとおり締結する。

(定義)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、LPガス等の確保が必要と認めるときは、乙に対して供給を要請することができるものとする。

(実施)

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、実施するものとする。

(要請の手続き)

第4条 甲は、第2条の規定により要請するときは、様式第1号を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により乙又は乙の会員に要請することができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

2 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

3 LPガス等の引渡場所は、甲の要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣してLPガス等を確認の上、引き取るものとする。

4 乙はLPガス等を納品した場合は、速やかに様式第2号により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 本協定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における甲の調達価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(会員名簿の提出)

第6条 乙は、会員名簿を提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

(連絡窓口)

第7条 本協定に関する連絡窓口は、様式第3号により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもって行わない限り、期間満了の翌日からさらに1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年 7月 9日

甲 御坊市長 柏木 征夫

乙 和歌山県御坊市菌834番地13
和歌山県LPガス協会日高支部
御坊市事業部長 熊谷 康司

36. 災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書（公益社団法人和歌山県トラック協会）

災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と公益社団法人和歌山県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、御坊市災害対策本部が設置された場合又は市町相互の応援措置に必要な場合において、甲が乙に対して要請する物資等の輸送、荷下ろし、仕分け、管理、積み込み業務等（以下「輸送及び荷さばき業務等」という。）の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号〔以下「法」という〕）第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙の協力が必要であると認めるときは、乙又は乙の会員に要請するものとする。

- (1) 輸送及び荷さばき業務等
- (2) 乙が協力した輸送用車両への甲の職員の同乗
- (3) 災害に関する諸情報の収集
- (4) その他乙が応じることができる事項

（実施）

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、実施するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲は、第2条の規定により要請するときは、要請書（別記様式第1号）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙又は乙の会員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

3 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

4 乙は、甲の要請により協力を行ったときは、協力内容を報告書（別記様式第2号）により甲に提出するものとする。

5 前4項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとし、電話番号その他連絡に必要な事項を連絡体制表（別記様式第3号）によりあらかじめ相互に通知するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条の規定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における運賃、料金等を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第6条 第2条の規定による要請業務に従事した者が、業務に従事したことにより負傷し、若しくは

疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲は次に掲げる場合を除き、法第84条第1項の規定による御坊市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第9号）の例によりその損害を補償する。

- (1) 業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
 - (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
 - (4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による損害補償の規定の適用を受けることができる場合
- （協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年 10月 9日

甲 御坊市藪350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 和歌山市湊1414番地
公益社団法人和歌山県トラック協会
会長 龍田 潤三

37. 阿南市・御坊市パートナーシティ協定書（阿南市）

阿南市・御坊市パートナーシティ協定書

紀伊水道をはさみ徳島県阿南市と和歌山県御坊市とは、対岸に位置し、それぞれ徳島県南部と和歌山県中部の中心都市として発展してきた。

豊かな自然、温暖な気候、伝統、文化といった地域資源を活用して、魅力あるまちづくりを目指し、観光・防災・文化を中心とした交流を推進することで、両市の観光振興と地域の活性化に寄与することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（連携及び協力する事項）

第1条 両市は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) 観光交流に関すること。
- (2) 災害時における相互支援に関すること。
- (3) 文化交流に関すること。
- (4) その他両市の振興及び発展に関すること。

2 両市は、前項の事項の連携・協力に当たっては、事前に十分な協議を行い、双方合意の上、これを進めるものとする。

（協議）

第2条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両市が協議をして定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、代表者が署名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年11月17日

徳島県阿南市長 岩 浅 嘉 仁

和歌山県御坊市長 柏 木 征 夫

38. 災害時における住家の被害認定に関する協定書（一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会）

災害時における住家の被害認定に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙又は乙の会員の住所地のうち甲に近い住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年 1月30日

甲 御坊市藪350
御坊市長 柏木征夫

乙 和歌山市卜半町38番地
一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会
会 長 小川 浩

39. 災害時における住家の被害認定に関する協定書（一般社団法人 和歌山県建築士会）

災害時における住家の被害認定に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県建築士会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙の所属する支部の住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

（連絡責任者）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

（協議事項）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年 1月30日

甲 御坊市 藪350
御坊市長 柏木 征夫

乙 和歌山市 卜半町38番地
一般社団法人 和歌山県建築士会
会長 池内 茂雄

40. 災害時における住家の被害認定に関する協定書（公益社団法人 日本建築家協会）

災害時における住家の被害認定に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本建築家協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙の近畿支部和歌山地域会員の住所地又は近畿支部和歌山地域会の住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年 1月30日

甲 和歌山県御坊市藪350
御坊市長 柏木征夫

乙 東京都渋谷区神宮前二丁目3番18号
公益社団法人 日本建築家協会
代表理事 芦原太郎

41. 防災ARシステム利用に関する協定書（一般社団法人 全国防災共助協会）

防災ARシステム利用に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）及び一般社団法人 全国防災共助協会（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は協働して、甲の住民に対し、甲の気象情報、地震津波情報及び災害時における避難場所など必要な防災情報（以下「防災情報等」という。）の提供を行い、防災意識の向上及び減災対策に取り組むことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

- (1) 甲は、防災情報等を乙に提供し、乙は、端末装置（スマートフォン）により利用することができる防災ARシステム（以下「本システム」という。）において、当該防災情報等を平常時から掲載し、甲の住民等に広く周知する。
- (2) 甲及び乙は、本システムの導入にあたり、甲の住民に対し説明用パンフレットを作成し、配布するものとする。
- (3) 前2号の取組みの具体的な内容については、甲及び乙の両者の協議により決定するものとする。
- (4) 甲及び乙は、第1号及び第2号の事項が円滑に遂行するようにお互いの窓口となる連絡先及び担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。
- (5) 本システムは、甲の住民への防災情報等の提供を主目的とするが、利用状況下が災害時など緊迫した状況時における本システムの稼動状況及び防災情報等の信頼性については、甲及び乙は責任を負わない。また利用者にもその旨を周知徹底するものとする。
- (6) 本システムにより、企業等の広告情報を提供する場合は、別途、甲の承認を得た「広告掲載要綱」等を乙が取り決め、その内容を満たすものとする。

（責任の範囲）

第3条 本協定における責任の範囲については次のとおりとする。

- (1) 甲及び乙は、前条の取組みに関し、第三者からの何らかの苦情及び問題（以下「苦情等」という。）が発生した場合は、直ちに当該苦情等の解決のために対応するものとする。
- (2) 甲は、乙に提供した防災情報等に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
- (3) 乙は、前号以外の本システムに係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

（費用）

第4条 甲は、本システムの導入及び稼動に伴う費用については無償とする。

（秘密の保持）

第5条 乙は、甲から提供があった防災情報等については、本協定の目的を達成するため以外に使用してはならないものとする。また、当該防災情報等を第三者に漏らしてはならない。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成27年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙から本協定を終了する旨について書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義）

第7条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年 2月23日

甲 和歌山県御坊市藪 350
御坊市長 柏木 征夫

乙 滋賀県大津市一里山 1-16-1
一般社団法人 全国防災共助協会
代表理事 池光 博明

42. 災害時における御坊市と御坊市内郵便局との相互協力に関する協定書（御坊郵便局及び御坊市内郵便局）

災害発生時における御坊市と御坊市内郵便局との相互協力に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と御坊郵便局及び御坊市内郵便局（以下「乙」という。）は、御坊市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（用語の定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、御坊市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災者宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した市内の被災状況について甲への情報提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置

(5) 郵便局社員による郵便物の収集・配達等並びにこれらを実行するための避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収

(6) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び甲又は乙が作成した被災者リスト等の情報の相互提供（被災者の同意がある場合に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、相互に協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力を要請した事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては御坊市市民福祉部防災対策課長、乙においては御坊市内郵便局代表郵便局長とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙で協議し決定する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成27年8月11日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれか一方から書面による申し出がないときは、その期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この書面9通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 27 年 8 月 11 日

- 甲 御坊市藪 3 5 0 番地
御坊市長 柏 木 征 夫
- 乙 御坊市藪 3 0 1 番地 5
日本郵便株式会社
御坊郵便局長 上 西 光 男
- 御坊市湯川町財部 6 6 5 番地 1 6
日本郵便株式会社
御坊財部郵便局長 武 井 寿 樹
- 御坊市御坊 1 7 5 番地
日本郵便株式会社
御坊西町郵便局長 田 端 一 雄
- 御坊市塩屋町南塩屋 3 3 3 番地 3
日本郵便株式会社
御坊塩屋郵便局長 野 村 英 雄
- 御坊市島 7 3 番地 7
日本郵便株式会社
御坊島郵便局長 楠 卓 也
- 御坊市名田町上野 1 7 2 0 番地 3
日本郵便株式会社
名田郵便局長 立 花 厚 平
- 御坊市藤田町藤井 2 0 3 1 番地 6
日本郵便株式会社
藤井郵便局長 鳥 居 倫 明
- 御坊市湯川町小松原 2 5 4 番地
日本郵便株式会社
御坊湯川郵便局長 栗 林 正 俊

43. 災害時における住家の被害認定に関する協定書（一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会）

災害時における住家の被害認定に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成27年12月22日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙又は乙の会員の住所地のうち甲に近い住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間

の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成28年 1月22日

甲 御坊市長 柏木 征夫

乙 和歌山市七番丁17 和歌山朝日ビル5階
一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会
会 長 名手 孝和

44. 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

災害に係る情報発信等に関する協定

御坊市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、御坊市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、御坊市が御坊市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ御坊市の行政機能の低下を軽減させるため、御坊市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、御坊市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、御坊市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、御坊市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 御坊市が、御坊市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 御坊市が、御坊市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 御坊市が、災害発生時の御坊市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 御坊市が、御坊市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて御坊市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 御坊市が、御坊市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 御坊市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、御坊市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく御坊市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それ

それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、御坊市から提供を受ける情報について、御坊市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、御坊市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、御坊市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、御坊市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2016年 6月 10日

御坊市：和歌山県御坊市藪350
御坊市長 柏木征夫

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂学

45. 災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書(美浜町・日高町・由良町・
印南町・みなべ町・日高川町)

災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書

御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町及び日高川町（以下「協定市町」という。）との間で、災害時における応急対策活動の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、協定市町のいずれかの地域において、法第2条第1号に規定する災害が発生した場合は、協定市町が相互に協力し、その応急対策活動を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（運用体制）

第2条 協定の円滑な運用を図るため、幹事及び副幹事を置くものとする。

2 幹事は、日高郡町村会会長の町とし、副幹事は御坊市とするものとする。

3 幹事は、協定運用の総合調整に当たるものとする。

4 副幹事は、幹事が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事の事務を代行するものとする。なお、幹事及び副幹事が被災等により事務を遂行できない場合は、協定市町が協議の上、事務代行者を選任するものとする。

（連絡担当部局）

第3条 協定市町は、災害時の連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び種類）

第4条 災害が発生して協定市町に応援を求めようとする市町（以下「被災市町」という。）は、災害が発生して協定市町に応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次に掲げる応援を要請するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助、公衆衛生、応急対策、復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災者の一時受入れ
- (7) 被災者への災害情報の発信
- (8) 被災者に対する住宅情報の提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

（要請の手続き）

第5条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は電信により応援を要請した後、速やかに文書を当該協定市町に送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び現場での活動内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第6条 応援の要請を受けた協定市町（以下「応援市町」という。）は、法第67条第1項の規定に基づき、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り応ずるものとする。

2 応援を行う者は、被災市町の指揮の下行動するものとする。

3 協定市町は、前条の規定にかかわらず、いずれかの地域において甚大な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合で、必要であると認めるときは、自らの判断で職員を派遣し、被災市町の情報収集を行うとともに、応援を行うことができるものとする。

4 前項に定める応援を開始した場合は、被災市町に応援の内容をできるだけ速やかに通報するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市町が協議して別に定めるものとする。

2 被災市町が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町が一時繰替支弁するものとする。

3 第4条第4号に定める職員が応援に伴い第三者に損害を与え、その損害が応急対策活動の従事中に生じたものについては、被災市町が負担し、それ以外のものについては、応援市町が負担するものとする。

4 前条第3項に定める情報収集のため、職員の派遣に要した経費は、原則として職員を派遣した協定市町が負担するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書7通を作成し、協定市町は署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年 8月10日

御坊市長 柏木 征夫

美浜町長 森下 誠史

日高町長 松本 秀司

由良町長 畑中 雅央

印南町長 日裏 勝己

みなべ町長 小谷 芳正

日高川町長 市木 久雄

46. 災害時における福祉避難所の協力に関する協定（株式会社 フォレストイン御坊）

災害時における福祉避難所の協力に関する協定

御坊市（以下「甲」という。）とフォレストイン御坊（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、御坊市内に地震その他の災害が発生した場合において、甲乙協力して、要援護者に福祉避難所を確保し、災害応急対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

2 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等通常の避難所では共同生活が困難で、何らかの特別な配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

3 この協定において、「福祉避難所」とは、要援護者に配慮した避難所（客室）をいう。

（協力内容）

第3条 乙は、甲から要請があった場合は、次の事項について協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は、乙の業務に支障を来たさない範囲とする。

(1) 要援護者への福祉避難所の提供

(2) その他乙が提供可能な協力

2 乙は、第2条に定める災害以外の災害について、甲の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

（協力要請方法等）

第4条 福祉避難所の協力についての要請、報告及び回答等は、書面をもって行うものとし、その書式は別紙のとおりとする。（別記様式1～別記様式3）ただし、緊急を要するときは口頭又は電話で連絡し、その後速やかに書面を提出するものとする。

2 甲は、開設中の福祉避難所を使用している要援護者の退所時には、書面にて乙に退所者の報告をするものとする。（別記様式4）

（協力期間等）

第5条 乙が協力する期間については、災害が起った時から通常の避難所が閉鎖されるまでの間とする。ただし、通常の避難所が閉鎖後も福祉避難所を必要とする場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、福祉避難所を閉鎖する際は、乙に書面にてその旨届け出るものとする。（別記様式5）

（経費の負担）

第6条 甲の要請により乙が協力した福祉避難所等にかかる経費は、法令その他特段の定めのあるものを除くほか、甲の負担とする。

2 乙は、第3条第1号に対する経費は、当該施設の通常の利用料金を下回る額で対応するものとする。

3 甲が乙に支払う経費の清算は、月末締めとし、支払いは翌月の末日とする。ただし、災害直後の混乱期においてはこの限りでない。

(原形復旧義務)

第7条 この協定に基づいて福祉避難所として提供した部屋等が、使用者の責において毀損等の損害を与えた場合は、使用者が原形復旧するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、甲乙が協議し、原形復旧するものとする。

(物資の確保)

第8条 甲は、必要に応じて福祉避難所で使用する日常生活用品、食料品及び医薬品等の物資の確保に努めるものとする。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、甲及び地域において行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては御坊市市民福祉部健康福祉課長、乙においてはフォレストイン御坊支配人とする。

(担当職員の派遣)

第11条 甲は、乙の協力により開設した福祉避難所に担当職員を派遣し、甲乙及び要援護者との連絡調整にあたるものとする。

(協定の有効期間及び終了)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

2 乙に次の各号のいずれかに該当する事項が発生したときは、甲乙協議の上決定するものとする。

- (1) 営業の終了及び休業
- (2) 第三者への所有権の譲渡、株主の変更その他これに類する営業権の譲渡
- (3) その他福祉避難所として協力ができない事由が発生した場合

(守秘義務)

第13条 乙は、この協定により知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成28年12月20日

甲 御坊市藪350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 御坊市岩内529番地
株式会社フォレストイン御坊
代表取締役 今田 理子

47. 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人 日高医師会）

災害時の医療救護活動に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と一般社団法人日高医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は、御坊市地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき提出した医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（派遣要請等）

第3条 甲は、御坊市地域防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、医療救護計画に基づき医療救護班を派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した医療救護班の派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなす。

（業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲が指定する避難場所、避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する選別（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他医療救護活動に必要な措置

（指揮命令系統等）

第5条 医療救護班に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 医療救護班が携帯した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償
2 前項に定める費用弁償等の額は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号及び第2号に規定する費用は、和歌山県地域防災計画の例によるものとする。

(2) 前項第3号に規定する補償は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定の例によるものとする。

(医事紛争の処理)

第8条 医療救護班が医療救護活動の実施に当たり、診療した傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議の上解決のため適切な措置をとるものとする。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が別段の意思表示をしないときには、この協定は、期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(その他)

第12条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 2月 6日

甲 御坊市長 柏木征夫

乙 一般社団法人 日高医師会
会長 高辻幹雄

48. 災害時における物資等の供給に関する協定書（紀南段ボール株式会社・レンゴー株式会社和歌山工場・Jパックス株式会社）

災害時における物資等の供給に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と紀南段ボール株式会社（以下「乙」という。）、レンゴー株式会社和歌山工場（以下「丙」という。）及びJパックス株式会社（以下「丁」という。）とは、地震、風水害等による大規模災害時又は大規模災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）に必要な物資等の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、御坊市内において、災害時等、避難所における物資等を乙、丙及び丁が甲に供給するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（物資等）

第2条 甲が乙、丙及び丁に対して供給を要請することのできる物資等は、次に定めるものとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等において、乙に対して、物資等の供給を要請することができる。

- 2 甲は、前項の規定による要請を行う場合は、必要となる物資の内容、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した災害救助物資調達要請書（別紙様式第1号）に記載し、乙に要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。なお、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資等の供給の見込みについて、甲に通知するものとする。
- 4 乙が災害により業務継続が困難となった場合は、丙又は丁が本条の業務を代行する。この場合において、本条中「乙」とあるのは、「丙又は丁」と読み替えるものとする。

（物資等の運搬及び引渡）

第4条 乙は、前条第2項により甲が指定した場所に物資等を運搬するものとし、甲は、当該指定の場所に職員を派遣し、物資等を確認の上、これを引き取るものとする。

- 2 丙又は丁は、乙の要請があった場合は、乙に協力するものとする。
- 3 甲は、乙、丙及び丁が物資等の運搬に使用する車両を優先して通行できるように、配慮するものとする。
- 4 乙、丙又は丁は、物資等の運搬終了後、速やかに災害救助物資調達報告書（別紙様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 本協定に基づき、乙、丙及び丁が甲に供給した物資等の費用及び運搬を行った経費（以下「費用」という。）については、甲が負担するものとし、費用については、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 乙、丙及び丁が供給した物資等にかかる費用の請求に関する事務は、乙が行うものとする。ただ

し、乙が災害により業務継続が困難となった場合は、丙又は丁が乙の事務を代行する。

(費用の支払)

第6条 甲は、乙から請求があったときは、その費用を支払わなければならない。ただし、支払時期、支払方法等については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(事故等)

第7条 乙は、本協定に基づく物資等の供給に際し、やむを得ない事由が発生し、供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙丙丁のいずれよりも異議の申出がない限り、本協定は更に1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙丙丁協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年5月23日

甲 御坊市藪350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 和歌山県田辺市秋津町185
紀南段ボール株式会社
代表取締役社長 江川 信也

丙 和歌山県紀の川市桃山町調月1758-3
レンゴー株式会社和歌山工場
工場長 瀬楽 弘之

丁 大阪府八尾市太子堂2丁目5番38号
Jパックス株式会社
代表取締役 水谷 嘉浩

49. 大規模災害発生時における災害応急作業に関する協定書（御坊市建設業協同組合）

大規模災害発生時における災害応急作業に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と御坊市建設業協同組合（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における初期対応として、乙の甲に対する災害応急作業の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定書において、「大規模災害発生時」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、御坊市内において甚大な人的・物的被害が発生した時をいう。

2 初期対応の初期とは、災害発生時から概ね3日間をいう。

（応急の要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時において、災害応急作業（以下「作業」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した建設資機材等応援要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び作業内容

(2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員等

(3) 応援を必要とする日時、場所及び期間

(4) 現地連絡責任者

(5) その他必要な事項

2 作業の期間については、初期対応が終了するまでとする。

3 乙は甲から要請があったときは、可能な限りこれに応じるものとする。

（要請する作業）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する作業は、次の作業とする。

(1) 大規模災害発生時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急輸送の確保のための障害物の除去作業

(2) 大規模災害発生時における倒壊家屋の除去等、重機が必要となる人命救助に係わる緊急作業

(3) その他甲が必要と認める応急作業

（作業報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく作業が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した建設資機材等使用報告書（様式2）を現地連絡責任者から乙に提出し、乙から甲に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害状況の作業内容

(2) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等

(3) 応援に従事した日時、場所及び期間

(4) 現地連絡責任者

(5) その他の必要な事項

（経費）

第5条 第2条及び第3条に規定する作業については、無償とし、乙は甲に経費を求めないものとする。ただし、やむを得ない理由により作業に資材が必要となる場合は、甲から乙に対し、支給を原則とする。

(災害補償)

第6条 この協定に基づいて作業に従事した者が、本作業において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、作業従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第7条 乙は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては御坊市産業建設部長、乙においては御坊市建設業協同組合理事長とする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの意思表示がないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(会員名簿の提出)

第10条 乙は、会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

(建設資機材等の調査)

第11条 乙は、甲が毎年1回実施する会員の災害時における可動可能な建設資機材等の調査に協力するものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年1月11日

(甲) 御坊市長 三浦源吾

(乙) 御坊市建設業協同組合
理事長 長田道典

50. 災害時における基幹系電算システムの相互支援体制に関する協定（有田市、美浜町、由良町、印南町、上富田町）

災害時における基幹系電算システムの相互支援体制に関する協定

有田市、御坊市、美浜町、由良町、印南町、上富田町（以下「自治体クラウド構成団体」という。）は、その区域内において大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合における基幹系電算システム（以下「電算システム」という。）の相互支援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、共通のクラウドシステムで運用している自治体クラウド構成団体の相互間で、地震、風水害等の災害により電算システムの運用が不可能になり、住民サービスに著しい影響が生じた場合の相互支援体制を構築することを目的とする。

（支援の要請）

第2条 被災により電算システムの運用が不可能になった市町（以下「被災市町」という。）は、電算システムの運用が可能な市町（以下「支援市町」という。）に対し、支援市町が保有する住民サービス業務の継続に必要な電算システム及び端末機等の利用について要請することができる。

2 支援の要請は、被災市町の首長が支援市町の首長に対して行う。

3 支援市町は、要請の内容が自市町の住民サービス業務に著しい支障をきたさないと判断した場合には、要請に応じるものとする。

（支援業務の内容）

第3条 この協定に基づく支援業務の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 住民の基本台帳全件リストの出力

(2) その他の被災市町から支援要請のあった業務のうち、支援市町で実行可能な業務

（支援業務の運用）

第4条 支援業務に係る電算システムの運用については、支援市町の電子計算組織に関する規定等に抵触してはならない。

（支援経費の負担）

第5条 支援市町が支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災市町の負担とする。

2 被災市町が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町から要請があった場合には、支援市町は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合は、別途協議するものとする。

（磁気テープ等の輸送及び管理）

第6条 被災市町は、自己の責任において運用に必要なデータなどを記録した磁気テープ等を、支援市町の指定する場所まで輸送し、管理する。

（平常時の措置）

第7条 自治体クラウド構成団体は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、市町相互の情報交換、共同訓練の実施及び災害時における対策に関する調査要求に努めるものとする。

（実施要領の作成）

第8条 自治体クラウド構成団体は、この協定の実施に関する細目及び市町が共通の対応を図るべき

事項等について、自治体クラウド構成団体の協議により実施要領を定めるものとする。

(協定内容の修正)

第9条 自治体クラウド構成団体は、この協定の内容及び前条に定める実施要領の内容については、常に実施的な内容となるよう、随時適正な修正を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、自治体クラウド構成団体が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を6通作成し、自治体クラウド構成団体が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年9月7日

有田市箕島50番地

有田市長 望月 良男

御坊市藪350番地

御坊市長 柏木 征夫

日高郡美浜町大字和田1138番地の278

美浜町長 森下 誠史

日高郡由良町大字里1220番地の1

由良町長 畑中 雅央

日高郡印南町大字印南2570番地

印南町長 日裏 勝己

西牟婁郡上富田町朝来763番地

上富田町長 小出 隆道

51. 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関する協定書（きのくに葬祭事業協同組合・有限会社メモリアルウエスト）

災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）ときのくに葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）は、御坊市域において、地震津波等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、御坊市地域防災計画に基づき、遺体を適切に処理するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他必要とする事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、乙のその他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

（燃料等確保への協力）

第4条 甲は、災害時等の支援を乙に依頼する際、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙が実施した業務にかかる経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務が完了したときは、乙の会員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制の整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、別紙「実施細目」で定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

平成29年9月19日

甲 和歌山県御坊市藪350番地

御坊市長 柏木 征夫

乙 和歌山県有田郡有田川町野田187

きのくに葬祭事業協同組合

理事長 上野山 栄作

御坊エリア

和歌山県日高郡美浜町田井272番地1

有限会社 メモリアル ウエスト

代表取締役 岩中 豊泰

52. 災害廃棄物の処理等に関する基本協定書（大栄環境ホールディングス株式会社）

災害廃棄物の処理等に関する基本協定書

御坊市（以下「甲」という。）と大栄環境ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、地震又は風水害、その他特殊な災害（以下「地震等災害」という。）時における災害廃棄物の処理等を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、御坊市内において地震、水害等災害が発生した場合における災害廃棄物の処理等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定書において、「災害廃棄物」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

（協力要請の手續）

第4条 甲は、協力要請に当たって、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時廃棄物の具体的な内容（種類）及び状況
- (3) 災害時廃棄物処理等の実施地区
- (4) 災害時廃棄物処理等の実施内容
- (5) 災害時廃棄物処理等の期間
- (6) その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（個別契約書の締結）

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物の処理業務を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、乙のグループ施設が甲に立地していることを最大限考慮したうえで、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（他被災市町村（都道府県）への応援）

第8条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物の処理等についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

（甲の解除権）

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
 - 3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（有効期間）

第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（協議等の決定）

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に協議が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

- 2 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年11月1日

甲 和歌山県御坊市菌350番地
御坊市
御坊市長 柏木 征夫

乙 神戸市東灘区向洋町東二丁目2番4
大栄環境ホールディングス株式会社
代表取締役 金子 文雄

53. 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する覚書（一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会）

大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する覚書

御坊市（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、平成18年7月26日に和歌山県と乙との間で締結した大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、乙が実施する災害廃棄物の処理等の実施について、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 この覚書において使用する用語は、協定において使用する用語の例による。
- 2 この覚書の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。
 - （1）甲は、御坊市市民福祉部環境衛生課
 - （2）乙は、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会事務局
- 3 災害廃棄物は一般廃棄物として処理する必要があることから、次のとおり確認する。
 - （1）甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）施行規則第2条及び第2条の3の規定により、一般廃棄物処理業の許可を有しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託することができる。
 - （2）甲は、法施行令第4条の規定により、乙の会員の処分の場所が甲の区域以外の市町村にある場合、当該処分の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、必要な事項を通知（別記様式1）するものとする。
- 4 協定第4条に基づく災害廃棄物の処理等の実施について、甲及び乙は次の措置を講じるものとする。
 - （1）甲は、災害廃棄物の処理のために使用する車両等が明確に識別できるよう、専用ステッカー及び災害派遣等従事車両証明書（別記様式2）を乙及び乙の会員に配布するものとする。
 - （2）甲は、甲が指定する災害廃棄物の仮置場及び集積場を適切に管理し、乙は甲の指示に従い、これに協力するものとする。
 - （3）災害廃棄物の仮置場及び集積場への搬入については、甲が交付した罹災証明書の原本を所持した者に限るものとする。
- 5 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、市内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を乙に提供し、乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。
- 6 甲は、乙との間で、災害廃棄物の処理等に関する管理委託契約を締結するものとする。
- 7 乙の会員の災害廃棄物の処理については、適正処理の確保及び処理実績の確認のためマニフェスト等を活用し、乙は取りまとめられた実績等を集約し、甲に報告するものとする。

- 8 協定第7条第2項に定める費用の額は、甲の積算方法によることを基本とする。
- 9 甲は、乙との連携を図るため、災害対策会議及び情報伝達訓練等への参加を乙に要請するものとする。
- 10 乙は、業務の経験を活かし、災害廃棄物の処理等に関する提案又は助言をするものとする。
- 11 この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成29年11月1日

甲 御坊市菌350番地
御坊市長 柏木征夫

乙 和歌山市十三番丁30番地酒直ビル3階
一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会
会長 武田全弘

54. 災害時における一時避難場所に関する協定（社会福祉法人 博愛会）

災害時における一時避難場所に関する協定

御坊市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 博愛会（以下「乙」という。）とは、災害時における一時避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、御坊市内で地震、津波、台風、洪水等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を一時避難場所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難場所の指定及び周知）

第2条 甲は、この協定による施設を民間協力による一時避難場所として位置付け、市民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所として、地域住民を受け入れるものとする。

施設名	日高博愛園しおや
所在地	御坊市塩屋町北塩屋1246番地
構造・階数	鉄骨造・2階建
外階段の有無	有

（施設使用不能の報告）

第4条 乙は、何らかの事情により施設の使用が不能となったときには、甲に連絡するものとする。

（一時避難場所の開設）

第5条 甲は、次に掲げる場合、乙に対して使用施設を一時避難場所として開設するよう要請することができる。

(1) 災害発生時等において、緊急に地域住民の避難が必要となった場合

(2) その他、著しく地域住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合

2 甲は、前項の規定により一時避難場所の開設を要請するときは、一時避難場所開設要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等により要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（一時避難場所の終了）

第6条 甲は、一時避難場所を閉鎖する場合は、乙に対し、その旨を連絡し、合わせて一時避難場所使用終了連絡書（様式第2号）により通知する。

（使用期間）

第7条 一時避難場所の使用期間は、前条に定める一時避難場所の閉鎖までの期間とする。

（費用の負担）

第8条 使用施設を一時避難場所として使用したことにより生じた費用及び損害については、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては御坊市市民福祉部防災対策課長、乙において

は日高博愛園しおや施設長とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間が満了する日の3か月前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による何らかの申出がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月20日

甲 御坊市藺350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 御坊市名田町野島1番地9
社会福祉法人 博愛会
理事長 小林 隆弘

55. 災害時における福祉避難所に関する協定（社会福祉法人 博愛会）

災害時における福祉避難所に関する協定

御坊市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 博愛会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、御坊市内で地震、津波、台風、洪水等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲乙協力して、要配慮者に福祉避難所を確保し、災害応急対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

2 この協定において「要配慮者」とは、高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等の通常の避難所では共同生活が困難で、何らかの特別な配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

3 この協定において「福祉避難所」とは、要配慮者に配慮した避難所をいう。

（使用施設）

第3条 乙は、次の施設を福祉避難所として、要配慮者を受け入れるものとする。

施設名	日高博愛園しおや
所在地	御坊市塩屋町北塩屋1246番地
構造・階数	鉄骨造・2階建
外階段の有無	有

（協力内容）

第4条 乙は、甲から要請があった場合は、次の事項について協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は、乙の業務に支障を来たさない範囲とする。

(1) 要配慮者への福祉避難所の提供

(2) その他乙が提供可能な協力

2 乙は、第2条に定める災害以外の災害について、甲の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

（協力要請方法等）

第5条 福祉避難所の協力についての要請、回答及び報告は、書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭等により要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

2 甲は、開設中の福祉避難所を使用している要配慮者（以下「使用者」という。）の退所時には、書面をもって乙に退所の旨を報告するものとする。

（物資等の確保）

第6条 甲は、必要に応じて福祉避難所で使用する日常生活用品、食料品、医薬品等の物資の確保に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(担当職員の派遣)

第7条 甲は、乙の協力により開設した福祉避難所に担当職員を派遣し、甲、乙及び要配慮者との連絡調整に当たるものとする。

(協力期間等)

第8条 乙が協力する期間については、災害が起った時から通常の避難所が閉鎖されるまでの間とする。ただし、通常の避難所が閉鎖された後も福祉避難所の設置を必要とする場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、福祉避難所を閉鎖する際は、乙に書面をもってその旨を届け出るものとする。

(原形復旧義務)

第9条 この協定に基づいて福祉避難所として提供した部屋等が、使用者の責任において毀損等の損害を与えた場合は、使用者が原形復旧しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、甲乙が協議し、原形復旧するものとする。

(費用の負担)

第10条 甲の要請により乙が協力し、開設した福祉避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者の秘密を外部に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては御坊市市民福祉部健康福祉課長、乙においては日高博愛園しおや施設長とする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間が満了する日の3か月前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による何らかの申出がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月20日

甲 御坊市菌350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 御坊市名田町野島1番地9
社会福祉法人 博愛会
理事長 小林 隆弘

56. 災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書（バース・ハウスなかにし助産院）

災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）とバース・ハウスなかにし助産院（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における地域の安心の確保等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）及び平常時において、妊産婦、新生児及び乳幼児（以下「妊産婦等」という。）が必要とする妊産婦等の安心の確保を図ることを目的とする。

（乙への協力要請内容）

第2条 甲は、次の事項について乙の協力を要請するものとし、乙は、できる限り受諾するよう努めるものとする。

- (1) 災害発生時等において、妊産婦等への支援のため平常時における衛生用品等の備蓄
- (2) 災害発生時等において、妊産婦等への衛生用品等の提供
- (3) 災害発生時等において、妊産婦等に対する健康管理及び健康相談

2 乙が協力を行う施設は、次のとおりとする。

名 称	バース・ハウスなかにし
所在地	和歌山県御坊市湯川町小松原139番地

（甲の協力内容）

第3条 甲は、災害発生時等において、乙から衛生用品等の物資の確保について要請があった場合は、協力するものとする。

（費用弁償）

第4条 甲の要請により、乙が衛生用品等を提供した場合の費用については、甲が負担するものとする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、妊産婦等が使用した際における施設の破損等について妊産婦等の責において破損等の損害を与えたときは、妊産婦等が原型復旧するものとする。

ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、甲乙が協議し、原型復旧するものとする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、第2条に規定する協力中に知り得た個人情報等を、甲以外の者に知らせてはならない。

（疑義等の決定）

第7条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし有効期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 4月13日

（甲）御坊市長 柏木 征夫

（乙）御坊市湯川町小松原139番地
バース・ハウスなかにし助産院
助産師 中西 理予

57. 災害時に備えたストーマ装具の備蓄保管制度に関する覚書（公益社団法人 日本オストミー協会和歌山県支部）

覚 書

御坊市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本オストミー協会和歌山県支部（以下「乙」という。）は、人工肛門又は人工膀胱に使用する装具（以下「ストーマ装具」という。）の備蓄保管について、次のとおり覚書を締結する。

1. 甲は、ストーマ装具を造設している人（以下「オストメイト」という。）が、災害時にストーマ装具の不足による不安解消を図るため、事前に個々が使用するストーマ装具を保管しておく備蓄場所を提供する。
2. 甲は、オストメイトに「災害時に備えたストーマ装具の備蓄保管制度」を広報すると共に、年に1回、備蓄保管品の新旧の受け渡し作業を行う。
3. 乙は、甲の「災害時に備えたストーマ装具の備蓄保管制度」の運営に際し、協力及び支援を行う。
4. この覚書に定めのない事項は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

平成30年9月26日

甲 御坊市藪350番地
御 坊 市 長 柏 木 征 夫

乙 御坊市藪297番地1
公益社団法人日本オストミー協会
和歌山県支部長 柳 岡 克 子

58. 災害時における一時避難場所に関する協定（ヨシダエルシス株式会社）

災害時における一時避難場所に関する協定

御坊市（以下「甲」という。）とヨシダエルシス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における一時避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、御坊市内で地震、津波、台風、洪水等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を一時避難場所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（一時避難場所の指定及び周知）

第2条 甲は、この協定による施設を民間協力による一時避難場所として位置付け、市民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所として、地域住民を受け入れるものとする。

施設名	ヨシダエルシス株式会社 社屋屋上階
所在地	御坊市藤田町吉田155番地
構造・階数	鉄骨造・3階建
外階段の有無	有

（施設使用不能の報告）

第4条 乙は、何らかの事情により施設の使用が不能となったときには、甲に連絡するものとする。

（一時避難場所の開設）

第5条 甲は、次に掲げる場合、乙に対して使用施設を一時避難場所として開設するよう要請することができる。

(1) 災害発生時等において、緊急に地域住民の避難が必要となった場合

(2) その他、著しく地域住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合

2 甲は、前項の規定により一時避難場所の開設を要請するときは、一時避難場所開設要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等により要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（一時避難場所の終了）

第6条 甲は、一時避難場所を閉鎖する場合は、乙に対し、その旨を連絡し、合わせて一時避難場所使用終了連絡書（様式第2号）により通知する。

（使用期間）

第7条 一時避難場所の使用期間は、前条に定める一時避難場所の閉鎖までの期間とする。

（費用の負担）

第8条 使用施設を一時避難場所として使用したことにより生じた費用及び損害については、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては御坊市市民福祉部防災対策課長、乙において

はヨシダエルシス株式会社総務部とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間が満了する日の3か月前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による何らかの申出がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月27日

甲 和歌山県御坊市菌350番地
御坊市長 柏木 征夫

乙 和歌山県御坊市藤田町吉田155番地
ヨシダエルシス株式会社
代表取締役社長 吉田 卓司

59. 災害発生時における法律相談業務等に関する協定書（和歌山弁護士会）

災害発生時における法律相談業務等に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と和歌山弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした法律相談業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、御坊市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者等に対する法律相談その他の支援活動を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（法律相談会の実施）

第2条 甲は、災害発生時において、必要があると判断したときは、被災者等に対する法律相談会（以下「相談会」という。）を開催する。

- 2 乙から甲に対して相談会開催の要請があり、甲がその必要性を認めたときも、前項の例による。
- 3 前2項いずれの場合も、相談会の開催日時、場所等については、災害の規模、相談需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議の上決定する。

（相談会の場所の確保及び広報）

第3条 甲は、相談会を開催する場合、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。ただし、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うことができる。

（従事者の派遣）

第4条 甲は、相談会を開催する場合、乙に対し、法律相談業務に従事する弁護士（以下「従事者」という。）の派遣を要請することができる。

- 2 乙は、前項の要請を受けた場合、速やかに従事者を選定し、相談会に派遣するものとする。

（経費負担）

第5条 甲は、乙に対し、この協定に基づく相談会開催にあたり乙の会員の活動に要する経費その他の経費は、災害発生後相当期間は支弁しないものとする。ただし、その後については、甲乙協議の上決定する。

（相談会の結果報告）

第6条 乙は、相談会における相談件数、相談内容その他必要な事項について、書面により甲に報告するものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に違反しないものとする。

（災害ADRの実施）

第7条 乙は、被災者を当事者とする災害に起因した民事紛争に関する裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づく民事紛争解決手続（以下「災害ADR」という。）を行う場合において、開催場所の確保等の必要があるときは、甲に対し、協力を要請することができる。

（災害ADRの開催場所の確保及び広報への協力）

第8条 甲は、前条の要請を受けた場合、災害ADRの開催場所の確保等に協力するものとする。

- 2 甲は、乙が行う災害ADRの広報（災害ADRのポスターの掲示、リーフレット・チラシの配布等）に協力するものとする。

(県との連絡調整)

第9条 災害ADRの開催にあたり、県との連絡調整が必要な場合、甲は乙に協力するものとする。

(平時における連携)

第10条 甲及び乙は、本協定が想定する事態に備えるため、担当窓口の連絡先の交換等を行い、平時から相互に連携強化に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対して文書による申出がない限り、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議解決)

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年11月5日

甲 和歌山県御坊市藪350番地

御坊市長 柏木征夫

乙 和歌山県和歌山市四番丁5番地

和歌山弁護士会
会長 廣谷行敏

60. 災害発生時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社キナン御坊営業所）

災害発生時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

市(以下「甲」という。)と株式会社キナン御坊営業所(以下「乙」という。)は、地震等の災害時におけるレンタル機材の供給に関して、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、和歌山県御坊市内に地震災害、風水害等の災害が発生時、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)に、乙が保有するバックホー、トラック(クレーン付)、油圧ブレイカー、大型発電機、車両、その他のレンタル機材(以下「機材」という。)を甲に提供することについて定め、もって被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において被害の拡大が予想されると認めるときは、乙に対し、乙の保有する供給が可能な機材の提供等を要請することができる。

2 乙は、前項の協力に対応するため、機材の供給可能な体制を保持するよう努めるものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、機材提供要請書(別紙)を乙に提出するものとする。但し、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請することが出来るものとし、後日速やかに機材提供要請書を乙に提出するものとする。

(機材の運搬、引渡し)

第4条 レンタル機材の引渡し場所、運搬経路は、甲、乙協議の上決定するものとし、引渡し場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定するものが行う事とする。

2 乙は、機材の運搬に当たり、道路の不通等により、提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

3 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、機材を確認のうえ引き取るものとする。

4 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることが出来る。

(費用の負担)

第5条 甲は、機材の提供及び運搬に必要な費用を負担するものとし、その額は、乙が通常賃貸している価格により算出した額とする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後についてもこの例によるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年2月21日

甲 和歌山県御坊市菌350番地

御坊市長 柏木 征夫

乙 和歌山県御坊市野口513-1

株式会社キナン御坊営業所

所 長 角 晃

61. 御坊市と和歌山工業高等専門学校との包括連携に関する協定書（独立行政法人国立高等専門学校機構和歌山工業高等専門学校）

御坊市と和歌山工業高等専門学校との包括連携に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構和歌山工業高等専門学校（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組む。

- (1) 防災に関すること。
- (2) 教育・文化に関すること。
- (3) 保健・福祉に関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) 都市基盤に関すること。
- (6) 産業・経済に関すること。
- (7) 観光に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、協力することが必要と認められる事項に関すること

（情報交換及び協議）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、情報交換及び協議の実施に努めるものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月29日

甲 御坊市菌350番地
御坊市長 三浦源吾

乙 御坊市名田町野島77番地
独立行政法人国立高等専門学校機構
和歌山工業高等専門学校
校長 北風幸一

62. 災害時における避難所等施設利用に関する協定書(独立行政法人国立高等専門学校機構和歌山工業高等専門学校)

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

御坊市(以下「甲」という。)と独立行政法人国立高等専門学校機構和歌山工業高等専門学校(以下「乙」という。)は、御坊市内に発生した地震その他による災害(以下「災害」という。)時において、御坊市地域防災計画に基づき、拠点避難所及び津波の指定緊急避難場所(以下「避難所等」という。)としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第4条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(避難所等として利用できる施設)

第5条 甲が避難所等として利用できる施設(以下「施設」という。)は、原則次のとおりとする。

避難所等の区分	施設名
拠点避難所	第1体育館、第2体育館及び武道場
津波の指定緊急避難場所	図書館前広場

(避難所等の開設)

第3条 甲は、災害が発生し避難所等を開設する必要がある場合は、前条において定められた施設の被害状況に応じて避難所等として開設することができる。

(開設の通知等)

第4条 甲は、施設を避難所等として開設する場合は、事前に乙と協議調整のうえ、その旨を避難所等開設通知書(第1号様式)又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、施設を避難所等として開設することができる。この場合において甲は、乙に対し速やかに開設した旨を通知するものとする。

3 乙は、甲が避難所等を開設する前に住民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通知するものとする。甲は、乙から通知を受けた場合は速やかに職員を派遣するものとする。

(避難所等の管理)

第7条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

3 甲は、必要に応じて日常生活用品、食料及び医薬品、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(物資の貸与)

第8条 甲は、災害発生後速やかに避難所等を開設するために、乙に対し、災害が発生していない平常時の間から、避難所等の運営に必要な物資を貸与するものとする。

(費用負担)

第9条 避難所等の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙を通し和歌山工業高等専門学校長に対し、避難所等使用許可期限延長申請書(第2号様式)により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第10条 甲は、施設について避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届(第3号様式)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月29日

甲 御坊市菌350番地
御坊市長 三浦源吾

乙 御坊市名田町野島77番地
独立行政法人国立高等専門学校機構
和歌山工業高等専門学校
校長 北風幸一

63. 防災ヘリポートとしての施設利用に関する協定書（独立行政法人国立高等専門学校機構和歌山工業高等専門学校）

防災ヘリポートとしての施設使用に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構和歌山工業高等専門学校（以下「乙」という。）は、地震や水害など、陸路が寸断され、又は緊急を要する災害その他大規模災害等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、空路確保が必要となった場合、乙の施設を防災活動を行うヘリコプターの場合外離着陸場（以下「防災ヘリポート」という。）として甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条、第5条の2の規定に基づき、空路確保の強化に関し必要な事項を定めるものとする。

（防災ヘリポートとして使用する施設の所在地等）

第2条 防災ヘリポートとして使用する施設の所在地及び場所（以下、「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	和歌山県御坊市名田町野島77番地
場 所	和歌山工業高等専門学校 陸上競技場及び野球場

2 防災ヘリポートとして使用する施設内の詳細使用位置については、別途調整を行う。

（使用目的）

第3条 使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 和歌山県消防防災航空隊による災害等支援活動
- (2) 緊急消防援助隊による大規模災害支援活動
- (3) 防衛省による大規模災害支援活動
- (4) 海上保安庁による大規模災害支援活動
- (5) ヘリコプターによる緊急時の消防防災活動
- (6) 医療機関等による患者の搬送
- (7) 前各号に掲げる活動に係る訓練等

（報告）

第4条 甲は、施設を防災ヘリポートとして使用しようとするときは、事前にその旨を文書により、乙に通知するものとする。

- 2 甲は、緊急を要する場合であって、文書をもって通知することができない場合は、事前に乙へ電話等で連絡するものとする。この場合において、事後速やかに乙に対し文書により通知するものとする。
- 3 甲は、通信途絶等事前連絡ができない場合にあつては、事後速やかに乙に対し文書により通知するものとする。
- 4 前条第7号に掲げる使用については、甲は、使用する日の1月前までに乙へ文書をもって通知す

るものとする。

(容認)

第5条 乙は、前条により通知を受けたときは、甲の防災活動等が円滑に実施されるよう、特段の事情がない限り、原則として甲の使用を容認するものとする。

(期間)

第6条 防災ヘリポートの使用期間は、災害の状況に応じて、空路の必要性がなくなった時又は他の防災ヘリポートで対応可能と甲乙双方が認める時までとする。

(使用条件等)

第7条 乙は、防災ヘリポートを使用するに当たっては、甲の職員又は甲が要請したものを配置し、防災ヘリポート及びその周辺の陸上の安全確保を行うものとする。

(原状回復業務)

第8条 甲は、使用期間が終了した際、甲が使用したことにより発生した施設等の損傷について、現状に復するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 甲は、甲が使用したことにより発生した防災ヘリポート内での事故について、誠意をもってその対応及び解決に努める。

(費用負担)

第10条 防災ヘリポートとしての使用料については、無償とする。

2 防災ヘリポート使用によって生じた費用、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害及び第8条の原状回復により生じた費用は、甲が負担するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月29日

甲 御坊市藺350番地
御坊市長 三浦源吾

乙 御坊市名田町野島77番地
独立行政法人国立高等専門学校機構
和歌山工業高等専門学校
校長 北風幸一

64. 大規模災害発生時における車両等障害物除去に関する協定（株式会社救援）

大規模災害発生時における車両等障害物除去に関する協定

御坊市（以下「甲」という。）と株式会社救援（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時において、災害基本法第65条第1項に基づく甲の依頼により、乙は緊急車両等の通行に障害となっている車両等障害物除去の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市内で大規模災害が発生した場合、御坊市地域防災計画に基づき、甲が実施する道路啓開等応急対策における乙の業務協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を依頼する業務の内容は次のとおりとする。

- （1）運転手、レッカー車及びその他の機械等（以下「レッカー車等」という。）の提供
- （2）レッカー車等の操作による車両及び道路上の障害物（以下「車両等障害物」という。）除去に係るオペレーターの提供（運転手と兼任可能）
- （3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

（協力依頼）

第3条 甲は市内で大規模災害が発生し、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、災害時の道路等における、車両等障害物除去業務協力依頼書（第1号様式）により協力の依頼をするものとする。ただし、文書をもって協力依頼する暇がない場合は、口頭で依頼し、その後速やかに様式1を交付するものとする。

（使用期間）

第4条 前条の要請に基づくレッカー車等の使用期間については、甲乙協議のうえ、決定する。また、状況により期間を延期する必要がある場合についても甲乙協議のうえ、その旨を乙に依頼するものとする。

（報告）

第5条 乙が第3条の依頼に基づき協力を行った場合は、車両等障害物除去業務報告書（第2号様式）により、速やかに甲に対して、実施結果を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 本協定に基づく協力業務に要した費用は、乙の負担とする。

（災害補償）

第7条 この協定に基づいて作業に従事した者が、本作業において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、作業従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第8条 乙は、諸活動中に入手した各種被害状況を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（防災訓練等への協力）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、

甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの意思表示がないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年10月30日

甲 御坊市菌350番地
御坊市長 三浦源吾

乙 御坊市湯川町富安1105-1
株式会社 救援
代表取締役 中野音信

65. 津波発生時における緊急避難場所使用に関する協定書（きのくに信用金庫）

津波発生時における緊急避難場所使用に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）ときのくに信用金庫（以下「乙」という。）とは、乙の所有する第2条記載の施設を津波発生時における緊急避難場所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、御坊市内で津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙が所有する施設を地域住民等の緊急避難場所（以下「避難場所」という。）として使用することについて、必要な事項を定める。

（施設の名称等）

第2条 乙が所有する施設の名称等は、次のとおりとする。

施設の名称	きのくに信用金庫御坊営業部
所在地	御坊市湯川町財部701番地
構造・階数	鉄骨造・2階建
外階段の有無	有
避難場所及び面積等	屋上・440㎡（外階段を使用して避難）

（使用条件）

第3条 甲は、避難場所に避難した地域住民等の誘導、整理、看護等に責任を負うこととする。

2. 甲は、避難場所に地域住民等が避難した際、必要な用具等を使用又は設置する場合は、乙の了解を得なければならない。
3. 甲は乙に対し、津波発生時における甲の責任部署及び責任者等、必要事項を乙に事前に通知しておくこととする。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び地域住民等は、避難場所を避難以外の目的で使用してはならない。

（使用期間）

第5条 避難場所の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報、大津波警報が発表されたときから、津波警報等の解除により津波のおそれなくなったときまでとする。

（費用負担等）

第6条 避難場所の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第7条 甲は、地域住民等が使用した際における避難場所の破損について甲の責任において原状に回

復し、その際の必要な費用については、甲が負担する。

- 2 ただし、災害により見られる避難場所の破損については、乙の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、乙が負担する。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故等については、責任を一切負わないものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結日から令和3年3月31日までとし、乙が文書をもって協定終了の申出がない限り、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議をして定めるものとする。

- 2 この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、甲乙1通ずつ保有する。

令和2年11月9日

甲 和歌山県御坊市藪350番地
御坊市長 三浦源吾

乙 和歌山県和歌山市本町二丁目38番地
きのくに信用金庫
理事長 田谷節朗

66. 御坊市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（日本郵便株式会社）

御坊市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、安心・安全なまちづくりや地域経済の活性化等を図ることを目的とする。

なお、乙においては御坊市内郵便局が本協定を実施する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

(1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。

(2) 地域経済活性化に関すること。

(3) 未来を担う子どもの育成に関すること。

(4) 女性の活躍推進に関すること。

(5) その他、地方創生に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年4月23日

甲 御坊市藺350番地
御坊市長 三浦 源吾

乙 御坊市島73番地7
日本郵便株式会社
御坊島郵便局長 楠 卓也

御坊市塩屋町南塩屋333番地3
日本郵便株式会社
御坊塩屋郵便局長 野村 英雄

御坊市湯川町財部665番地16
日本郵便株式会社
御坊財部郵便局長 武井 寿樹

御坊市名田町上野1720番地3
日本郵便株式会社
名田郵便局長 立花 厚平

御坊市湯川町小松原254番地
日本郵便株式会社
御坊湯川郵便局長 栗林 正俊

御坊市御坊175番地
日本郵便株式会社
御坊西町郵便局長 田端 創

御坊市藤田町藤井2031番地6
日本郵便株式会社
藤井郵便局長 長田 麻由

御坊市藺301番地5
日本郵便株式会社
御坊郵便局長 鎌谷 博史

67. 災害時における緊急支払の手続に関する協定書（株式会社紀陽銀行）

災害時等における緊急支払の手続に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と御坊市指定金融機関株式会社紀陽銀行（以下「乙」という。）は、平成25年3月15日に甲と乙の間で締結した御坊市指定金融機関契約書に定めるもののほか、地震や台風等の災害、国内での感染症感染拡大その他社会に混乱を来す緊急事態（以下「災害等」という。）における公金事務手続について、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、災害等によって甲が御坊市財務規則等に定められた通常の公金事務の手続きを執れない場合において、緊急支払等の必要が生じた際の事務手続を、甲乙間において定めるものとする。

（支出手続）

第2条 災害等発生時において支出の手続に必要な財務会計システムが使用できない、又は、その他の理由により通常の支出の手続が執れない場合は、甲において緊急支払用の支出依頼書を作成し、乙に支払を依頼するものとする。

（現金の確保）

第3条 乙は、甲の緊急の支払に必要な現金の確保に努めるものとする。

（職員の派遣）

第4条 乙は、災害等によって甲の庁舎内における派出業務の取扱が困難となった場合、甲の緊急の支払に対応するため、必要な職員を甲の指定する場所に派遣するよう努めるものとする。

2 乙は、前項の規定により職員を派遣したときは、現金の安全保管に必要な措置を講じるよう努めるものとし、甲は乙に協力するものとする。

（義援金受付口座の開設）

第5条 乙は、甲から災害等に係る義援金受付口座の開設依頼があったときは、直ちにこれを開設するものとする。

2 乙は、前項の義援金受付口座への振込手数料免除に必要な措置について、甲に協力するものとする。

（連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害等発生時における非常時連絡先を作成し、相互の連絡体制を整備するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により作成した非常時連絡先に変更が生じたときは、速やかにその旨を相手方に連絡するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から発効するものとし、甲乙いずれからも解除等の申出がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年6月1日

甲 和歌山県御坊市藪350番地
御坊市
御坊市長 三浦源吾

乙 和歌山県和歌山市本町1丁目35番地
株式会社紀陽銀行
取締役頭取 松岡靖之

68. 災害時における物資の供給に関する協定書（三協フロンテア株式会社）

災害時における物資の供給に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、御坊市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、災害救助法にもとづく応急仮設住宅の用途を除く、乙が取扱い可能な仮設事務所、仮設トイレ等とする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に物資の要請をするときは、物資供給要請書（様式第1号）により、乙に対して通知をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請を行い、後日書面を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が準備・指定するものとし、その指定地までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 運搬後の設置は乙が行うものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する適正な請求があった場合、速やかに乙に支払うものとする。ただし、予算措置が行われていない場合は、措置後に支払いを行うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年6月14日

甲 和歌山県御坊市藪350番地
御坊市長 三浦源吾

乙 大阪府大阪市中央区瓦町3-4-7
三協フロンテア株式会社
関西・中国統括部長 福本武志

69. 大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書（大塚製薬株式会社）

大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と、大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、甲と企業及び団体等による団体等による協働のまちづくりや健康増進等の取り組みにおいて、相互の連携を強化し、市民参画協働による豊かな地域社会の活性化と住民が安心して暮らせる地域づくりに貢献できるよう、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市民参画協働による豊かな地域社会の活性化と住民が安心して暮らせる地域づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1)協働のまちづくりに関すること。
- (2)健康増進に関すること。
- (3)防災・減災及び災害時の対応に関すること。
- (4)青少年育成に関すること。
- (5)スポーツ振興に関すること。
- (6)前各号に掲げるもののほか甲及び乙が協議のうえ必要と認める事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

2 前項の規定に関わらず、甲及び乙双方が書面により合意した場合には、本協定を廃止することができる。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たっての知り得た相手方の秘密情報をその承認を得ないで他に漏らすことがあってはならない。

2 本協定の有効期間満了後も前項の規定は、効力を有するものとする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年9月28日

甲：和歌山県御坊市菌350番地
御坊市長 三浦 源吾

乙：大阪府大阪市北区中之島6丁目2番地40号
中之島インテス14階
大塚製薬株式会社 大阪支店
支店長 吉田 卓史

70. 災害救助に必要な物資の供給に関する協定書（シバタ工業株式会社）

災害救助に必要な物資の供給に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）とシバタ工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 御坊市及び御坊市が災害時の相互物資援助に関する協定を締結している市のいずれか（以下「当該市」という。）において、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合、当該市が災害応急対策及び復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する物資の供給を要請できるものとする。

（1）市内に災害が発生し、または発生するおそれのあるとき。

（2）甲が災害時の相互物資援助に関する協定を締結している市から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

（3）止水用シート

（4）安全長靴

（5）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第5条 乙は前条の規定による要請があったときは、可能な範囲において物資の供給に努めるものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該職員へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納入した場合、速やかに物資の納品報告書（別記第2号様式）により報告するものとする。

（価格の決定）

第7条 乙が甲に供給した物資の価格は、供給時の標準価格を基準として甲、乙協議して定める。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して決定する。

（代金の請求及び支払い）

第8条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年10月4日

甲 和歌山県御坊市藪350番地

御坊市長 三浦 源吾

乙 兵庫県明石市魚住町中尾1058番地

シバタ工業株式会社

代表取締役社長 柴田 充喜

71. 災害時等での施設利用の協力に関する協定書（株式会社ダイナム）

災害時等での施設利用の協力に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と株式会社 ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、御坊市内に地震、風水害等の大規模災害が発生し（洪水時は除く）、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する被災者（以下「車中泊者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条

乙の施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	株式会社 ダイナム 和歌山御坊店
所 在 地	和歌山県御坊市野口 1041 番地 1
店舗責任者名	松村 豊
構 造 等	木造構造
店 舗 開店日	2005年 12月 28日
一時避難場所	駐車場:店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設	トイレ、水道設備等

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（1）乙の施設の駐車場の一部を、車中泊者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。

（2）避難してきた車中泊者に対し、乙の設備が使用可能な場合、トイレ、水道設備等を可能な範囲で提供すること。

（3）乙の施設の駐車場の一部に、甲が用意した仮設トイレの設置を可能とすること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

(施設の利用等)

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

2 避難した住民等が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合（原因者が不明なときを含む）には、甲が原状回復を行うものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する車中泊者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月23日

甲 和歌山県御坊市藪350番地
御坊市長 三浦源吾

乙 東京都荒川区西日暮里2-27-5
株式会社 ダイナム
代表取締役 保坂明

72. 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ関西支店御坊営業所）

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ関西支店御坊営業所（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、他に優先し物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、レンタル機材の調達が必要とった場合は、文書をもって乙にその供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（1）要請の理由

（2）必要とする物品の名称及びその数量

（3）物品を供給する場所及び期間

（4）その他必要な事項

（供給物資）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資は、乙が取り扱いする調達可能な物資とする。前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災対策課課長とする。乙においては株式会社アクティオ関西支店御坊営業所所長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相互に連絡を行うものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するのとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第7条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。
(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、甲が実施する防災訓練への参加依頼については、可能な限り協力するものとする。
(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月9日

甲 和歌山県御坊市藪350番地

御坊市長 三浦 源吾

乙 和歌山県御坊市名屋町3-1-6

株式会社アクティオ関西支店

御坊営業所

所 長 福田 和彦

73. ドローンを活用した連携協力に関する協定書（株式会社古田鉄工所）

ドローンを活用した連携協力に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と株式会社古田鉄工所（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、御坊市における市政情報の発信強化、まちの魅力向上、地域の活性化及び地域防災力の向上等を図るため、ドローン（無人航空機）を活用した連携強化に関し、次のとおり協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 市政情報の収集に関すること
 - (2) まちの魅力の情報収集に関すること
 - (3) 地域の活動の情報収集に関すること
 - (4) 防災、減災及び災害対応に関すること
 - (5) その他目的達成のため必要な事項に関すること
- 2 前項に掲げる事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（要請の方法）

第2条 甲は、前条の規定による事項に係る協力活動要請を、協力活動要請書（様式第1号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力活動の実施）

- 第3条 乙は、第1条の規定による事項に係る協力要請を甲から受けたときは、事業活動に支障が生じる場合を除き、可能な範囲内において、最大限これに答えるものとする。
- 2 乙は、連携協力を行う場合は、関係法令を遵守するものとする。
- 3 乙は、協力活動に当たり事故があった時は、口頭若しくは文書で速やかに甲に報告するものとする。

（許可申請手続き）

第4条 ドローンの飛行において必要となる、航空法（昭和27年法律第231号）に定める許可申請手続きは乙が行い、関係行政機関との連絡調整は甲が行う。

（活動報告等）

- 第5条 乙は、協力活動が完了した場合、協力活動等完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。
- 2 乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第6条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）

第17条第1項に規定する権利をいう。)を譲渡する。

- 2 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。
- 3 甲は、乙から受領した映像等について、甲の責任において加工処理や公表を行うことができる。

（費用の負担）

第7条 協力活動に要した経費は、乙が負担する。

（損害補償）

第8条 協力活動に伴い乙の構成員及びドローンに生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 乙の協力活動中に乙又は乙の構成員が、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。ただし、明らかに甲の責めに帰する原因により乙の構成員が協力活動中に死亡もしくは負傷し、又は協力活動に起因した疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、甲が必要と認める範囲でその障害を補償する。
- (2) 乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。
- (3) 乙は、協力活動にあたり、必要な損害賠償保険等に参加しているドローンを使用するものとする。
- (4) 乙の保有するドローンが協力活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該ドローンについて機体保険等に参加していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、損害の生じた原因が甲の故意又は重大な過失によるものであることが明らかである場合は、この限りではない。

（連絡先等の報告）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を決め、相互に連絡体制を確認するものとし、当該担当者に変更が生じたときは、相手方に対して速やかにその旨を連絡するものとする。

（訓練の参加）

第10条 乙は、本協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練に必要な応じて参加するものとする。

（個人情報の保護）

第11条 甲及び乙は、本協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮する。

（秘密の保持）

第12条 甲及び乙は、本協定による活動において知り得た秘密又は個人のプライバシーに関する事項については、これを第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

（協定の効力）

第13条 本協定の効力は、協定締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもって本協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

(規定外事項)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年9月30日

甲：御坊市藪350番地

御坊市長 三浦源吾

乙：御坊市島919番地1

株式会社 古田鉄工所

代表取締役 古田謹章

74. 災害時における飲料水の供給に関する協定書（株式会社アクオス）

災害時における飲料水の供給に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と株式会社アクオス（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が避難所その他甲が必要と認める施設（以下「避難所等」という。）へ飲料水を供給することにより、被災者等の避難生活の負担軽減及び生活の早期安定に寄与するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に飲料水を調達する必要があると判断したときは、乙に対し必要量、日時、引渡場所等を明示し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として災害救助物資調達要請書（別紙様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力活動の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲において、飲料水の供給に努めるものとする。

2 甲の要請に基づき、乙が行う作業は、次のとおりとする。

（1）避難所等へのウォーターサーバー及びウォーターボトル等の輸送並びに設置。

（協力活動の報告）

第3条 乙は、前条第2項に規定する作業を実施したときは、当該作業の終了後速やかに災害救助物資調達報告書（別紙様式第2号）を甲に報告をするものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、その時の状況により電話等による報告も可とし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の支払い）

第5条 乙が甲に供給する飲料水の費用及び輸送、設置、処理に係る費用は、災害発生直前の価格を基準に乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第6条 甲と乙は、連絡調整を円滑に実施するため、甲乙双方の窓口を定め、相手方に連絡体制表（別記様式3号）を通知するものとする。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年11月15日

甲 御坊市藪350番地

御坊市長 三浦 源 吾

乙 堺市北区花田町3丁37-14

株式会社アクオス

代表取締役 吉本 加津 博

75. 災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定書（近畿福山通運株式会社和歌山有田営業所）

災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定

御坊市（以下「甲」という。）と近畿福山通運株式会社和歌山有田営業所（以下「乙」という。）は、災害時の対応に資する取組に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、御坊市内で災害が発生し又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市内被災地に対する救援物資の緊急輸送体制の速やかな構築及び人材、資機材、施設等を活用した運営の協力について、甲が乙に要請する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定めるものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に対し協力を要請することができるものとする。この場合において、乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

2 甲が乙に対し要請する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所等への物資配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 乙が管理する施設の物資輸送拠点としての利用
- (5) 乙が管理する資機材の提供
- (6) 乙が管理する施設の緊急避難場所としての利用
- (7) 乙に所属する人員による物資輸送拠点運営等の協力
- (8) 乙に所属する人員による避難所等の運営支援
- (9) その他協議し合意した事項

3 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の物資輸送の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する緊急通行車両確認証明書及び災害対応従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 罹災状況に係る情報の提供

（要請手続き）

第4条 前条に規定する要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに本書を提出するものとする。

2 前項の規定により甲から乙に対して行う要請は、近畿福山通運株式会社和歌山有田営業所を代表窓口として手続きを行うものとする。

(事故等)

第5条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により物資輸送等を中断したときは、乙は、速やかに代替の車両を手配し、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、車両の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

(報告)

第6条 乙は、協力業務を遂行したときは、次の事項を取りまとめ、後日、実績報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) 協力した場所
- (3) 要請によって使用した車両、資機材等
- (4) 従事者数
- (5) その他必要となる事項

(経費の負担)

第7条 この協定に基づく物資輸送及び運営等に要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

(庶務窓口)

第8条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては御坊市市民福祉部防災対策課、乙にあつては近畿福山通運株式会社和歌山有田営業所において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段について、相互に確認するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

令和4年12月6日

甲 和歌山県御坊市藪350番地

御坊市長 三浦源吾

乙 和歌山県有田郡有田町水尻699-3

近畿福山通運株式会社

和歌山有田営業所

所長 石田光一

76. 災害時における医療材料等の供給に関する協定書（株式会社スズケン田辺支店）

災害時における医療材料等の供給に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と株式会社スズケン田辺支店（以下「乙」という。）とは、地震、風水害及びその他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における医療材料等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、避難施設等において必要とされる医療材料等の供給に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における医療材料等の確保の必要があると認めた場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書（様式第1号）又は電磁的方法（電子メール等）により乙に要請するものとする。ただし、緊急時には、電話又はその他の方法をもって乙に要請することができる。

- (1)災害の状況
- (2)要請の理由
- (3)必要とする医療材料等の種類及び数量
- (4)その他の必要な事項

（内容）

第3条 甲が乙に要請する災害等の医療材料等とは、次に掲げるものとする。

- (1)感染予防・リスク対策用品（サージカルマスク・手指消毒剤等）
- (2)衛生材料（絆創膏・ガーゼ・包帯等）
- (3)介護用品（紙おむつ等）
- (4)その他必要な医療材料等

（要請に対する協力）

第3条 乙は、甲から前々条第1項の要請を受けた場合は、要請事項について速やかに適切な措置をとるものとする。

- 2 供給する医療材料等は、乙が災害時に調達供給可能な医療材料等とする。
- 3 乙は、平時より災害時に備えて供給体制を整えておくこととする。

（価格）

第4条 乙が甲に納品する医療材料等の価格は、平時における乙の市販標準価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

- 2 災害時に新規採用された医療材料等については、災害時における適正な価格とする。

（納品・引取）

第6条 医療材料等の供給のための輸送は、原則乙の責任において甲へ搬入し、供給することとする。

- 2 甲は、乙より医療材料等の供給があったときは、直ちに品名・規格・容量を確認の上、引き取る

ものとする。

(免責)

第7条 乙の責めに帰することができない事由により本協定の履行が妨げられた場合、乙は、本協定の義務を免除されるものとする。ただし、乙は当該事由においても本協定の履行に最善を尽くすものとする。

(有効期間・更新)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結日より翌年の3月31日までとする。2 前項の期間満了3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも契約の変更又は解約の申入れのない場合は、本協定は更に1年自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自1通を保有する。

令和5年2月1日

甲 和歌山県御坊市藪350番地

御坊市長 三浦 源 吾

乙 和歌山県田辺市新万26番17号
株式会社スズケン 田辺支店

支店長 福 田 崇 雄

77. 災害時における一時避難場所に関する協定書（社会福祉法人博愛会）

災害時における一時避難場所に関する協定

御坊市（以下「甲」という。）と社会福祉法人博愛会（以下「乙」という。）とは、災害時における一時避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、御坊市内で地震、津波、台風、洪水等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を一時避難場所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難場所の指定及び周知）

第2条 甲は、この協定による施設を民間協力による一時避難場所として位置付け、市民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所として、地域住民を受け入れるものとする。

施設名	博愛園デイサービスセンター春日
所在地	御坊市島221番地2
構造・階数	鉄骨造・2階建
外階段の有無	有

（施設使用不能の報告）

第4条 乙は、何らかの事情により施設の使用が不能となったときには、甲に連絡するものとする。

（一時避難場所の開設）

第5条 甲は、次に掲げる場合、乙に対して使用施設を一時避難場所として開設するよう要請することができる。

- (1) 災害発生時等において、緊急に地域住民の避難が必要となった場合
- (2) その他、著しく地域住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合

2 甲は、前項の規定により一時避難場所の開設を要請するときは、一時避難場所開設要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等により要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（一時避難場所の終了）

第6条 甲は、一時避難場所を閉鎖する場合は、乙に対し、その旨を連絡し、合わせて一時避難場所使用終了連絡書（様式第2号）により通知する。

(使用期間)

第7条 一時避難場所の使用期間は、前条に定める一時避難場所の閉鎖までの期間とする。

(費用の負担)

第8条 使用施設を一時避難場所として使用したことにより生じた費用及び損害については、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては御坊市市民福祉部防災対策課長、乙においては博愛園デイサービスセンター春日施設長とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間が満了する日の3か月前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による何らかの申出がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年5月15日

甲 御坊市藪350番地
御坊市長 三浦源吾

乙 御坊市名田町野島1番地9
社会福祉法人博愛会
理事長 小林隆弘

78. 災害時における福祉避難所に関する協定書（社会福祉法人博愛会）

災害時における福祉避難所に関する協定

御坊市（以下「甲」という。）と社会福祉法人博愛会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、御坊市内で地震、津波、台風、洪水等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲乙協力して、要配慮者に福祉避難所を確保し、災害応急対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

2 この協定において「要配慮者」とは、高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等の通常の避難所では共同生活が困難で、何らかの特別な配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

3 この協定において「福祉避難所」とは、要配慮者に配慮した避難所をいう。

（使用施設）

第3条 乙は、次の施設を福祉避難所として、要配慮者を受け入れるものとする。

施設名	博愛園デイサービスセンター春日
所在地	御坊市島221番地2
構造・階数	鉄骨造・2階建
外階段の有無	有

（協力内容）

第4条 乙は、甲から要請があった場合は、次の事項について協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は、乙の業務に支障を来たさない範囲とする。

(1) 要配慮者への福祉避難所の提供

(2) その他乙が提供可能な協力

2 乙は、第2条に定める災害以外の災害について、甲の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

（協力要請方法等）

第5条 福祉避難所の協力についての要請、回答及び報告は、書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭等により要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

2 甲は、開設中の福祉避難所を使用している要配慮者（以下「使用者」という。）の退所時には、書面をもって乙に退所の旨を報告するものとする。

(物資等の確保)

第6条 甲は、必要に応じて福祉避難所で使用する日常生活用品、食料品、医薬品等の物資の確保に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(担当職員の派遣)

第7条 甲は、乙の協力により開設した福祉避難所に担当職員を派遣し、甲、乙及び要配慮者との連絡調整に当たるものとする。

(協力期間等)

第8条 乙が協力する期間については、災害が発生した時から通常の避難所が閉鎖されるまでの間とする。ただし、通常の避難所が閉鎖された後も福祉避難所の設置を必要とする場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、福祉避難所を閉鎖する際は、乙に書面をもってその旨を届け出るものとする。

(原形復旧義務)

第9条 この協定に基づいて福祉避難所として提供した部屋等が、使用者の責任において毀損等の損害を与えた場合は、使用者が原形復旧しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、甲乙が協議し、原形復旧するものとする。

(費用の負担)

第10条 甲の要請により乙が協力し、開設した福祉避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者の秘密を外部に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては御坊市市民福祉部健康福祉課長、乙においては博愛園デイサービスセンター春日施設長とする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間が満了する日の3か月前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による何らかの申出がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 5 月 1 5 日

甲 御坊市藪 3 5 0 番地
御坊市長 三 浦 源 吾

乙 御坊市名田町野島 1 番地 9
社会福祉法人 博愛会
理 事 長 小 林 隆 弘

79. 災害時における段ボール製品の調達に関する協定書（オカジ紙業株式会社）

災害時における段ボール製品の調達に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）とオカジ紙業株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における段ボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、御坊市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾等）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、災害救助物資調達要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに災害救助物資調達要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに物資を供給するよう努めるものとする。ただし、乙の被災などの理由により物資の供給ができない場合、乙は平成29年2月9日に和歌山県と西日本段ボール工業組合が締結した「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」の枠組みにより物資が甲に供給されるよう、甲と西日本段ボール工業組合の仲介を行う。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製ベッド
- (2) 段ボール製間仕切り
- (3) 段ボール製シート
- (4) その他乙の取扱商品

（物資の引渡し）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、できる限り物資の組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

3 乙は、搬送終了後、速やかに災害救助物資調達報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(経費等の負担及び請求等)

第6条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）

は、災害時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による支払請求書を受領したときは、速やかに支払うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(情報の共有等)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の生産能力、災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

3 乙は、日頃より、この協定の趣旨及び手続等についての理解を深めるよう努めるものとする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第9条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、甲及び乙が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和6年 4月24日

甲 和歌山県御坊市藪350番地2

御坊市長 三浦 源吾

乙 和歌山県海南市山崎町3丁目1番地ノ10

オカジ紙業 株式会社

代表取締役社長 大岡 久起

80. 災害時における物資輸送等に関する協定書（ヤマト運輸株式会社和歌山主管支店）

災害時における物資輸送等に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、詳細については都度協議の上、要請に協力するものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 甲から要請のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (5) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章・緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 乙の車両への燃料の優先供給
- (3) 罹災状況に係る情報の提供

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する業務依頼書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに業務依頼書（様式第1号）を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先連絡責任者及び連絡担当者を含め、相互に連絡責任者届(様式第3号)により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年7月31日

甲 御坊市藪350番地2

御坊市長 三浦 源 吾

乙 和歌山県和歌山市直川185-1

ヤマト運輸株式会社 和歌山主管支店

主管支店長 石田 真也

81. 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書（和歌山司法書士会）

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と和歌山県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切な実施に資すること、また災害時における住民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して、相談業務支援等要請書（第1号様式）により協力を要請することができる。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙又は乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲に対して支援要請等対応確認書（第2号様式）により必要な事項を報告するとともに、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条に規定する業務を実施した場合は、支援相談業務報告書（第3号様式）により、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く住民生活の復興に資する法制度等の情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。

（被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

- (1) 相談会の広報
- (2) 相談会場の確保
- (3) 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整

2 乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。

- (1) 相談員の派遣
- (2) 相談の実施

(体制整備)

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

(費用負担)

第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費について、甲の負担とする。

2 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。

(相談料)

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(損害の補償)

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。ただし、甲が定める条例等の適用によって損害補償がなされる場合はこの限りではない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。但し有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 6年 8月 1日

甲 和歌山県御坊市藪350番地2
御坊市長 三浦源吾

乙 和歌山県和歌山市岡山丁24番地
和歌山県司法書士会
会長 伊澤 徹

82. 災害時における物資供給に関する協定書（プラス株式会社ジョインテックカンパニー）

災害時における物資供給に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）とプラス株式会社ジョインテックスカンパニー（以下「乙」という。）は、災害時における必要な物資の供給協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が避難所その他甲が必要と認める施設（以下「避難所等」という。）へ必要な物資を供給することにより、被災者等の避難生活の負担軽減及び生活の早期安定に寄与するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に物資を調達する必要があると判断したときは、乙に対し必要量、日時、引渡場所等を明示し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として災害救助物資調達要請書（別紙様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力活動の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲において、物資の供給に努めるものとする。

2 甲の要請に基づき、乙が行う作業は、次のとおりとする。

（1）避難所等への物資の輸送並びに設置。

（協力活動の報告）

第4条 乙は、前条第2項に規定する作業を実施したときは、当該作業の終了後速やかに災害救助物資調達報告書（別紙様式第2号）を甲に報告をするものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、その時の状況により電話等による報告も可とし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の支払い）

第5条 乙が甲に供給する物資の費用及び輸送、設置、処理に係る費用は、災害発生直前の価格を基準に乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第6条 甲と乙は、連絡調整を円滑に実施するため、甲乙双方の窓口を定め、相手方に連絡体制表（別記様式3号）を通知するものとする。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年9月17日

甲 御坊市藺350番地2

御坊市長 三浦 源 吾

乙 東京都千代田区永田町2丁目13番10号

プラス株式会社 取締役

ジョインテックスカンパニー

カンパニープレジデント 北川 一也

83. 災害時等での入浴施設利用の協力に関する協定書（有限会社夢工房）

災害時等での施設利用の協力に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と有限会社夢工房（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次とおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、御坊市内に地震、風水害等の大規模災害（以下「災害時等」という。）が発生し、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の施設（以下「乙の施設」という。）を避難所に避難した者や住宅が全壊・半壊等により入浴が困難な者等（以下「避難者等」という。）の入浴施設として提供することについて必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（使用施設）

第2条

乙の施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	野天風呂 宝の湯
所 在 地	和歌山県御坊市湯川町財部1 1 1 8番地1
店舗責任者名	大川 寿樹
構 造 等	鉄筋コンクリート
使用可能施設	浴場、休憩スペース、駐車場

（協力内容）

第3条 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- (1) 乙の施設の浴場について、避難者等の心身の健康及び清潔な生活環境を保持するため、入浴施設として甲に提供すること。
- (2) 避難者等に対し、乙の設備が使用可能な場合、トイレ、休憩スペース、駐車場等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 避難者等が生活用水の利用のために水が必要な場合は、可能な範囲で提供すること。

2 前項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、

乙の施設運営上必要な範囲において、施設の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第5条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

（施設の利用等）

第6条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、

甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

(施設変更の報告)

第7条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(費用負担)

第8条 避難者等の当該施設の使用料は無料とする。

2 避難者等が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合は、原因者が不明なときを含む)には、甲が原状回復を行うものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書(様式第2号)により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 6年10月10日

甲 和歌山県御坊市藪350番地2
御坊市長 三浦源吾

乙 和歌山県御坊市湯川町財部1118番地1
有限会社 夢工房
代表取締役 大川 寿 樹

84. 災害時における支援協力に関する協定書（シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社）

災害時における支援協力に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）とシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、御坊市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙に対して行う支援協力の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、乙が御坊市立給食センター（以下「給食センター」という。）における調理・配送等業務を遂行するために甲より借り受けた設備・備品・器具等を使用するように要請することができる。

2 甲は、災害時において、食料、飲料水等の生活物資等が必要であると認めるときは、乙に対し、これらの供給について協力を要請することができる。

3 甲は、平常時において、乙に対して災害に関する啓発活動、訓練等への協力を要請することができる。ただし、同条第1項に定める給食センターの場内における協力要請とする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、第2条第1項及び第2項の規定により協力要請するときは、業務等支援要請書（様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話等の方法により要請を行うものとする。

2 前項の規定による要請を、甲が電話等の方法により口頭で行った場合は、後日文書による要請を行うものとする。

（生活物資等の安定供給）

第5条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資等の安定供給に努める。

（情報の提供）

第6条 甲が、災害時において、生活物資等の配布場所、品目等の情報を提供する際、乙はそれに協力する。

2 甲及び乙は、災害時において被災地域、被災状況等について情報交換に努める。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に連絡責任者届（様式第2号）により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（費用負担）

第8条 甲の要請に基づき、乙が支援協力を実施するために要した費用は、甲が負担する。

2 甲は、乙から前項の規定に基づく請求があったときは、速やかに代金を乙に支払うものとする。
(協定の有効期間)

第9条 本協定の期間は、締結の日から令和10年7月31日までとする。ただし、この期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 甲と乙との間で締結している御坊市学校給食副食調理等業務委託の委託期間が満了となり次期更新ができなかった場合、本協定は終了するものとする。
(協議)

第10条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年2月10日

甲 御坊市藪350番地2

御坊市長 三浦 源吾

乙 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 山田 智治

85. 災害時における帰宅困難者の施設使用に関する協定書 (MARUNI 株式会社)

災害時における帰宅困難者の施設使用に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と MARUNI 株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における帰宅困難者の待機及び避難場所（以下「避難場所」という。）としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、台風、洪水等により大規模な災害が発生し、公共交通機関が利用不能となったことで帰宅困難者が発生した場合、乙の協力を得て、乙の所有する施設を公共交通機関が復旧するまでの避難場所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を避難場所として、帰宅困難者を受け入れるものとする。

施設名	MARUNI 第1ビル、MARUNI 第2ビル
所在地	・ MARUNI 第1ビル 御坊市湯川町小松原410番地1 ・ MARUNI 第2ビル 御坊市湯川町小松原412番地1

（施設使用不能の報告）

第3条 乙は、何らかの事情により施設の使用が不能となったときには、甲に連絡するものとする。

（避難場所の開設）

第4条 甲は、次に掲げる場合、乙に対して使用施設を避難場所として開設するよう要請することができる。

- (1) 災害発生時等において、公共交通機関が利用不能となり、帰宅困難者の避難が必要となった場合
- (2) その他、甲が帰宅困難者を乙の施設に避難させる必要があると認めた場合

2 甲は、前項の規定により避難場所の開設を要請するときは、施設使用要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等により要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（避難場所の終了）

第5条 甲は、避難場所を閉鎖する場合は、乙に対し、その旨を連絡し、合わせて施設使用終了連絡書（様式第2号）により通知する。

（使用期間）

第6条 避難場所の使用期間は、前条に定める避難場所の閉鎖までの期間とする。

(費用の負担)

第7条 使用施設を避難場所として使用したことにより生じた費用及び損害については、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に連絡担当者届(様式第3号)により報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間が満了する日の3か月前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による何らかの申出がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年 3月 6日

甲 御坊市藪350番地2
御坊市長 三浦源吾

乙 御坊市湯川町小松原410番地1
MARUNI 株式会社
代表取締役 丸山信仁

86. 災害時における支援協力に関する協定書（幕末株式会社）

災害時における支援協力に関する協定書

御坊市（以下「甲」という。）と幕末株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、御坊市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙に対して行う支援協力の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、食料、飲料水等の生活物資等が必要であると認められるとき、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 乙が所有する施設において調理されたものの供給及び配送
- （2） 甲が設置する避難所等での炊き出しの実施
- （3） 避難所等において支援者等が行う炊き出しの支援
- （4） 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による協力として行うことを適当と認めたもの

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、第2条に基づき協力要請するときは、業務等支援要請書（第1号様式）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の方法により要請を行うものとする。

2 前項の規定による要請を、甲が電話等の方法により口頭で行った場合は、後日文書による要請を行うものとする。

（生活物資等の安定供給）

第5条 乙は、災害時に自社の組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資等の安定供給に努めるものとする。

（情報の提供）

第6条 甲が災害時において、生活物資等の配布場所や品目等の情報を提供する際、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において被災地域、被災状況等について情報交換に努める。

3 乙は、市民に対する防災意識向上及び減災への取組みを推進するため、必要に応じて、甲が主催する防災イベント等に参画するとともに、平常時から必要な情報を共有することとする。

（費用の負担）

第7条 支援に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用の金額は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先連絡責任者及び連絡担

当者を定め、相互に連絡責任者届により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この期間満了日の1カ月前までに、甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定の解釈に疑義を生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年5月19日

甲 御坊市藪350番地2

御坊市長 三浦源吾

乙 御坊市湯川町財部811番地2

幕末株式会社

代表取締役 山来謙治

87. 災害時における物資輸送等に関する協定書（秋山通送株式会社）

災害時における物資輸送等に関する協定書

御坊市(以下「甲」という。)と秋山通送株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の円滑な輸送の実施等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

(協定の位置づけ)

第2条 甲は、公益社団法人和歌山県トラック協会（以下「県トラック協会」という。）と災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定を締結済みであり、本協定をその協定の補完的位置づけとする。

2 本協定に基づく物資運搬は、原則として市内または隣接地域の優先的かつ迅速な輸送を目的とし、県トラック協会との協定で対応が困難な局面において、本協定で掲げる協力内容により補完するものとする。

(協力の内容)

第3条 甲は、乙に対して次の各号に掲げる業務を要請書（様式第1号）により要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章・緊急通行書及び災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 乙の車両への燃料の優先供給
- (3) 罹災状況に係る情報の提供

3 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

4 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(事故等)

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、業務報告書（様式2号）により甲に報告するものとする。

(費用の負担及び請求等)

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第7条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。また、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平時の連携体制)

第8条 甲及び乙は、平時より連絡体制の整備・情報共有を行い、災害発生時の迅速な対応が可能なよう協力するものとする。

2 甲が実施する防災訓練やイベント等に、甲から協力の要請があった場合、乙は可能な範囲で協力するものとする。

(適用)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定終了の申し出がない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年10月 8日

甲 御坊市藪350番地2

御坊市長 三浦 源 吾

乙 御坊市藪194番地

秋山通送株式会社

代表取締役 秋山 総一郎

C. 市防災関連資料

C. 市防災関連資料

目次

資料 1	気象資料	1
資料 2	災害の履歴	3
資料 3	知事管理河川重要水防箇所	6
資料 4	水門・樋門等一覧表	6
資料 5	排水ポンプ施設一覧表	7
資料 6	地すべり危険箇所（国土交通省所管）	7
資料 7	土石流危険溪流（県砂防課）	8
資料 8	山地災害危険地区	10
資料 9	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	11
資料 10	警戒を要するため池	13
資料 11	海岸保全区域	13
資料 12	海岸重要水防箇所	13
資料 13	雨量観測施設	14
資料 14	水位観測施設	14
資料 15	管内地震観測施設	14
資料 16	県内潮位・津波観測施設	15
資料 17	医療施設等	16
資料 18	ごみ処理施設	22
資料 19	し尿処理施設	22
資料 20	廃棄物運搬車	22
資料 21	遺体安置所	22
資料 22	輸送能力	23
資料 23	御坊市防災行政無線の名称、設置場所	25
資料 24	上下水道事務所の無線	26
資料 25	県総合防災情報システム電話・FAXの設置場所	28
資料 26	県総合防災情報システム電話（主要連絡先）	28
資料 27	庁舎内等災害時優先電話設置場所	29
資料 28	水防管理資機材保有状況	30
資料 29	災害救助備蓄状況	32
資料 30	災害時におけるヘリコプター発着予定地	33
資料 31	緊急輸送道路	34
資料 32	文化財の指定状況	37
資料 33	避難促進施設	38
資料 34	地域防災計画に定めた要配慮者利用施設	39

資料 1 気象資料

【御坊地域気象観測所】

	年降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速	年間 日照時間
単 位	mm	℃	℃	℃	m/s	m/s	時間
平成元 (1989) 年	2173	16.6	32.8	-0.6	1.4	7	1785.7
平成2 (1990) 年	1586	17.1	35.6	-0.5	1.4	10	1822.2
平成3 (1991) 年	1856	17.0	35.6	-1.0	1.5	9	1473.6
平成4 (1992) 年	1860	16.7	35.5	-0.9	1.5	9	1571.7
平成5 (1993) 年	×	×	34.0	×	×	×	×
平成6 (1994) 年	920	17.4	36.7	-1.4	2.5	10	2025.9
平成7 (1995) 年	1544	16.5	36.2	-1.9	2.6	10	1945.8
平成8 (1996) 年	1077	16.4	35.7	-1.5	2.5	11	1844.0
平成9 (1997) 年	1632	16.9	34.4	-2.5	2.4	13	2066.8
平成10 (1998) 年	1897	18.1	36.8	-1.3	2.4	15	1831.6
平成11 (1999) 年			33.3				
平成12 (2000) 年	1616	16.1	36.0	-2.2	2.6	13	1960.0
平成13 (2001) 年	1545	16.0	36.4	-2.4	2.6	14	1953.3

【川辺地域気象観測所】

	年降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速	年間 日照時間
単 位	mm	℃	℃	℃	m/s	m/s	時間
平成14 (2002) 年	1356	16.1	34.1	-2.8	2.8	12	1856.1
平成15 (2003) 年	2381	15.9	35.0	-4.1	2.8	18	1744.3
平成16 (2004) 年	1791	16.7	34.7	-3.1	2.8	22	2094.5
平成17 (2005) 年	1321	15.7	35.5	-2.2	2.06	17	1891.4
平成18 (2006) 年	2353	16.0	36.0	-2.7	2.5	13	1662.6
平成19 (2007) 年	1387	16.5	36.1	-2.2	2.6	16	1928.9
平成20 (2008) 年	1686.0	15.8	35.6	-1.9	2.4	12.7	2016.6
平成21 (2009) 年	1835.5	15.9	33.1	-3.5	2.5	13.8	2054.2
平成22 (2010) 年	1962.5	16.1	35.3	-1.3	2.6	12.3	2030.9
平成23 (2011) 年	2698.5	15.6	34.3	-2.5	2.5	17.8	2024.6
平成24 (2012) 年	2039.5	15.5	36.2	-3.1	2.5	16.2	2011.6
平成25 (2013) 年	1784.5	16.0	38.3	-3.0	2.5	13.2	2332.5
平成26 (2014) 年	2110.5	15.7	37.5	-2.8	2.5	17.1	2087.4
平成27 (2015) 年	2533.5	16.3	35.4	-2.1	2.4	17.6	1989.9
平成28 (2016) 年	2112.5	16.9	36.0	-3.4	2.3	13.3	2182.8
平成29 (2017) 年	2088.0	15.8	35.3	-2.9	2.4	16.3	2129.5

平成 30 (2018) 年	2137.5	16.4	36.1	-4.3	2.5	24.3	2261.1
令和元 (2019) 年	1995.0	16.6	35.1	-1.4	2.3	13.6	2130.8
令和 2 (2020) 年	2446.5	16.6	38.4	-2.3	2.3	12.7	2156.2
令和 3 (2021) 年	2327.0	16.5	34.7	-2.1	2.3	11.8	1783.9
令和 4 (2022) 年	1595.5	16.5	36.2	-2.0	2.2	13.0	2184.6
令和 5 (2023) 年	1915.5	16.7	35.5	-2.8	2.3	13.9	2262.6
令和 6 (2024) 年	1783.0	17.3	37.1	-2.2	2.3	11.3	2202.4

【川辺 令和 6 (2024) 年月別】

	降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速	日照時間
単位	Mm	℃	℃	℃	m/s	m/s	時間
1 月	40.0	7.0	17.2	-2.2	2.8	10.3	161.2
2 月	132.0	8.6	22.8	0.3	2.8	10.2	139.3
3 月	189.0	9.4	25.2	-0.7	2.9	11.3	186.8
4 月	135.0	16.5	26.1	6.4	2.1	8.2	140.4
5 月	276.5	18.1	27.8	7.2	2.5	8.6	208.2
6 月	292.5	21.9	30.9	13.4	1.9	7.7	169.6
7 月	111.5	27.5	36.2	21.3	2.0	6.2	225.3
8 月	250.5	28.3	37.1	22.1	2.0	8.2	273.2
9 月	48.0	26.2	35.3	17.6	1.6	5.9	214.2
10 月	154.0	20.7	31.2	12.6	1.7	8.5	152.3
11 月	132.0	14.8	25.3	5.4	2.4	8.2	175.5
12 月	22.0	8.0	20.2	1.2	2.6	8.8	156.4
全 年	1783.0	17.3	37.1	-2.2	2.3	11.3	2202.4

* ×印は欠測。

* 御坊地域気象観測所は日高高等学校（御坊市島 45）での観測を平成 11（1999）年 3 月 1 日付で廃止し、かわべ天文公園（日高川町和佐）に移設して、川辺地域気象観測所として平成 11（1999）年 3 月 4 日から運用を開始。

資料2 災害の履歴

台風（昭和時代）

- 室戸台風 昭和9. 9. 21 (1934)
和歌山県下の被害
死者31人、行方不明6人、負傷者434人、家屋全壊2,628人、同半壊2,602戸、同流失117戸、床上浸水1,600戸、床下浸水2,565戸、その他。

- 枕崎台風 昭和20. 9. 17~18 (1945)
和歌山県下の被害
死者5人、家屋全壊228棟、その他。

- ジェーン台風 昭和25. 9. 3 (1950)
和歌山県下の被害
死者37人、行方不明21人、負傷者1,836人、家屋全壊2,784戸、同半壊10,949戸、同流失87戸、床上浸水2,309戸、床下浸水9,323戸、その他。

- 台風17号 昭和33. 8. 25 (1958)
和歌山県下の被害
死者2人、行方不明2人、負傷者29人、家屋全壊69戸、同半壊483戸、同流失70戸、床上浸水2,322戸、床下浸水2,609戸、その他。

- 伊勢湾台風 昭和34. 9. 23~26 (1959)
和歌山県下の被害
死者3人、行方不明14人、負傷者56人、家屋全壊234戸、同半壊318戸、同流失122戸、床上浸水4,317戸、床下浸水3,727戸、その他。

- 第2室戸台風 昭和36. 9. 14~16 (1961)
和歌山県下の被害
死者15人、行方不明1人、負傷者316人、家屋全壊2,378戸、同半壊7,143戸、同流失155戸、床上浸水10,375戸、床下浸水16,164戸、その他。

- 台風12号 平成23. 9. 4~6 (2011)
和歌山県下の被害
死者56人、行方不明5人、負傷者8人、家屋全壊240戸、同半壊1,753戸、床上浸水2,706戸、床下浸水3,149戸、その他

豪雨（昭和時代）

- 豪雨 昭和 27. 7. 10～11（1952）

和歌山県下の被害

死者 14 人、行方不明 2 人、家屋全壊 96 戸、同流失 26 戸、その他。

- 豪雨 昭和 28. 7. 17～18（1953）【7・18 水害】

和歌山県下の被害

死者 639 人、行方不明 376 人、負傷者 5,709 人、家屋全壊、3,209 戸、同半壊 1,678 戸、同流失 3,896 戸、床上浸水 12,734 戸

7・18 水害による御坊市域の被害状況（昭和 28. 7. 22 現在）

町村名	死者	行方不明	重傷	軽傷	家屋全壊	家屋流失	家屋半壊	床上浸水	床下浸水
御坊町	26	100	3000		推定床上浸水 4,000 内流失 365				
湯川村	1	1	10	50	10	1	0	555	250
藤田村	0	0	3	17	100	30	150	150	30
野口村	30	24	0	100	30	105	100	80	0
塩屋村	8	30	7	60	14	48	24	95	25
名田村	0	0	0	0	0	0	0	2	40

（御坊市を中心とする七・一八水害誌）

地震（津波）

和歌山県に被害を及ぼした主な地震

西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害	被害の出典		
684. 11. 29 （天武 13）	土佐その他南海・東海・西海地方	8 1/4	（南海トラフ沿いの巨大地震。諸国で家屋の倒壊、津波あり、死傷者多数。）	理科		
887. 8. 26 （仁和 3）	五畿・7道	8～8.5	（南海トラフ沿いの巨大地震。京都で家屋倒壊多く、圧死者多数。沿岸部で津波による溺死者多数。）	理科		
1096. 12. 17 （永長 1）	畿内・東海道	8～8.5	（東海沖の巨大地震と考えられる。伊勢・駿河で津波被害あり。）	理科		
1099. 2. 22 （康和 1）	南海道・畿内	8～8.3	（南海沖の巨大地震と考えられる。興福寺、摂津天王寺などで被害。）	理科		
1361. 8. 3 （正平 16）	畿内・土佐・阿波	8 1/4～8.5	（南海トラフ沿いの巨大地震。各地で、地震動、津波により、死者多数。）	理科		
1498. 9. 20 （明応 7）	東海道全般	8.2～8.4	（南海トラフ沿いの巨大地震。紀伊から房総沿岸にかけて津波あり、死者多数。）	理科		
1605. 2. 3 （慶長 9）	（慶長地震）	7.9	南海トラフ沿いの巨大地震。津波により、広村で家屋流失 700。）			地域
1707. 10. 28 （宝永 3）	（宝永地震）	8.4	南海トラフ沿いの巨大地震。死者 688、負傷者 222、家屋全壊 681、同流失 1,896		総覧	
1854. 12. 23 1854. 12. 24 （安政 1）	（安政東海地震） （安政南海地震）	8.4 8.4	安政東海地震と安政南海地震の被害は区別するのが難しい。紀伊田辺領で、死者 24、住家倒壊 255、同流失 532、同焼失 441。和歌山領で溺死者 699、家屋全壊約 1 万、同流失 8,496、同焼失 24。広村で、死者 36、住家全壊 10、同流失 125。沿岸の熊野以西では、津波により村の大半が流失した村が多かった。		総覧	
1944. 12. 7 （昭和 19）	（東南海地震）	7.9	地震動及び津波により被害。死者 51、負傷者 74、住家全壊 121、同流失 153。			飯田表
1946. 12. 21 （昭和 21）	（南海地震）	8.0	地震動、津波、地震後の火災による被害。死者・行方不明者 269、負傷者 562、住家全壊 969、同流失 325、同焼失 2,399。		総覧	
1948. 6. 15 （昭和 23）	田辺市付近	6.7	死者 1、負傷者 18、家屋全壊 4		総覧	

※主な被害は県内の被害。県内の被害が特定できない場合は（ ）内に全体の被害を記述。

[註]

理科：理科年表 1997

総覧：新編 日本被害地震総覧 [増補改訂版 416 - 1995]

地域：和歌山県地域防災計画

飯田：昭和19年12月7日東南海地震の震害と震度分布、1977 愛知県防災会議

表：地震研究所研究速報第4号、1945

資料3 知事管理河川重要水防箇所

水系名	河川名	左右岸別	重要水防箇所		背後地の状況 (人家、公共施設等)
			場所	延長m	
王子川	王子川	左岸	姥免橋～南塩屋橋	830	農地
	〃	右岸	姥免橋～農協前	500	国道425号2戸
	〃	右岸	王子橋～国道42号	100	66戸
日高川	東裏川	左岸	JR橋～美浜町境界	600	53戸 農地
	〃	右岸	〃	450	22戸 農地
	下川	左岸	善明寺橋～大和樋門	1,900	991戸
	〃	右岸	〃	1,900	586戸
	堂閉川	左岸	市町境界線～八幡橋	200	鉄道 14戸
	〃	右岸	〃	200	25戸 農地
	熊野川	左岸	荒毛橋上流180m～荒毛橋	180	農地
〃	右岸	〃	180	県道 農地	
上野川	上野川	左岸	法師ヶ谷川合流点～タイヨーム	200	農地 工場
	〃	右岸	〃	200	農地
壁川	壁川	左岸	国道42号上流600m～国道42号	600	農地
	〃	右岸	〃	600	農地
野島川	野島川	左岸	国道42号上流400m～国道42号	400	農地
	〃	右岸	〃	400	農地

資料4 水門・樋門等一覧表

河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作担当者
上川	名屋樋門	御坊市名屋	和歌山県知事	日高振興局 建設部長	日高振興局 建設部職員
下川	大和樋門	御坊市菌	和歌山県知事	御坊市長	御坊市 都市建設課職員
上野川	津梅樋門	御坊市名田町上野	和歌山県知事	御坊市長	上野区長
野島川	秋近樋門	御坊市名田町野島	和歌山県知事	御坊市長	野島区長
熊野川	熊野川樋門	御坊市岩内	和歌山県知事	御坊市長	御坊市 都市建設課職員
〃	熊野川排水機場	御坊市塩屋町北塩屋	和歌山県知事	御坊市長	御坊市 都市建設課職員

資料5 排水ポンプ施設一覧表

市管理分

ポンプ場名	所在地	排水能力		
		排水能力	台数	計
上川ポンプ場	名屋	2.4 m ³ /h	3台	7.2 m ³ /s
南塩屋ポンプ場	南塩屋	0.3 m ³ /s	2台	0.6 m ³ /s

ポンプ場名	水系名	所在地	排水管規模		
			排水量	台	計
熊野川ポンプ場	日高川	御坊市塩屋町	1.0 m ³ /s	2	2.0 m ³ /s

県管理分

ポンプ場名	水系名	所在地	排水管規模		
			排水量	台	計
東裏川ポンプ場	日高川	美浜町和田	1.0 m ³ /s	3	3.0 m ³ /s

資料6 地すべり危険箇所（国土交通省所管）

県砂防課

箇所名	位置	面積	地すべり防止区域指定
亀山	湯川町丸山	42.76	H28.6.17指定
野島	名田町野島	8.51	H7.7.24指定

資料 7 土石流危険溪流（県砂防課）

・土石流危険溪流 I

水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要	
				溪流長	流域面積
				(k m)	(k m ²)
西川	東裏川	右支溪	湯川町富安	0.21	0.022
西川	齋川	左支溪	湯川町富安	0.12	0.02
西川	富安川	右支溪	湯川町富安	0.12	0.01
西川	東裏川	左支溪	湯川町富安	0.16	0.03
西川	東裏川	左支溪	湯川町丸山	0.25	0.03
西川	東裏川	左支溪	湯川町丸山	0.23	0.03
西川	齋川	右支溪	湯川町丸山	0.08	0.026
西川	齋川	右支溪	湯川町丸山	0.23	0.02
西川	富安川	右支溪	湯川町富安	0.1	0.01
西川	富安川	右支溪	湯川町富安	0.34	0.06
西川	富安川	右支溪	湯川町富安	0.19	0.06
西川	富安川	右支溪	湯川町富安	0.17	0.03
西川	富安川	左支溪	湯川町富安	0.1	0.02
西川	北吉田川	右支溪	藤田町吉田	0.79	0.44
西川	富安川	左支溪	湯川町富安	0.3	0.05
西川	北吉田川	右支溪	藤田町吉田	0.08	0.008
西川	北吉田川	右支溪	藤田町吉田	0.19	0.02
西川	北吉田川	右支溪	藤田町吉田	0.13	0.026
—	本川	—	野口	0.3	0.035
—	本川	—	野口	0.15	0.017
日高川	熊野川	右支溪	熊野	0.06	0.021
日高川	熊野川	右支溪	熊野	0.21	0.048
日高川	熊野川	右支溪	熊野	0.3	0.089
日高川	熊野川	右支溪	熊野	0.13	0.015
日高川	熊野川	右支溪	熊野	0.18	0.029
日高川	日高川	右支溪	塩屋町北塩屋	0.09	0.009
—	本川	—	塩屋町北塩屋	0.09	0.008
王子川	王子川	右支溪	塩屋町北塩屋	0.22	0.036
王子川	王子川	右支溪	塩屋町北塩屋	0.18	0.02
王子川	王子川	右支溪	塩屋町北塩屋	0.07	0.008
王子川	明神川	右支溪	明神川	0.31	0.04
王子川	明神川	右支溪	明神川	0.09	0.053
王子川	明神川	左支溪	明神川	0.13	0.008
—	本川	—	塩屋町南塩屋	0.12	0.012
—	本川	—	名田町野島	0.19	0.134
—	本川	—	名田町野島	0.13	0.017
上野川	上野川	左支溪	名田町上野	0.34	0.099

・土石流危険溪流Ⅱ

水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要	
				溪流長	流域面積
				(k m)	(k m ²)
西川	東裏川	左支溪	湯川町富安	0.13	0.011
西川	齋川	左支溪	湯川町富安	0.07	0.007
西川	西川	右支溪	湯川町小松原	0.15	0.018
西川	富安川	右支溪	湯川町富安	0.09	0.01
西川	東裏川	左支溪	湯川町富安	0.12	0.014
西川	富安川	右支溪	湯川町富安	0.38	0.04
西川	北吉田川	右支溪	藤田町吉田	0.42	0.085
西川	富安川	左支溪	湯川町富安	0.14	0.03
西川	富安川	左支溪	湯川町富安	0.09	0.009
西川	北吉田川	左支溪	藤田町吉田	0.07	0.009
西川	北吉田川	左支溪	藤田町吉田	0.1	0.036
—	本川	—	野口	0.22	0.019
—	本川	—	岩内	0.11	0.01
日高川	熊野川	右支溪	熊野	0.19	0.015
日高川	熊野川	右支溪	熊野	0.08	0.009
日高川	熊野川	右支溪	熊野	0.04	0.011
日高川	熊野川	右支溪	熊野	0.04	0.006
日高川	熊野川	右支溪	熊野	0.08	0.012
日高川	熊野川	右支溪	熊野	0.47	0.147
日高川	熊野川	左支溪	熊野	0.06	0.005
日高川	熊野川	左支溪	熊野	0.14	0.011
日高川	熊野川	左支溪	熊野	0.03	0.024
日高川	熊野川	左支溪	熊野	0.24	0.026
日高川	熊野川	左支溪	熊野	0.06	0.004
日高川	日高川	左支溪	塩屋町北塩屋	0.06	0.006
王子川	王子川	右支溪	塩屋町北塩屋	0.07	0.01
王子川	王子川	右支溪	塩屋町北塩屋	0.2	0.025
王子川	王子川	右支溪	塩屋町北塩屋	0.14	0.01
王子川	明神川	右支溪	明神川	0.1	0.008
王子川	明神川	右支溪	明神川	0.11	0.008
王子川	明神川	右支溪	明神川	0.07	0.004
王子川	明神川	右支溪	明神川	0.11	0.011
王子川	明神川	左支溪	明神川	0.12	0.009
王子川	明神川	左支溪	明神川	0.2	0.023
王子川	明神川	左支溪	明神川	0.31	0.059
王子川	明神川	左支溪	明神川	115	0.008
王子川	明神川	左支溪	明神川	0.3	0.059
王子川	明神川	左支溪	明神川	0.22	0.024
王子川	明神川	左支溪	明神川	0.14	0.013
王子川	王子川	左支溪	塩屋町南塩屋	0.44	0.068
—	本川	—	名田町野島	0.07	0.019
上野川	上野川	左支溪	名田町上野	0.15	0.02

・土石流危険溪流に準ずる溪流

水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要	
				溪流長	流域面積
				(k m)	(k m ²)
王子川	王子川	支溪	塩屋町北塩屋	0.05	0.004

資料8 山地災害危険地区

① 崩壊土砂流出危険地区

県森林整備課

地区番号	大字	面積 (h a)
205-0001	湯川町富安	94.88
205-0002	湯川町富安	15.81
205-0004	名田町上野	3.76
205-0005	名田町楠井	26.24
205-5001	湯川町富安	16.46
205-5002	藤田町吉田	4.95
205-5003	名田町野島	35.52
205-5006	名田町上野	28.51
205-5007	明神川	5.57
205-5009	名田町上野	9.80
205-5010	名田町楠井	12.23
205-5011	名田町上野	3.54
205-5012	名田町上野	4.45
205-5014	名田町野島	7.13
205-5015	名田町野島	10.28
205-5018	名田町野島	24.26
205-7503	湯川町富安	12.83

② 山腹崩壊危険地区

県森林整備課

地区番号	大字	面積 (h a)
205-0001	湯川町富安	4.94
205-0002	名田町野島	3.99
205-5001	明神川	0.15
205-5002	湯川町富安	0.26
205-5003	湯川町富安	0.06

地区番号	大 字	面積 (h a)
205-5004	湯川町富安	0. 1 0
205-5005	明 神 川	0. 1 7
205-5006	明 神 川	0. 0 5
205-5007	明 神 川	0. 0 3
205-5008	明 神 川	0. 1 0
205-5009	明 神 川	0. 0 7
205-5010	明 神 川	0. 5 1
205-5011	明 神 川	0. 1 0
205-5012	名田町野島	0. 1 3
205-5013	名田町野島	0. 2 4
205-5014	名田町上野	0. 1 0
205-5015	明 神 川	0. 1 7
205-5016	明 神 川	0. 0 7
205-5017	岩 内	0. 4 4
205-5018	野 口	0. 3 2
205-5019	湯川町丸山	0. 0 8
205-5020	岩 内	0. 2 8

資料9 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

県砂防課

ランク	箇 所 名	位 置		急傾斜地 崩壊危険 箇所の延 長(m)	地 形 要 因	
		大字	小字		傾斜度 (度)	高さ(m)
I	富安	荊木		120	30	10
I	丸山	湯川町丸山		300	40	20
I	丸山 (2)	湯川町丸山		190	30	20
I	丸山	湯川町丸山		130	30	30
I	小松原(2)	湯川町小松原		110	40	20
I	小松原	湯川町小松原		420	40	40
I	富安	湯川町富安		500	40	40
I	峠	塩屋町北塩屋		210	35	10
I	塩屋	塩屋町北塩屋		110	35	8
I	熊野	熊野		210	30	20
I	小熊 1	熊野		80	30	20
I	湯川町富安	湯川町富安		200	40	40
I	湯川町丸山(1)	湯川町丸山		110	40	20
I	藤田町吉田	藤田町吉田		140	45	40
I	藤田町吉田河湊	藤田町吉田	河湊	70	30	40
I	湯川町丸山 1	湯川町丸山		160	30	20
I	熊野 2	熊野		90	40	15

I	塩屋町北塩屋 1	塩屋町北塩屋		190	35	20
I	塩屋町北塩屋 2	塩屋町北塩屋		280	30	15
I	名田町野島	名田町野島		290	30	50
II	湯川町富安 1	湯川町富安		80	35	20
II	湯川町富安 2	湯川町富安		100	30	20
II	湯川町富安 3	湯川町富安		150	45	20
II	藤田町吉田津井切	藤田町吉田	津井切	80	35	50
II	湯川町小松原	湯川町小松原		60	40	60
II	野口大谷口 1	野口	大谷口	200	35	60
II	野口大谷口 2	野口	大谷口	160	35	30
II	小熊 4	熊野		140	35	7
II	熊野 3	熊野		120	40	25
II	落子畑	明神川		80	35	20
II	明神川 1	明神川		100	30	20
II	明神川 2	明神川		70	31	48
II	明神川 3	明神川		55	39	28
II	明神川 4	明神川		125	38	28
II	明神川 5	明神川		90	40	20
II	明神川 6	明神川		200	30	46
II	塩屋町北塩屋	塩屋町北塩屋		150	30	15
II	明神川 7	明神川		60	30	30
II	明神川 8	明神川		140	35	30
II	名田町野島 1	名田町野島		150	35	25
II	名田町上野 1	名田町上野		70	45	20
II	名田町上野 2	名田町上野		50	50	20
II	名田町上野 3	名田町上野		130	70	20
II	名田町野島 2	名田町野島		60	30	15
II	熊野 4	熊野		160	35	20
III	藤田町吉田 1	藤田町吉田		200	36	66
III	藤田町吉田 2	藤田町吉田		180	32	50
III	熊野 5	熊野		850	46	114
III	熊野 6	熊野		160	39	24
III	熊野 7	熊野		130	30	26
III	名田町野島 5	名田町野島		200	37	38
III	名田町野島 6	名田町野島		140	31	24
III	名田町野島 3	名田町野島		350	47	50
III	名田町野島 4	名田町野島		190	39	40
III	名田町上野 8	名田町上野		250	34	60
III	名田町上野 9	名田町上野		140	30	70
III	名田町上野 10	名田町上野		290	32	38
III	名田町上野 4	名田町上野		260	31	60
III	名田町上野 5	名田町上野		150	36	22
III	名田町上野 6	名田町上野		210	39	40
III	名田町上野 7	名田町上野		300	44	38

資料 10 警戒を要するため池

防災重点農業用ため池

番号	池名	所在地	貯水量 (t)	番号	池名	所在地	貯水量 (t)
1	古池	湯川町富安529	32,000	31	横松池	塩屋町北塩屋598-1	38,000
2	新池	湯川町富安530	137,000	32	三ツ池	塩屋町北塩屋1611	19,000
3	菜師池	湯川町富安506	50,000	33	中場池	塩屋町北塩屋1759	7,000
4	丸池	湯川町富安793	50	34	九田谷池	塩屋町北塩屋1955	32,000
5	留山上池	湯川町富安746-1	170	35	沼田池	塩屋町北塩屋2134-1	8,000
6	留山池	湯川町富安734-1	600	36	傳次郎池	塩屋町北塩屋557-1	200
7	奥池	湯川町富安1222	2,000	37	大池	塩屋町南塩屋814	60,000
8	中池	湯川町富安1224	4,000	38	乙池	塩屋町南塩屋1286	69,000
9	空池	湯川町富安1225-2	800	39	中池	塩屋町南塩屋1302	24,000
10	隠谷池	湯川町富安41	18,000	40	上池	塩屋町南塩屋1303	4,000
11	隠谷池(湯川町)	湯川町富安20-1	12,100	41	下池	塩屋町南塩屋1430-1	1,110
12	裕池	湯川町富安1536	1,000	42	伏原谷池	塩屋町北塩屋2173	5,000
13	遠田池	湯川町富安1947-1	26,000	43	矢田奥池	塩屋町北塩屋2301-1	45,000
14	東原池	湯川町富安2005-2	700	44	東山池	岩内732-1	38,000
15	池ノ谷池	湯川町富安2017-2	3,740	45	楠木谷池	熊野152	6,000
16	蓮池	湯川町富安953-1	860	46	後谷池	熊野205	76,000
17	会下谷池	湯川町富安2132	2,000	47	柳谷池	熊野1132-1	36,000
18	朱家谷池	藤田町吉田1553-2	15,000	48	扇谷池	熊野515	34,000
19	畑池	藤田町吉田1554	37,000	49	大池	熊野648-1	16,000
20	花立池	藤田町吉田1708	13,000	50	深山池	明神川895	35,000
21	東岸池	藤田町吉田1774	1,380	51	観音池	名田町野島3537	3,300
22	新池	藤田町吉田1828	12,000	52	秋葉池	名田町野島1952	8,000
23	久々津谷池	藤田町吉田1987	21,000	53	老子池	名田町上野953	141,000
24	錦菌池	塩屋町北塩屋740-2	880	54	黒松池	名田町野島642	4,000
25	風生池	塩屋町北塩屋286	4,000	55	寺池(小)	名田町上野1352	6,000
26	桧皮池	塩屋町北塩屋335	5,000	56	寺池	名田町上野1353	51,000
27	王子谷池	塩屋町北塩屋1161	5,000	57	大郷池	名田町楠井1152	20,000
28	すみ池	塩屋町北塩屋632	3,000	58	新出池	名田町楠井847	3,000
29	田中池	塩屋町北塩屋630-1	200	59	落シ谷池	塩屋町北塩屋2322	6,000
30	屋瀬池	塩屋町北塩屋1416	3,000				

資料 11 海岸保全区域

(m)

海岸線延長	保全区域 指定済計	国土交通省		農村振興局 専管区域	水産庁
		水管理・国土 保全局	港湾局		
14,364	6,444	2,595	218	643	2,988

資料 12 海岸重要水防箇所

名称	所在地	延長 (m)	備考
西ノ芝	名田町野島	143	農林水産省(農村振興局)所管
楠井	名田町楠井	500	農林水産省(農村振興局)所管

資料 13 雨量観測施設

① 和歌山地方気象台

観測所	所在地	設置場所
川 辺	日高川町和佐	かわべ天文公園

*御坊地域気象観測所（御坊市島）は、平成 11 年 3 月 1 日廃止し、かわべ天文公園に移設して、川辺地域気象観測所として平成 11 年 3 月 4 日から運用開始

② 和歌山県

観測所	所在地	設置場所	観測者	備考
御 坊	御坊市湯川町財部	日高総合庁舎	日高振興局 建設部職員	テレメーター
野 島	御坊市名田町野島	御坊広域 清掃センター	日高振興局 建設部職員	テレメーター

③ 御坊市

所在地	設置場所	観測者
御坊市菌	御坊市役所	農林水産課職員
御坊市湯川町財部	御坊市消防本部	消防署職員

資料 14 水位観測施設

河川名	観測所名	所在地	設置場所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	堤防高	
						左岸	右岸
日高川	野口橋	藤田町	野口橋橋脚	4.00	5.50	13.00	13.30
熊野川	湊	塩屋町	熊野川水門			4.20	4.20

資料 15 管内地震観測施設

① 独立行政法人 防災科学技術研究所

観測所名	設置場所	備考
御坊市	県営下富安団地敷地内	強震計

② 和歌山地方気象台

観測所名	設置場所	備考
御坊市菌	御坊小学校	震度計

資料 16 県内潮位・津波観測施設

① 潮位観測所

観測所	所在地		所 管 官 署	種類	備考
	市町村	字			
和歌山	和歌山市	湊青岸	和歌山地方气象台	検潮儀 (電波式)	和歌山港
御 坊	御坊市	野島	和歌山地方气象台	津波観測計 (精密型電波式)	祓井戸 漁 港
白 浜	白浜町	堅田	和歌山地方气象台	検潮儀 (電波式)	堅田漁港
串 本	串本町	串本	和歌山地方气象台	検潮儀 (精密型電波式)	袋 港
浦 神	那智勝浦町	浦神	和歌山地方气象台	検潮儀 (電波式)	浦神港
京大防災研究所 白浜海象観測所	白浜町	堅田	京都大学		

② 巨大津波観測所

観 測 所	観測点名称	所 管 官 署	備 考
和 歌 山	和歌山	和歌山地方气象台	巨大津波観測計
白 浜	白浜町堅田	和歌山地方气象台	巨大津波観測計
串 本	串本町袋港	和歌山地方气象台	巨大津波観測計
浦 神	那智勝浦町浦神	和歌山地方气象台	巨大津波観測計

資料 17 医療施設等

① 県内災害拠点病院

医療圏	医療機関名	所在地	電話番号	F A X
和歌山	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	073-447-2300	073-441-0713
和歌山	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 4 丁目 20	073-422-4171	073-426-1168
和歌山	独立行政法人 労働者健康安全機構 和歌山労災病院	和歌山市木ノ本 93-1	073-451-3181	073-452-7171
那賀	公立那賀病院	紀の川市打田 1282	0736-77-2019	0736-77-4659
橋本	橋本市民病院	橋本市小峰台 2-8-1	0736-37-1200	0736-37-1880
有田	有田市立病院	有田市宮崎町 6	0737-82-2151	0737-82-5154
御坊	ひだか病院	御坊市藪 116-2	0738-22-1111	0738-22-7140
田辺	紀南病院	田辺市新庄町 46-70	0739-22-5000	0739-26-0925
田辺	独立行政法人 国立病院機構 南和歌山 医療センター	田辺市たきない町 27-1	0739-26-7050	0739-24-2055
新宮	新宮市立医療センター	新宮市峰伏 18 番 7 号	0735-31-3333	0735-31-3337

② 災害支援病院

医療圏	医療機関名	所在地	電話番号	F A X
和歌山	(社会福祉法人) 済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁 45	073-424-5185	073-425-6485
和歌山	海南医療センター	海南市日方 1522-1	073-482-4521	073-482-9551
和歌山	国保野上厚生総合病院	海草群紀美野町小畑 198	073-489-2178	073-489-5639
那賀	社会医療法人 三車会 貴志川リハビリテーション病院	紀の川市貴志川丸栖 1423-3	0736-64-0061	0736-64-0063
橋本	和歌山県立医科大学 附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺 219	0736-22-0066	0736-22-2579
橋本	医療法人 南労会 紀和病院	橋本市岸上 18-1	0736-33-5000	0738-33-5100
有田	(社会福祉法人) 済生会有田病院	有田郡湯浅町吉川 52-6	0737-63-5561	0737-62-3420
御坊	独立行政法人 国立病院機構 和歌山病院	日高郡美浜町和田 1138	0738-22-3256	0738-23-3104
御坊	社会医療法人 黎明会 北出病院	御坊市湯川町財部 728-4	0738-22-2188	0738-22-2120
田辺	公益財団法人 白浜医療福祉財団 白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町 1447	0739-43-6200	0739-43-7891
田辺	国保すさみ病院	西牟婁郡すさみ町周参見 2916	0739-55-2065	0739-55-2225
新宮	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台 691-7	0735-62-7111	0735-67-7201
新宮	那智勝浦町立温泉病院	東牟婁郡那智勝浦町天満 1185-4	0735-52-1055	0735-52-3853

③ 医療機関（病院）一覧

御坊保健所管内

病院名	病床数						所在地	電話	救急 告示
	診療科目								
医療法人 整形外科 北裏病院	一般	結核	感染	精神	合計		湯川町小松原 454	0738-22-3352	○
	100				100				
	整・リハ・麻・内								
社会医療法人 黎明会 北出病院	一般	療養	結核	感染	精神	合計	湯川町財部 728-4	0738-22-2188	○
	131	51				182			
	内・外・循内・血・消内・消外・整・脳外・腎内・麻・形外・糖内・肛・小・小アレ・乳外・泌・リウ・リハ・放・歯・歯外・腫外・代・透内								
ひだか病院	一般	結核	感染	精神	合計		菌 116-2	0738-22-1111	○
	263		4	100	367				
	内・精・小・外・整・脳外・皮・産婦・眼・耳・放・泌・麻・循内・歯口・リハ・形外・救								
独立行政法人 国立病院機構 和歌山病院	一般	結核	感染	精神	合計		美浜町和田 1138	0738-22-3256	○
	295	15			310				
	内・循内・心外・外・脳内・放・呼内・呼外・小・リハ・歯・皮								
御坊保健所 計	一般	療養	結核	感染	精神	合計			
	789	51	15	4	100	959			

③ 一般診療所一覧

令和7年2月1日現在

診療所名	所在地	電話番号	摘要
天津眼科医院	藪 61-3	24-0120	
天津医院	藪 308-7	22-5351	
医療法人信陽会 いえなが小児科	湯川町財部 937-5	23-3101	
医療法人アイエムシー 池田内科クリニック	藪 381-6	24-0800	
井上眼科	湯川町財部 852	52-7021	
井本内科	島 232-8	22-2228	
医療法人康栄会 上田内科循環器科	藤田町吉田 851-9	24-1555	
えのもと眼科	藪 95	24-0880	
医療法人すこやか会おおたにクリニック	名田町野島 1-7	29-2951	
医療法人 おくだこどもクリニック	湯川町小松原 551-4	32-3333	
紀伊クリニック	湯川町小松原 615-1	24-2222	
健診センターキタデ	湯川町財部 733-1	24-3000	
小池内科	湯川町財部 516-3	24-2255	
御坊なかむらクリニック	湯川町財部 715	52-8020	
ごぼうの郷医務室	熊野 44-4	22-5500	
塩路内科胃腸科	藤田町吉田 621	24-0666	
しめざき眼科クリニック	湯川町小松原 531-2	32-7800	
医療法人 高辻内科胃腸科	藪 489-5	24-0102	
田中クリニック	藪 271	22-8800	
医療法人裕紫会 中紀クリニック	藤田町吉田 324-1	22-8777	
中井こどもクリニック	藪 415-15	32-3030	
ながおクリニック	湯川町小松原 531-1	32-0011	
中島医院	湯川町小松原 380-11	22-0168	
西本医院	島 174-13	22-0456	
博愛診療所	名田町野島 1-9	29-3182	
日高マタニティクリニック	藪 123-18	24-1103	
医療法人 深谷外科医院	湯川町財部 670-1	23-1881	
松下内科	島 114-6	22-2090	
T-cube メディカルクリニック	湯川町財部 646-11	22-6428	
むらがき心療内科皮膚科クリニック	島 646-1	20-1167	
医療法人 もりばた医院	塩屋町北塩屋 1087	23-0111	
矢田耳鼻咽喉科	湯川町財部 244-5	52-5069	
山羽胃腸科内科	藪 652-2	22-1968	

④ 歯科診療所一覧

令和8年2月1日現在

診療所名	所在地	電話番号	摘要
医療法人 木村歯科医院	藪 508	23-5111	
医療法人新星会 くりもと歯科医院	湯川町財部 641-24	23-5735	
五木田歯科医院	島 167-2	22-0502	
松洋会 御坊歯科	湯川町小松原 533-4	23-3590	
シバデンタルクリニック	湯川町小松原 248-10	32-7050	
藪歯科クリニック	湯川町財部 931-5	22-9077	
谷田歯科医院	湯川町小松原 548-1	22-1566	
たにもと歯科クリニック	藪 266-15	52-7385	
玉置歯科医院	名屋 3-2-16	24-0658	
西馬歯科診療所	湯川町小松原 374-4	22-8201	
医療法人 野尻歯科	藪 350-4	22-2013	
博愛歯科診察室	名田町上野 1722-1	29-8041	
ふぁみりあ歯科	藤田町藤井 2197	23-3118	
藤田歯科診療所	湯川町財部 835-4	24-3948	
宮本歯科医院	御坊 254	22-2432	
よしだ歯科クリニック	藤田町吉田 949-6	23-4567	

⑤ 接骨院一覧

令和6年2月1日現在

診療所名	所在地	電話番号	摘要
井ノ上接骨院	岩内 180-11	22-8889	
梅田接骨院	藤田町吉田 764-3	23-0804	
おおかわ接骨院	湯川町財部 928-1	24-3323	
おはな整骨院	塩屋町北塩屋 986-1	52-7623	
きたおか接骨院	菌 105-2	24-3422	
くぼり接骨院	菌 53-4	52-7668	
こぐま接骨院	藤田町藤井 1907-1	32-2590	
ゴボウ整骨院	菌 592	22-7006	
さけもと整骨院	財部 641-5	20-6971	
三和接骨院	湯川町小松原 607-4	23-3636	
しおざき鍼灸整骨院	菌 971-13	090-8797-7222	
すぎはら接骨院	湯川町小松原 578-20	20-1684	
ただし接骨院	野口 1180-1	20-8880	
中井整骨院	島 6-10	32-7314	
西田接骨院	名田町上野 1647	29-3002	
野田はり灸接骨院	湯川町富安 1699-11	24-5015	
船井整骨院	湯川町小松原 400-4	22-1561	
まつした整骨院	吉田 359-1	20-1189	
みどり整骨院	湯川町財部 1128	24-1323	
みなと接骨院	塩屋町北塩屋 653-1	20-1128	
弓倉接骨院	菌 857-1	23-2986	
WAKAYAMA けんけん整骨院	小松原 525-10	24-9039	

資料 18 ごみ処理施設

名 称	処理能力 t/日	所 在 地	電 話 番 号
設 置 主 体			
御坊広域清掃センター	1 4 7	名田町野島 2731-4	0738-29-3030
御坊広域行政事務組合			

資料 19 し尿処理施設

名 称	処理能力 k1/日	所 在 地	電 話 番 号
設 置 主 体			
御坊クリーンセンター	1 3 1	熊野 1282	0738-22-2504
御坊広域行政事務組合			

資料 20 廃棄物運搬車

令和 8 年 2 月 1 日現在

	ごみ処理			し尿処理		
	収集形態	ごみ運搬車(台)	積載量 (t)	収集形態	し尿運搬車(台)	積載量 (k1)
御坊市	許可・委託	6	2 1 . 5 0	許可	1 4	3 9 . 5 0

資料 21 遺体安置所

遺体安置所	所 在 地	電話番号	摘 要
御坊市立体育館	藪 76		

資料 22 輸送能力

① 市有車両

令和 8 年 2 月 1 日現在

車 種	台 数	車 種	台 数	車 種	台 数
軽四乗用	22	小型乗用	6	普通乗合	1
軽四貨物	0	小型貨物バン	0	普通特殊糞尿車	1
軽四箱バン	34	小型貨物トラック	3		
軽四トラック	7	普通乗用	4		
軽四特殊	1	普通貨物	4		
				計	83

(上下水道事務所) 令和 8 年 2 月 1 日現在

車 種	台数 (下水道)	台数 (上水道)	計
軽四乗用	0	1	1
軽四貨物	2	10	12
小型貨物	1	0	1
普通貨物トラック	0	1	1
給水車	0	1	1
計	3	13	16

② バス機関

令和 8 年 2 月 1 日現在

会 社 名	所 在 地	電話番号	保 有 台 数
熊野御坊南海バス株式会社(御坊支社)	御坊市藪 37	22-1020	貸切 19 台 / 乗合 10 台
中紀バス株式会社	日高郡由良町里 480-3	65-2222	貸切 17 台 / 乗合 6 台

③ トラック等輸送機関

令和 2 年 1 月 1 日現在

会社名 (代表者)	所 在 地	電話番号	備考
日本通運株式会社和歌山支店	和歌山市西浜 796-1	073-431-3101	指定公共機関
近物レックス株式会社和歌山支店	和歌山市湊 1106-3	073-436-3151	指定地方
近物レックス株式会社御坊営業所	御坊市名屋町 3 丁目 6-5	0738-22-0937	公共機関
和歌山名鉄運輸株式会社	和歌山市中 33	073-455-5185	指定地方
和歌山名鉄運輸株式会社御坊営業所	御坊市島 1005-1	0738-22-0990	公共機関

④ 登録漁船、漁業経営体数

令和6年資料：紀州日高漁業協同組合、市産業振興課

漁 港 名	登 録 漁 船		漁業経営体数
	隻 数	総トン数	
塩 屋	5 6	2 4 6 . 8	3 3
祓 井 戸	2 1	3 2 . 5	1 3
野 島	1 6	1 1 . 3	1 0
加 尾	1 6	9 . 5	9
上 野	2 5	7 1 . 8	1 4
下 楠 井	9	1 7 . 5	3
合 計	1 4 3	3 8 9 . 4	8 2

資料 23 御坊市防災行政無線の名称、設置場所

固定局

[親局]

名 称	周 波 数 帯	出 力	設 置 場 所
ぼうさいごぼうし	60MHz帯	5W	御坊市役所4階機器室

[親局付属装置]

装 置 名	設 置 場 所
遠隔制御装置	御坊市消防本部

[再送信子局]

設 置 場 所	設 置 数
上野会館	1
明神川会館	1

[子局]

設 置 場 所	設 置 数
市 内 全 域	69

移動系

[基地局]

名 称	周 波 数 帯	出 力	設 置 場 所
ぼうさいごぼう	260MHz帯	5W	御坊市役所4階機器室

[簡易基地局]

名 称	周 波 数 帯	出 力	設 置 場 所
ぼうさいごぼうなだちゅうがこう	260MHz帯	5W	名田中学校

[基地局付属施設]

装 置 名	装 置 名	設 置 場 所
遠隔制御装置	遠隔制御	御坊市役所 災害対策本部室
	遠隔制御	御坊市役所 危機管理課

[陸上移動局]

名 称	周 波 数 帯	出 力	種 別	常置場所
ぼうさいごぼう201	260MHz帯	10W	車載用	御坊市役所 危機管理課
ぼうさいごぼう202	260MHz帯	10W	車載用	御坊市役所 危機管理課
ぼうさいごぼう203	260MHz帯	10W	車載用	御坊市役所 危機管理課

ぼうさいごぼう 204	260MHz帯	10W	車載用	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 205	260MHz帯	10W	車載用	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 101	260MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 102	260MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 103	260MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 104	260MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 105	260MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 106	260MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 107	260MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 108	260MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 109	260MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 110	260MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 111	260MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 112	260MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 113	260MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 114	260MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 115	260MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ぼうさいごぼう 500	150MHz帯	10W	可搬型	御坊市	防災センター
ごぼう 10	150MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ごぼう 11	150MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課
ごぼう 12	150MHz帯	5W	携帯型	御坊市役所	危機管理課

資料 24 上下水道事務所の無線

[陸上移動局] 型式F3E 基地局=庶務係 令和3年1月1日現在

名称	周波数帯	出力	種別
すいどうごぼう 1	400MHz帯	5W	携帯用
すいどうごぼう 2	400MHz帯	5W	携帯用
すいどうごぼう 3	400MHz帯	5W	携帯用
すいどうごぼう 4	400MHz帯	5W	携帯用
すいどうごぼう 5	400MHz帯	5W	携帯用
すいどうごぼう 6	400MHz帯	5W	携帯用
すいどうごぼう 7	400MHz帯	5W	携帯用
すいどうごぼう 8	400MHz帯	5W	携帯用
すいどうごぼう 9	400MHz帯	5W	携帯用
すいどうごぼう 11	400MHz帯	5W	携帯用
すいどうごぼう 12	400MHz帯	5W	携帯用
すいどうごぼう 13	400MHz帯	5W	車載用
すいどうごぼう 14	400MHz帯	5W	車載用
すいどうごぼう 15	400MHz帯	5W	車載用

すいどうごぼう16	400MHz帯	5W	携帯用
-----------	---------	----	-----

資料 25 県総合防災情報システム電話・FAXの設置場所

設 置 場 所	防災電話番号	防災FAX番号
企画政策課	250-400	250-499
危機管理課	250-401	
社会福祉課	250-402	
総務課	250-403	
企画政策課秘書室	250-404	
産業振興課	250-405	
消防本部 指令室	257-400	257-499
消防本部 事務室	257-401	

資料 26 県総合防災情報システム電話（主要連絡先）

連 絡 先	防災電話番号	防災FAX番号
※県防災企画課（統制室）	300-404	
※県統制室	300-400・402	300-496～499
※県災害対策課	300-403	
※危機管理消防課	300-405	
※県災害対策本部室	300-420～425	300-487
※県防災対策室	300-426～440	300-484～486
※日高振興局地域づくり課	350-400	350-499
※自衛隊信太山駐屯地第3科	392-400	392-499

※先頭に「7-030」をつけることにより衛星通信回線を使用できる

資料 27 庁舎内等災害時優先電話設置場所

災害時優先電話の設置場所	所 在	電 話 番 号
市役所	御坊市藪 3 5 0 - 2	2 2 - 4 1 1 4
〃	御坊市藪 3 5 0 - 2	2 2 - 4 1 2 6
〃	御坊市藪 3 5 0 - 2	2 2 - 4 1 2 7
野口浄水場	御坊市野口 1 3 8 5	2 2 - 2 2 2 0
名田サービスセンター	御坊市名田町野島 3 2 6	2 9 - 3 1 0 1
上川ポンプ場	御坊市名屋 1 7 5	2 3 - 2 1 6 0

資料 28 水防管理資機材保有状況

① 市

令和 5 年 7 月 28 日現在

資 機 材	消防本部	野口に救急 ポンプ倉庫	消防団	塩 屋 水防倉庫	野 口 水防倉庫	御 坊 市 防災センター	本 庁 3 号倉庫	合 計
かけや		10	40	2	9			61
スコップ		10	80	23	18			131
ツルハシ		5		10	6			21
バール				10				10
ペンチ		4	18		2			24
ハンマー				2	1			3
くい		16		145	100	30		291
鉄くい	30			50				80
土のう袋							400	400
簡易土のう	136			312			0	0
袋類 (化せん)					350	300		650
防水シート	27		4	491	253	1	83	610
むしろ				200	180			380
縄				11	54	5		70
ロープ			3	1	6			10
鉄線(kg)					50			50
鉄線切		1	4	4	1			6
なた	1		3		2			6
のこぎり			12	5	5			22
のこぎり鎌				1				1
薄刃鎌			10		2			12
一輪車				5	5	3		13
空気入れ				1				1
照明器具	2	2						4
ユートリール(30m)	2							2
発電機	1	2						3
水中ポンプ		3						3
ホース(水中ポンプ用)		12						12

② 県（日高振興局）

備蓄主要資機材	日高振興局建設部
土のう袋（枚）	1,500
大型土のう（枚）	440
むしろ（枚）	0
シート等（枚）	28
縄（巻）	0
ロープ（m）	0
ロープ（巻）	3
丸太杭（本）	800
鉄線（kg）	30
鎌（丁）	5
ペンチ（丁）	4
スコップ（丁）	50
ツルハシ（丁）	20
ハンマー（丁）	10
のこぎり（丁）	3
じょれん（丁）	5
なた（丁）	5
掛矢（丁）	15
照明器具（台）	4
はしご（梯）	4
どんごろす（枚）	0
オイルフェンス（m）	150
吸着マット（枚）	150

資料 29 災害救助備蓄状況

① 市

令和3年2月1日現在

毛布	6,076枚	
寝袋	1,700枚	
懐中電灯	41個	
ラジオ	98台	
救急医療セット	45個	
発電機	38基	
投光器	10基	
給水タンク	3基	1.5 m ³ - 1基 0.5 m ³ - 1基 2.0 m ³ - 1基
ポリ容器	125個	10ℓ
ポリ袋	7,275袋	6ℓ
ウォーターバルン	24個	2.0 m ³ - 18個 1.0 m ³ - 6個
臨時給水栓	2本	6栓タイプ

② 県

平成27年4月1日現在

保管場所	保有者	数 量						
		毛布	ポリシート	食糧	梅干	紙コップ	簡易トイレ	飲料水
湯川町財部 859-2	日高振興局 健康福祉部	1,000 枚	100 枚	18,710 食	16,800 粒	14,000 個	25,200 個	16,812ℓ

資料 30 災害時におけるヘリコプター発着予定地

名 称	所 在 地		施設管理者		発着場面積 東西m 南北m
	住 所	電話番号	氏 名	電話番号	
御坊小学校	藪 226	22-3131	市教育委員会	23-5525	120×130
防災センター	野口 35-1	24-0119	市消防本部	22-0800	1,000 m ²
多目的広場	藤田町藤井 2328-3	—	産業振興課	23-5510	30×60
河南中学校	塩屋町北塩屋 300	22-0749	市教育委員会	23-5525	150×80
御坊総合運動公園 (多目的グラウンド)	塩屋町南塩屋 1143	24-2596	産業振興課	23-5510	80×180
御坊総合運動公園 (花とせせらぎの広場東)	塩屋町南塩屋 1143	24-2596	産業振興課	23-5510	50×70
国立和歌山工業 高等専門学校	名田町野島 77	29-2301	学校長	29-2301	130×180
名田中学校	名田町上野 1348-15	29-2314	市教育委員会	23-5525	100×100

* R7.3.31時点



資料 32 文化財の指定状況

＜本市内における文化財の指定状況＞

令和8年1月1日現在

指定の別	国	県	本市	計
有形文化財	0	3	6	9
天然記念物	0	2	4	6
史跡	2	3	8	13
無形文化財(民俗)	0	3	1	4
計	2	11	19	32

資料 33 避難促進施設

津波防災地域づくりに関する法律第54条に基づく避難促進施設一覧

令和6年2月1日現在

種別	施設名	住所	
社会福祉施設	地域密着型複合施設 あがら花まる	藤田町藤井2118-1、2118-6	
	ケアビレッジたから・ケアビレッジデイサービス歩	湯川町財部663-16、662-1	
	コミュニティケアキタデ ゆうゆうⅠ・Ⅱ	藪98-3	
	博愛園デイサービスセンター春日	島221-2	
	デイサービスセンターキタデ・フィットネスデイキタデRe	湯川町財部728-4	
	グループホームれいめい	湯川町財部743-1	
	三和デイサービス 本町店	藪198-8	
	三和デイサービス 小松原店	湯川町小松原599-12	
	三和デイサービス (三和整骨院横)	湯川町小松原607-4	
	やまばデイサービスセンター	藪564-1	
	太陽ホーム (ケアホームなごみ)	島384	
	グループホームはな (なでしこホーム)	藪265-3	
	はな	藪290-2	
	なかがわ	御坊105	
	通園みらい	藪500	
	放課後等デイサービス らん	湯川町財部70-1	
	リハテラスひだか	塩屋町北塩屋693-3コーポフィン1-AB	
	ケアステーションみなと	塩屋町北塩屋667-7ウラノハイツIF	
	御坊・日高地域活動支援センター	島369	
	御坊・日高障害者総合相談センター	島369	
	太陽福祉会 菜の花作業所	塩屋町南塩屋450-7	
	放課後児童健全育成事業		
	御坊市立児童センター・御坊市適応指導教室(メイト)	藪897	
	放課後子どもクラブ (御坊小学校内)	藪226	
	オーシャンズ学童保育	塩屋町南塩屋96	
	愛徳保育園	藪275-10	
	しらゆり保育園	湯川町富安1913-7	
	つばさ保育園	島430-2	
	わかば保育園 (地域子育て支援センター含)	島333	
	北出病院院内保育所	湯川町財部728-4	
	ひだか病院院内保育園	藪116-2	
	御坊市福祉センター	藪350	
	学校	幼稚園	
		本願寺学園 御坊幼稚園	御坊100
		塩屋幼稚園	塩屋町南塩屋34
		御坊はこぶね幼稚園	藪368-3
		小学校	
		御坊小学校	藪226
	塩屋小学校	塩屋町南塩屋17	
	中学校	御坊中学校	島10
	高等学校	日高高等学校・附属中学校	島45
	専門学校	日高看護専門学校	藪116-2
医療施設	病院・診療所・歯科医院		
	ひだか病院	藪116-2	
	北出病院	湯川町財部728-4	
	天津眼科医院	藪61-3	
	天津医院	藪308-7	
	池田内科クリニック	藪381-6	
	井本内科	島232-8	
	えのもと眼科	藪95	
	小池内科	湯川町財部516-3	
	御坊なかむらクリニック	湯川町財部715	
	高辻内科胃腸科	藪489-5	
	田中クリニック	藪271	
	中井こどもクリニック	藪414-15	
	ながおクリニック	小松原531-1	
	西本医院	島174-13	
	日高マタニティクリニック	藪123-18	
	深谷外科医院	湯川町財部670-1	
	松下内科	島114-6	
	T-cubeメディカルクリニック	湯川町財部646-11	
	むらがき心療内科皮膚科クリニック	島646-1	
	もりばた医院	塩屋町北塩屋1087	
	山羽胃腸科内科	藪652-2	
	矢田耳鼻咽喉科	湯川町財部244-5	
	木村歯科医院	藪508	
	くりもと歯科医院	湯川町財部641-24	
	五木田歯科医院	島167-2	
	笹野歯科医院	藪289-1	
	たにもと歯科クリニック	藪266-15	
	玉置歯科医院	名屋3-2-16	
	野尻歯科	藪350-4	
ふぁみりあ歯科	藤田町藤井2197		
宮本歯科	御坊254		

資料 34 地域防災計画に定めた要配慮者利用施設

水防法第15条及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づく地域防災計画に定めた要配慮者施設一覧

令和6年2月1日現在

種別	施設名	住所	該当(洪水)	該当(土砂)	
介護保険施設等	地域密着型複合施設あがら花まる	藤田町藤井2118-1	○	—	
	ケアビレッジたから・ケアビレッジデイサービス歩	湯川町財部663-16	○	—	
	ケアビレッジ御坊	湯川町財部377-6	○	—	
	御坊シルバーハイム	野口1351-1	○	—	
	コミュニティケアキタデゆうゆうⅠ・Ⅱ	藪98-3	○	—	
	デイサービスセンターキタデ・フィットネスデイキタデRe	湯川町財部728-4	○	—	
	グループホームれいめい	湯川町財部743-1	○	—	
	三和デイサービス本町店	藪198-8	○	—	
	三和デイサービス小松原店	湯川町小松原599-12	○	—	
	三和デイサービス(三和整骨院横)	湯川町小松原607-4	○	—	
	やまばデイサービスセンター	藪564-1	○	—	
	ネオグループ御坊駅前	湯川町小松原371-5	○	—	
	日高博愛園第2デイサービスセンター	名田田野島3321-3	—	○(急)	
	障害福祉施設等	太陽ホーム(ケアホームなごみ)	島384	○	—
グループホームはな(なでしこホーム)		藪265-3	○	—	
はな		藪290-2	○	—	
なかがわ		御坊105	○	—	
通園みらい		藪500	○	—	
放課後等デイサービスらん		湯川町財部70-1	○	—	
リハテラスひだか		塩屋町北塩屋693-3 ユートファイア-AB	○	○(急)	
ケアステーションみなと		塩屋町北塩屋667-7 クラハイヴ1F	○	—	
保育園	御坊・日高地域活動支援センター	島369	○	—	
	愛徳保育園	藪275-10	○	—	
	しらゆり保育園	湯川町富安1913-7	○	○(土)	
	つばさ保育園	島430-2	○	—	
	わかば保育園(地域子育て支援センター含)	島333	○	—	
	北出病院院内保育所	湯川町財部728-2	○	—	
	ひだか病院院内保育園	藪116-2	○	—	
学校	幼稚園	御坊市福祉センター	○	—	
	幼稚園	本願寺学園御坊幼稚園 御坊はこぶね幼稚園	御坊100 藪368-3	○ ○	— —
医療施設	病院・診療所・歯科医院	ひだか病院	藪116-2	○	—
	病院・診療所・歯科医院	社会医療法人黎明会 北出病院	湯川町財部728-4	○	—

D. その他資料

D. その他資料

1. 気象庁震度階級関連解説表	1
2. 土地保全診断解説（土砂災害、水災、地震災害）	4
3. 御坊市津波防災ハザードマップ	8
4. 御坊市洪水・土砂災害ハザードマップ	11
5. 御坊市ため池ハザードマップ	12

1. 気象庁震度階級関連解説表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

2. 土地保全診断解説（土砂災害、水災、地震災害）

「土砂災害安全性評価図」

- ランク A 土砂災害に対して最も安全な区域
- ランク B 土砂災害に対して若干難点がある区域
- ランク C 土砂災害に対して一定の配慮が必要な区域
- ランク D 極急傾斜地であり、土砂災害等が起りやすい性質を有しており、防災上の配慮が必要な区域
- ランク E 土砂災害に対して安全性が低い地域であり、配慮が最も必要な区域

「水災害安全性評価図」

- ランク A 水災害に対して最も安全な区域
- ランク B 水災害の危険性が低い区域
- ランク C 水災害に対して一定の配慮が必要な区域
- ランク D 低地で水が集まりやすく、災害履歴地も多いことから、特に水害に対する配慮が必要な区域
- ランク E 水災害に対して最も危険性が高い区域

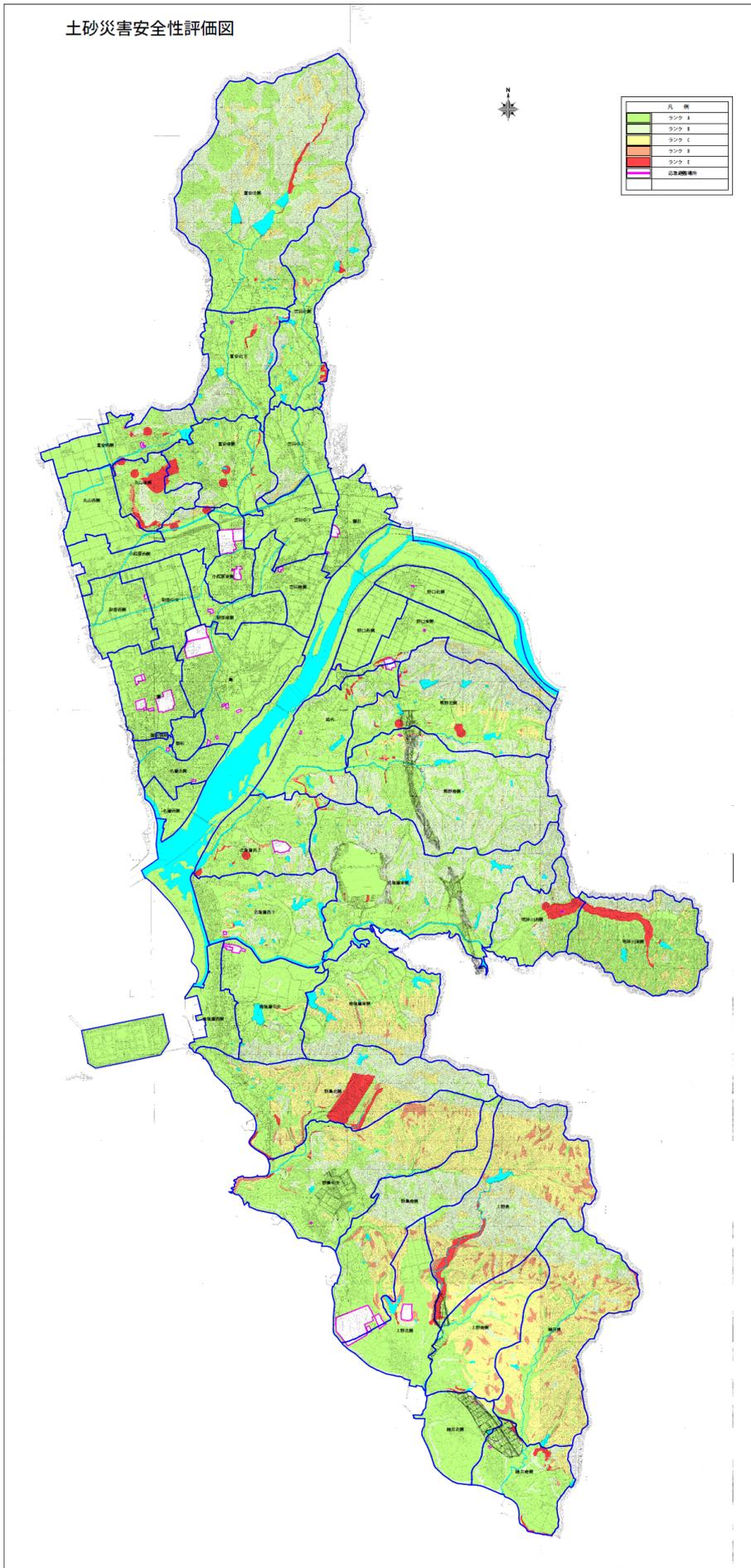
「地震災害安全性評価図」

- ランク A 地震時の土砂災害に対して最も評価の高い区域
- ランク B 低地部において泥が厚く堆積した沖積層が、地震時の液状化の危険性が高い区域、または、昭和南海地震の津波の被害区域

* 丸山西側地区では、地質ボーリングデータによると、泥の堆積が厚い区域であることから地震時の振幅と地面の液状化の可能性が高い区域であり、地震災害の危険性が高い区域であり、表層のデータを解析する土地分類調査の評価では、実際の状況と合わない可能性がある。

- ランク C 過去の津波の被害地である区域及び地質が泥の厚く堆積する沖積層の区域が重なっている区域
- ランク D 土砂崩壊等の危険性が高い区域
- ランク E 災害関連法適用が指定されている区域

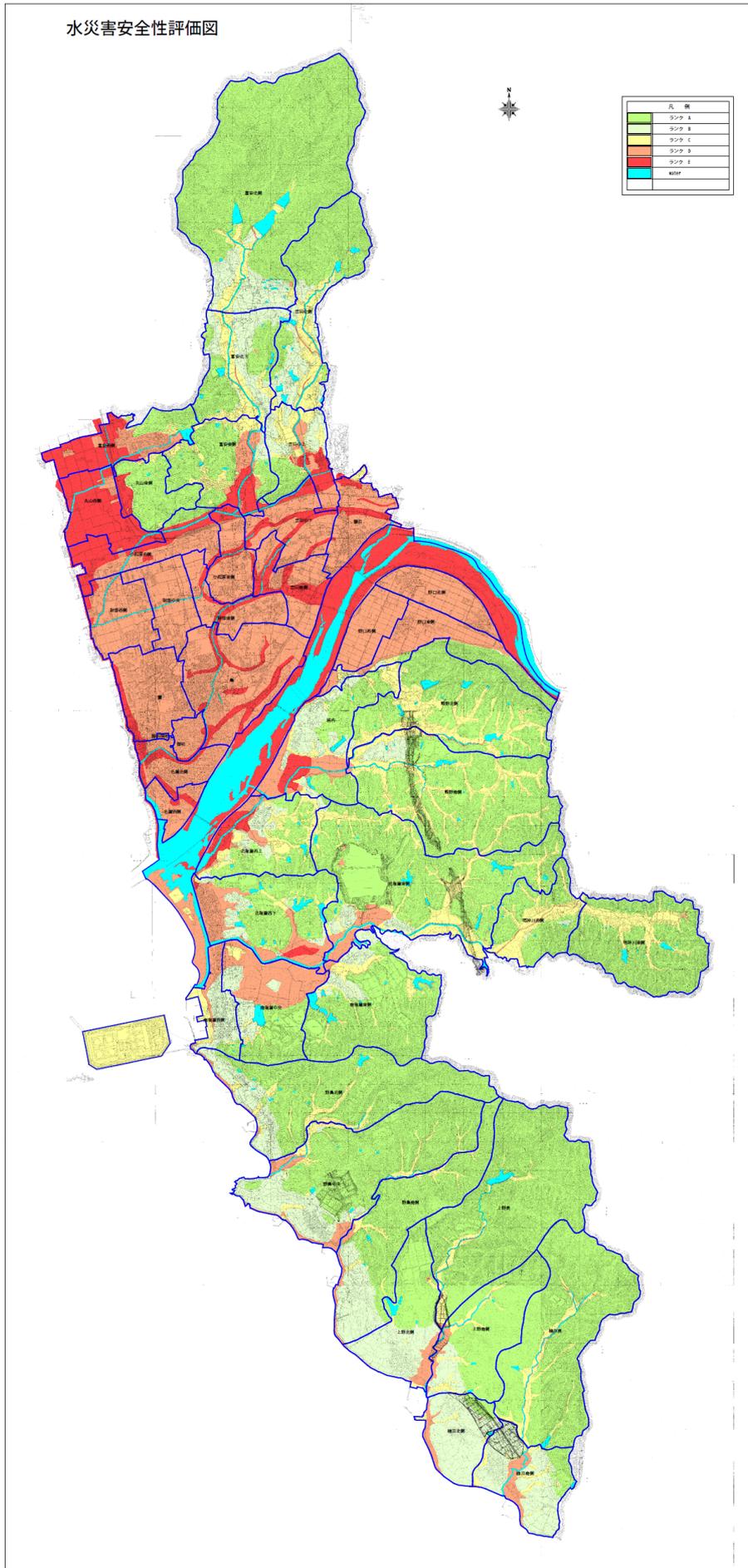
土砂災害安全性評価図



※この地図は、解像都市計画図(1:2,500)を縮小・複製したものである。

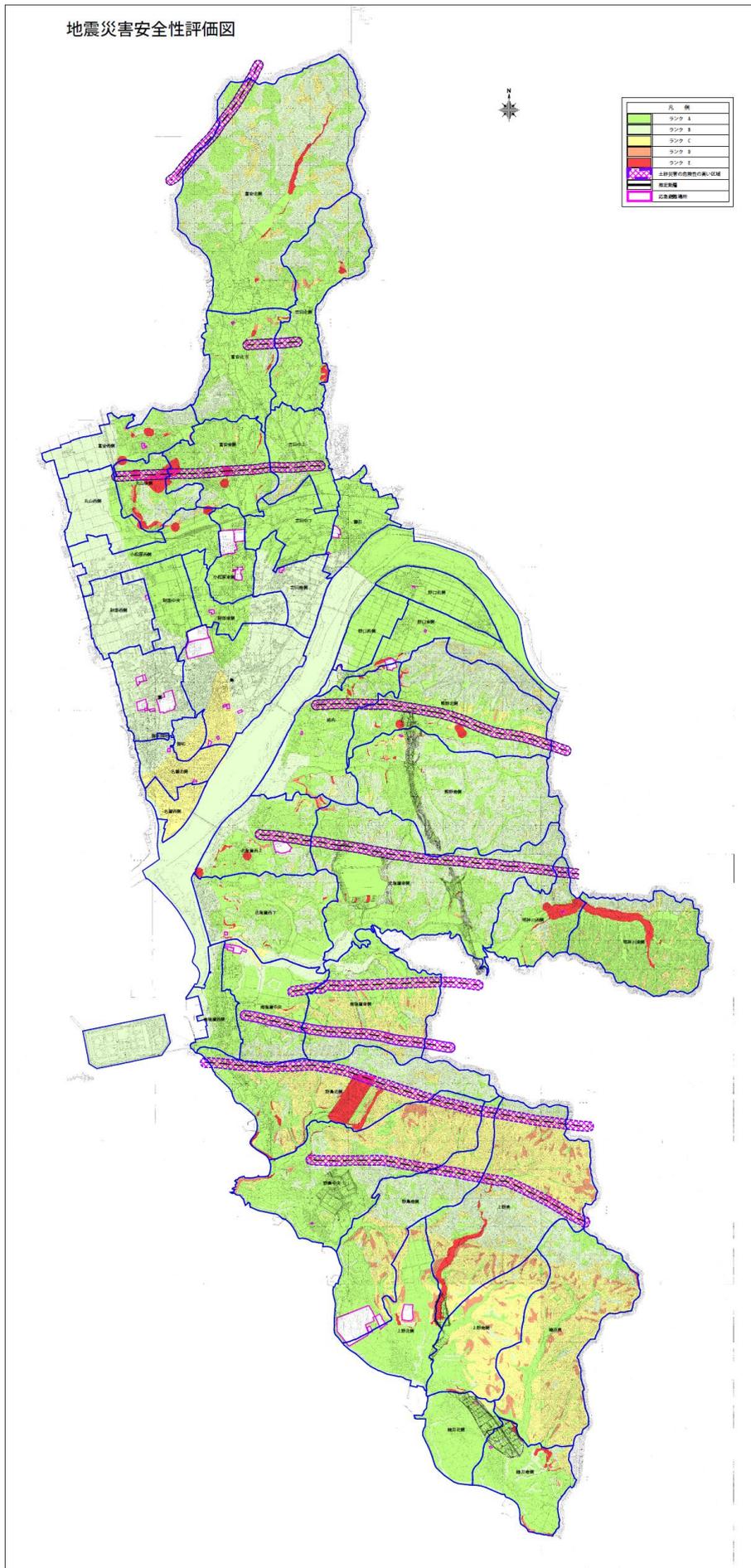


水災害安全性評価図



※この地図は、製図部が判図(1/2,500)を縮小・複製したものである。

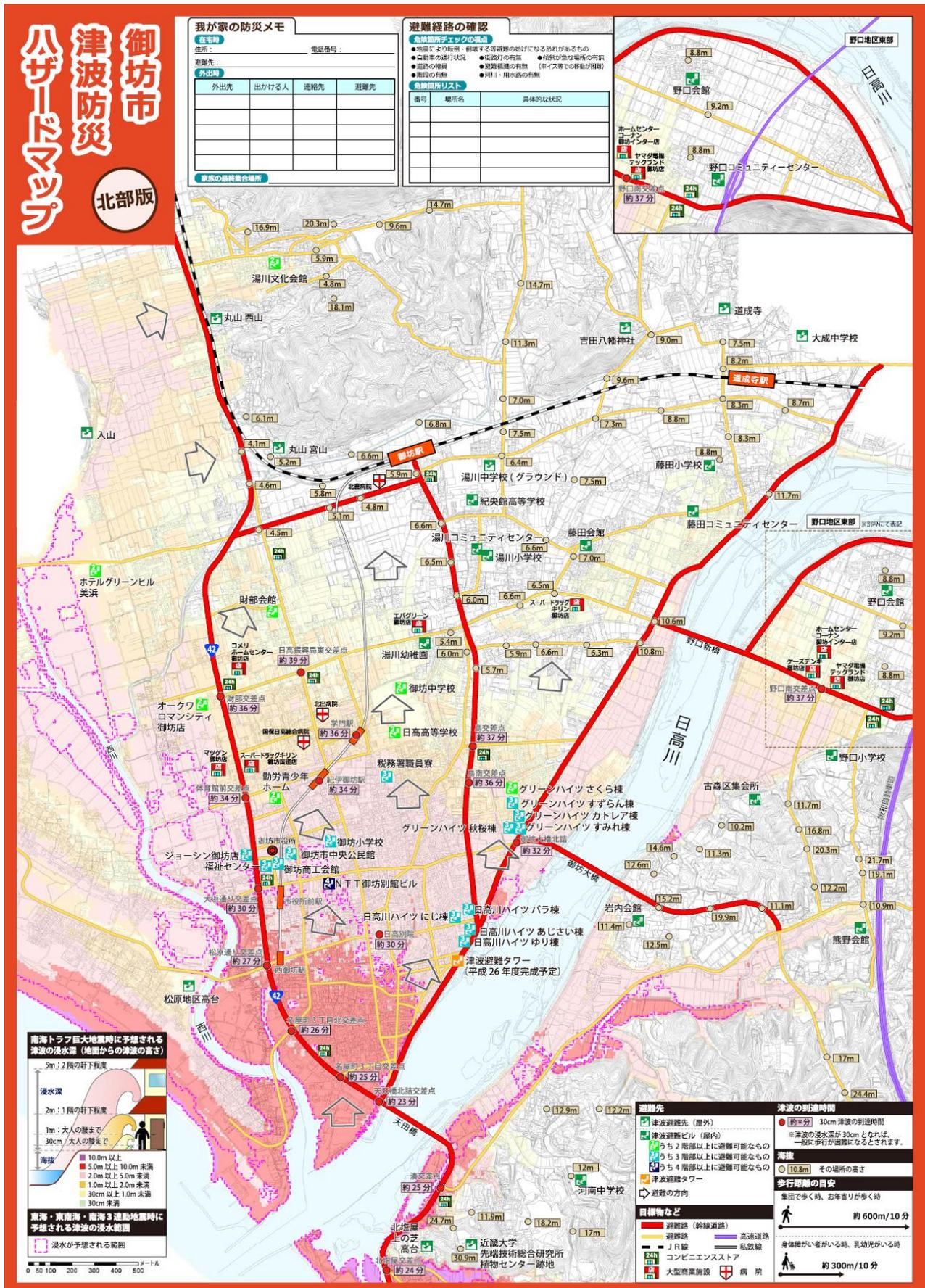
地震災害安全性評価図



※この図面は、部分都市計画図 (1/2,500) を縮小・複製したものである。



3. 御坊市津波防災ハザードマップ



御坊市 津波防災 ハザードマップ 南部版



津波の到達時間
 ● [約 分] 30cm 津波の到達時間
 ※津波の浸水深が 30cm となれば、一般に歩行が困難になるとされます。

海抜
 ○ [10.8m] その場所の高さ

歩行距離の目安
 集団で歩く時、お年寄りや歩く時
 約 600m/10分
 身体障がい者がいる時、乳幼児がいる時
 約 300m/10分

避難先
 津波避難先 (屋外)
 津波避難ビル (屋内)
 うち 2 階以上に避難可能なもの
 うち 3 階以上に避難可能なもの
 うち 4 階以上に避難可能なもの
 ⇨ 避難の方向

目録等
 避難路 (幹線道路) 避難路 (支線道路) 高速道路
 JR 線 鉄道線 私立線
 コンビニエンスストア 大型商業施設 病院

南海トラフ巨大地震時に予想される津波の浸水深 (地質からの津波の高さ)
 5m: 2 階の軒下程度
 浸水深
 2m: 1 階の軒下程度
 1m: 大人の腰まで
 30cm: 大人の膝まで

海抜
 10.0m 以上
 5.0m 以上 10.0m 未満
 2.0m 以上 5.0m 未満
 1.0m 以上 2.0m 未満
 30cm 以上 1.0m 未満
 30cm 未満

東海・東南海・南海を連動地震時に予想される津波の浸水範囲
 浸水が予想される範囲

我が家の防災メモ

在宅時
 住所: _____ 電出番号: _____
 避難先: _____

外出時

外出先	出かける人	連絡先	避難先

駅近の最終集合場所

避難経路の確認

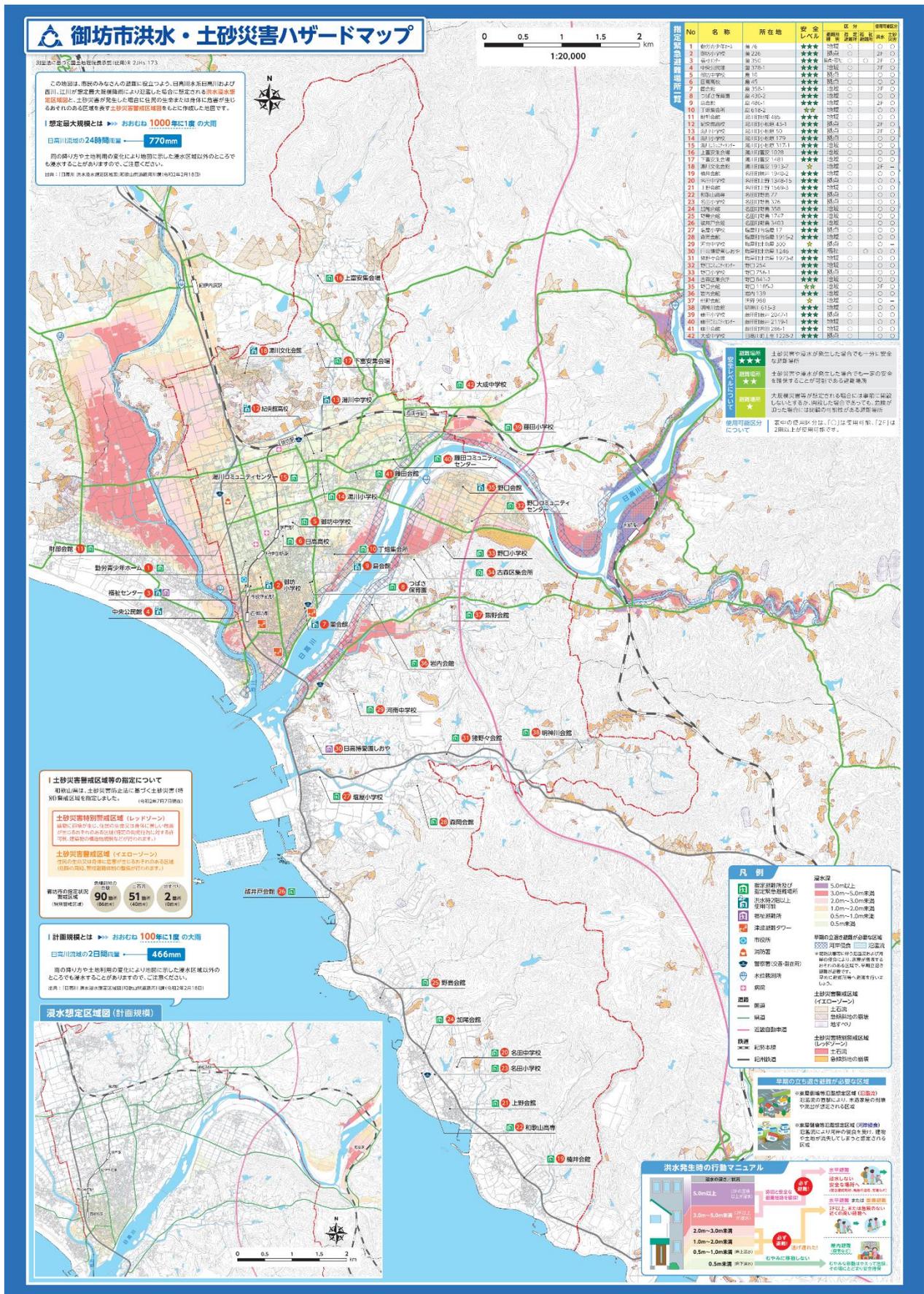
危険箇所チェックの視点

- 地震により崩壊・倒壊する等避難の妨げになる恐れがあるもの
- 自動車・バイクの通行状況
- 避難路の幅員
- 避難路の傾斜
- 避難路の材質
- 避難路の通行
- 河川・用水路の状況
- 緑地が乏しい場所の有無
- 避難路の特殊 (車イス等での移動が困難)
- 河川・用水路の有無

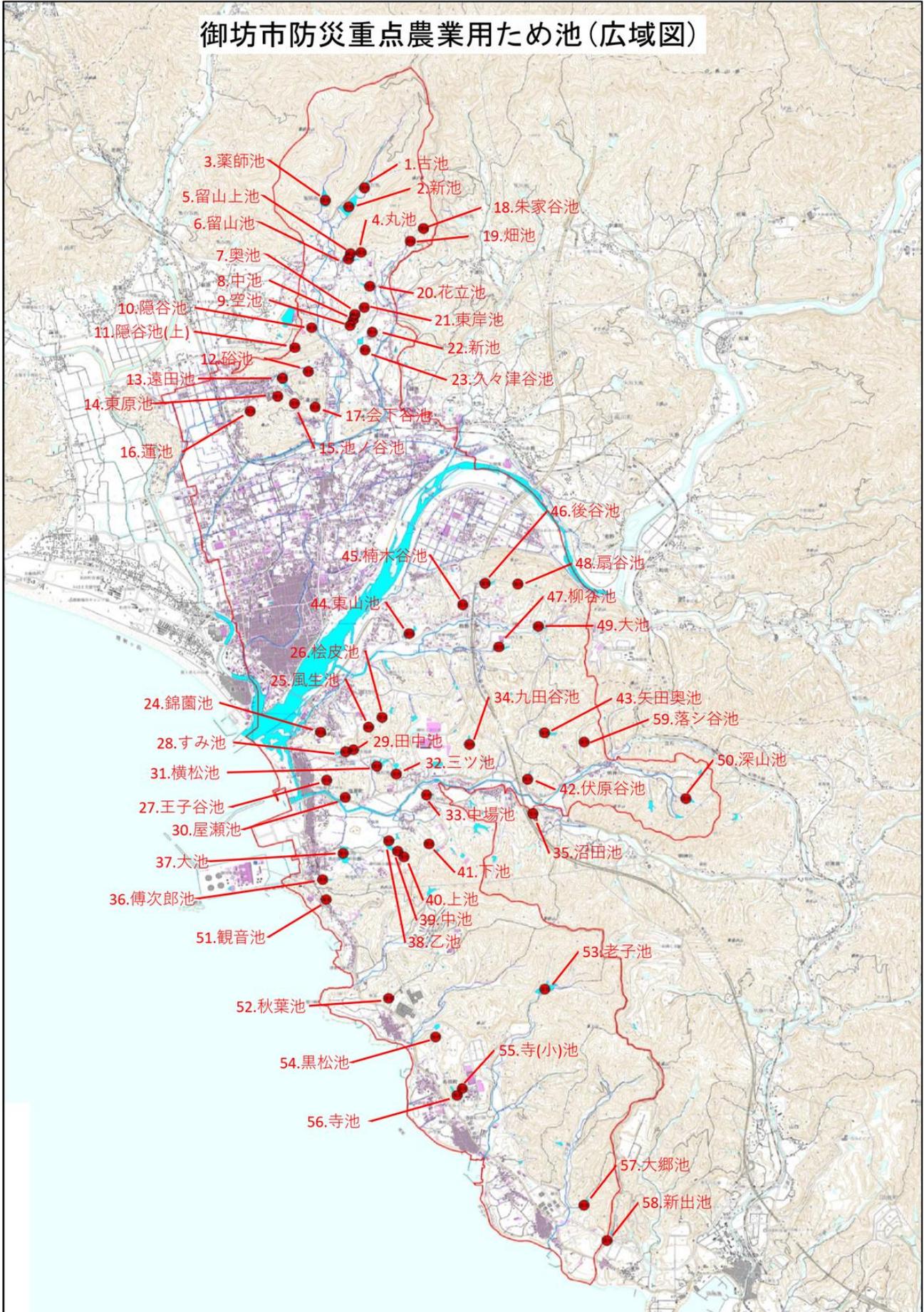
危険箇所リスト

番号	場所名	具体的な状況

4. 御坊市洪水・土砂災害ハザードマップ



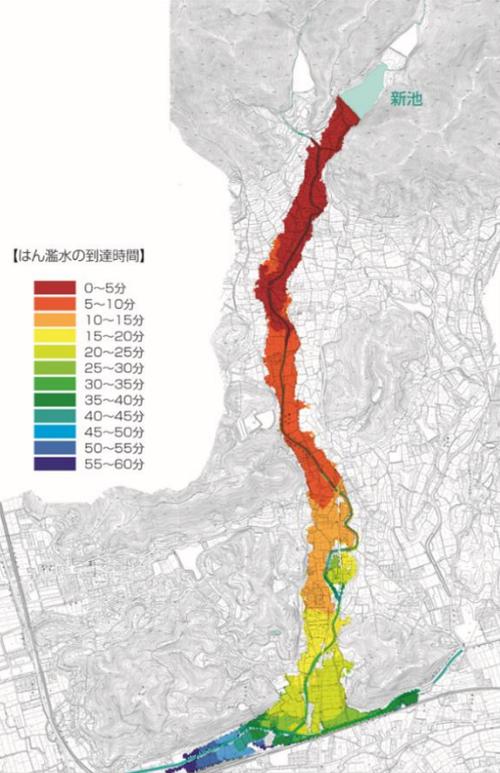
5. 御坊市ため池ハザードマップ



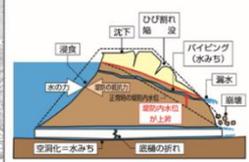


- この地図は、地震や大雨によって、新池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

はん濫水到達時間【新池】



こんなとき、ため池が危ない!!



大雨時

- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

地震時（震度4以上）

- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合

避難所

【地点避難所】	<所在地>	<電話>
①	湯川中学校 湯川町小松原50	0738-22-0778
②	紀央館高等学校 湯川町小松原43	0738-22-4011

【地域避難所】	<所在地>	<電話>
①	上富安集会場 湯川町富安1028	0738-24-2709
②	しらゆり保育園 湯川町富安1913-7	0738-22-7463
③	湯川文化会館 湯川町富安1913-7	0738-22-7462

凡例

- 拠点避難所
- 地域避難所
- 緊急避難先
- 避難の方向
- 避難時注意範囲
- 横断回避箇所
- 国道
- 県道
- JR
- 紀州鉄道

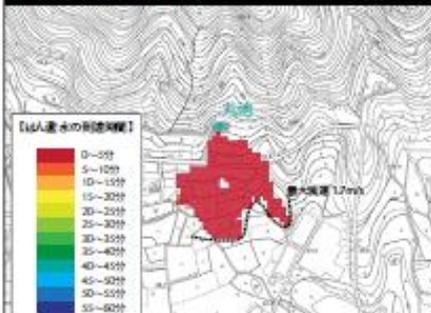
浸水深

- 1層の軒下までつかる程度 2.0m
- 大人の腰までつかる程度 1.0m
- 大人の膝までつかる程度 0.5m
- 2.0m以上
- 1.0m~2.0m未満
- 0.5m~1.0m未満
- 0.25m~0.5m未満
- 0.25m未満

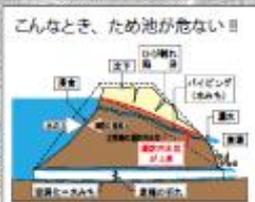


●この地図は、地震や大雨によって、丸池の堤防が決壊し貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
 ●浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん流解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

はん流水範囲時間【丸池】



堤高	2.6m
堤長	28m
貯貯水量	50m ³



- 大雨時**
- 高水位による浸水により、浸水が堤防を越えようとする場合
 - 高水位が急激に増えた場合や浸水に誘引が生じた場合
 - 堤防が陥没し、浸水が生じた場合
- 地震時（震度4以上）**
- 堤防の陥没やひび割れが発生し、急激な浸水量の増加や浸水に誘引が生じた場合

浸水深

- 2.0m以上
- 1.0m~2.0m未満
- 0.5m~1.0m未満
- 0.25m~0.5m未満
- 0.25m未満

土砂災害警戒区域

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

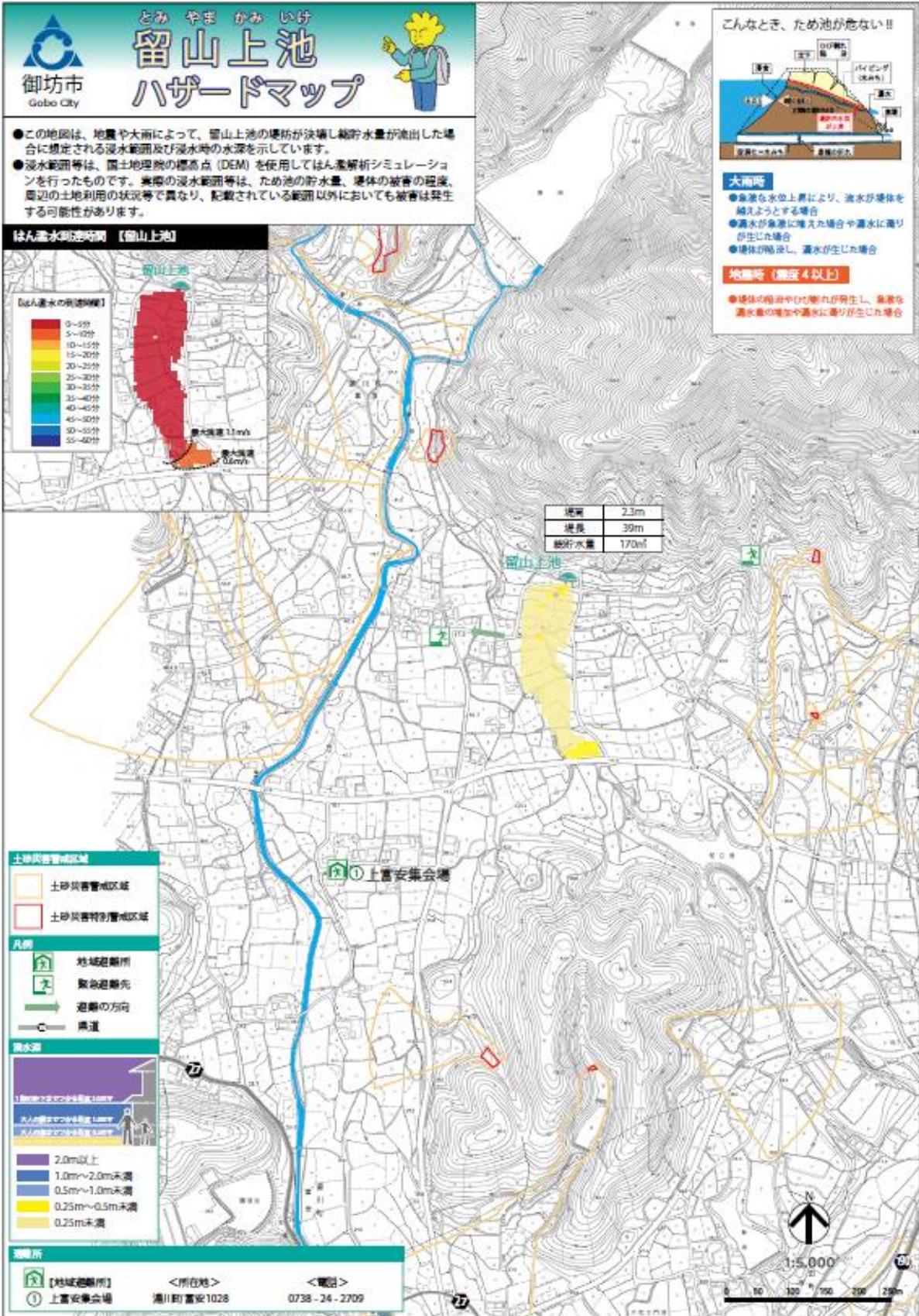
凡例

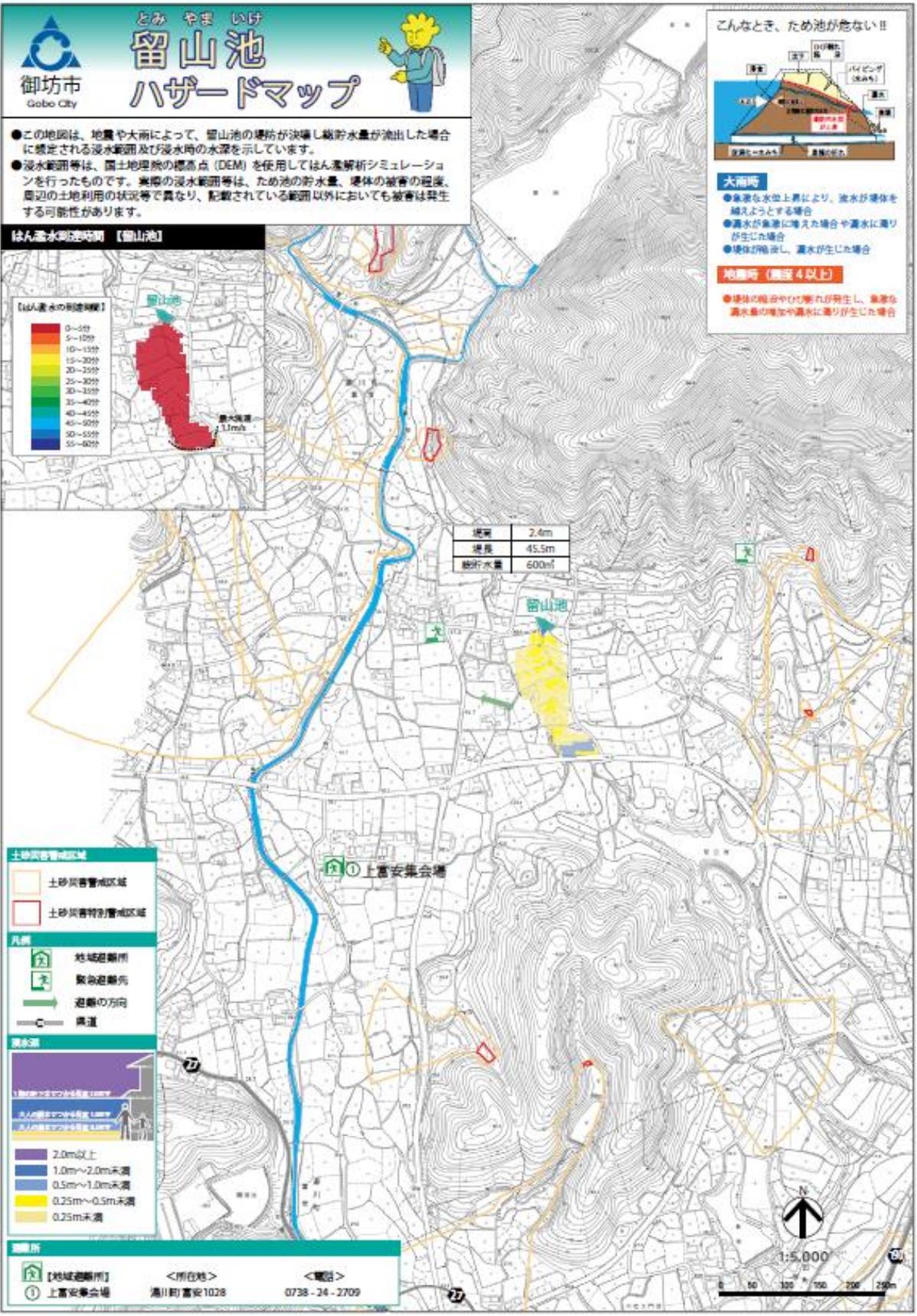
- 地域避難所
- 緊急避難先
- 避難の方向
- 県道

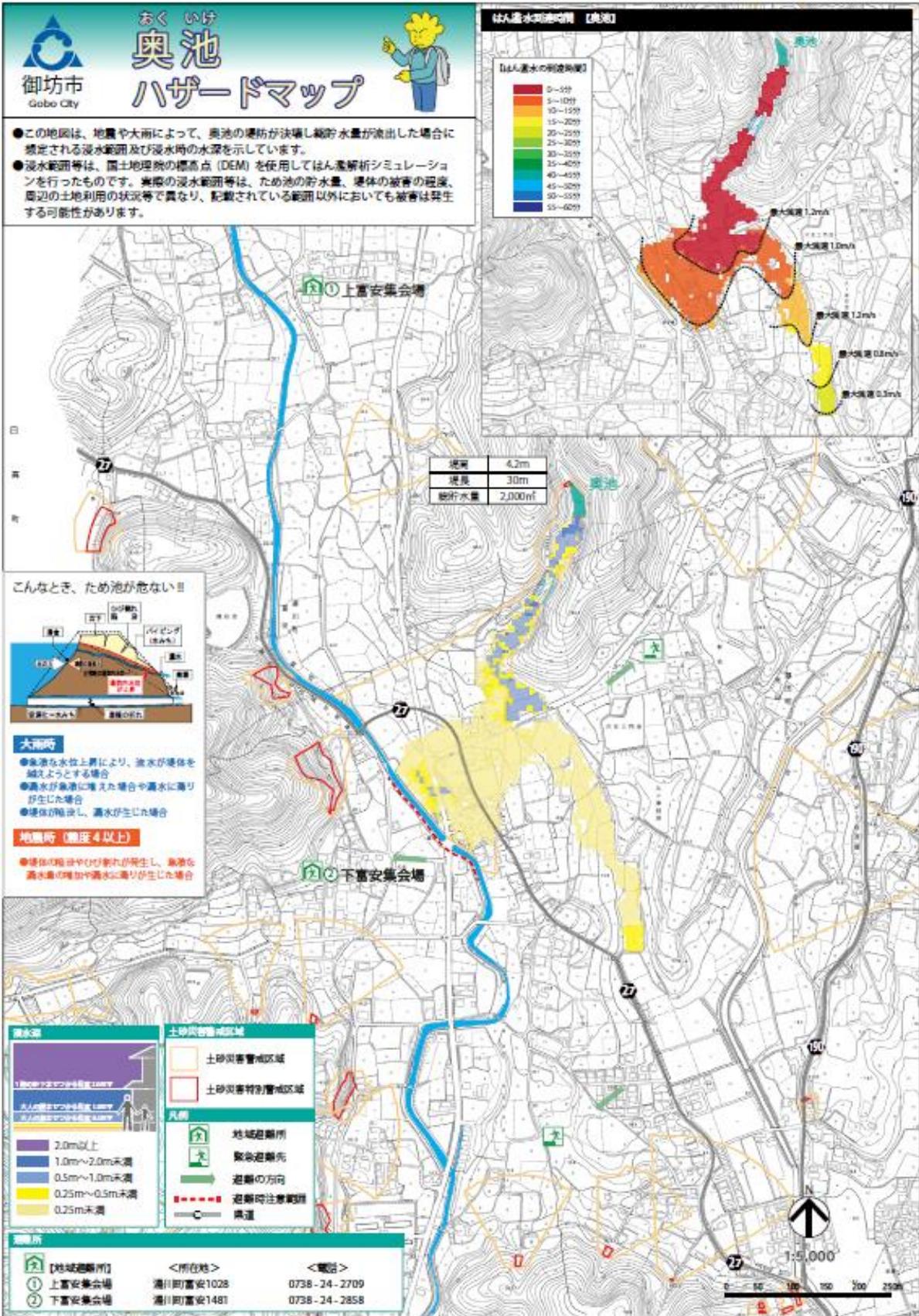
避難所

【地域避難所】	<所在地>	<電話>
① 上富安集会所	湯川町 富安1028	0738-24-2709









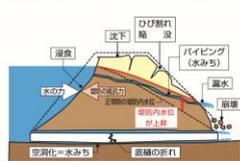


なか いけ 中池 ハザードマップ



●この地図は、地震や大雨によって、中池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
●浸水範囲等は、国土地理院の標高点（DEM）を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

こんなとき、ため池が危ない!!

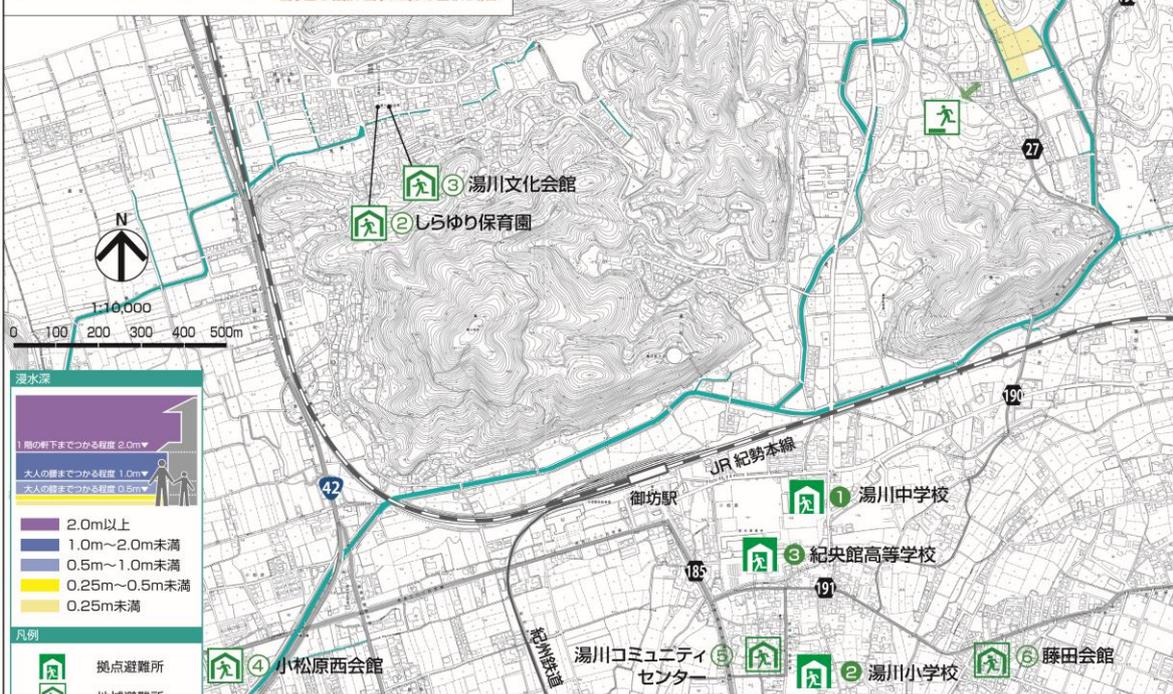


大雨時

- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

地震時（震度4以上）

- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合

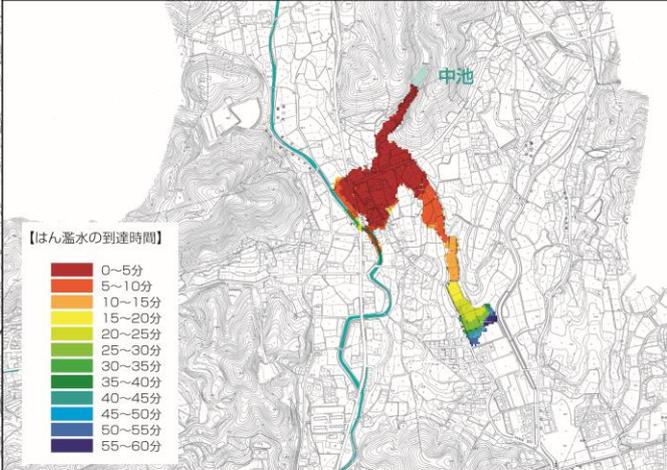


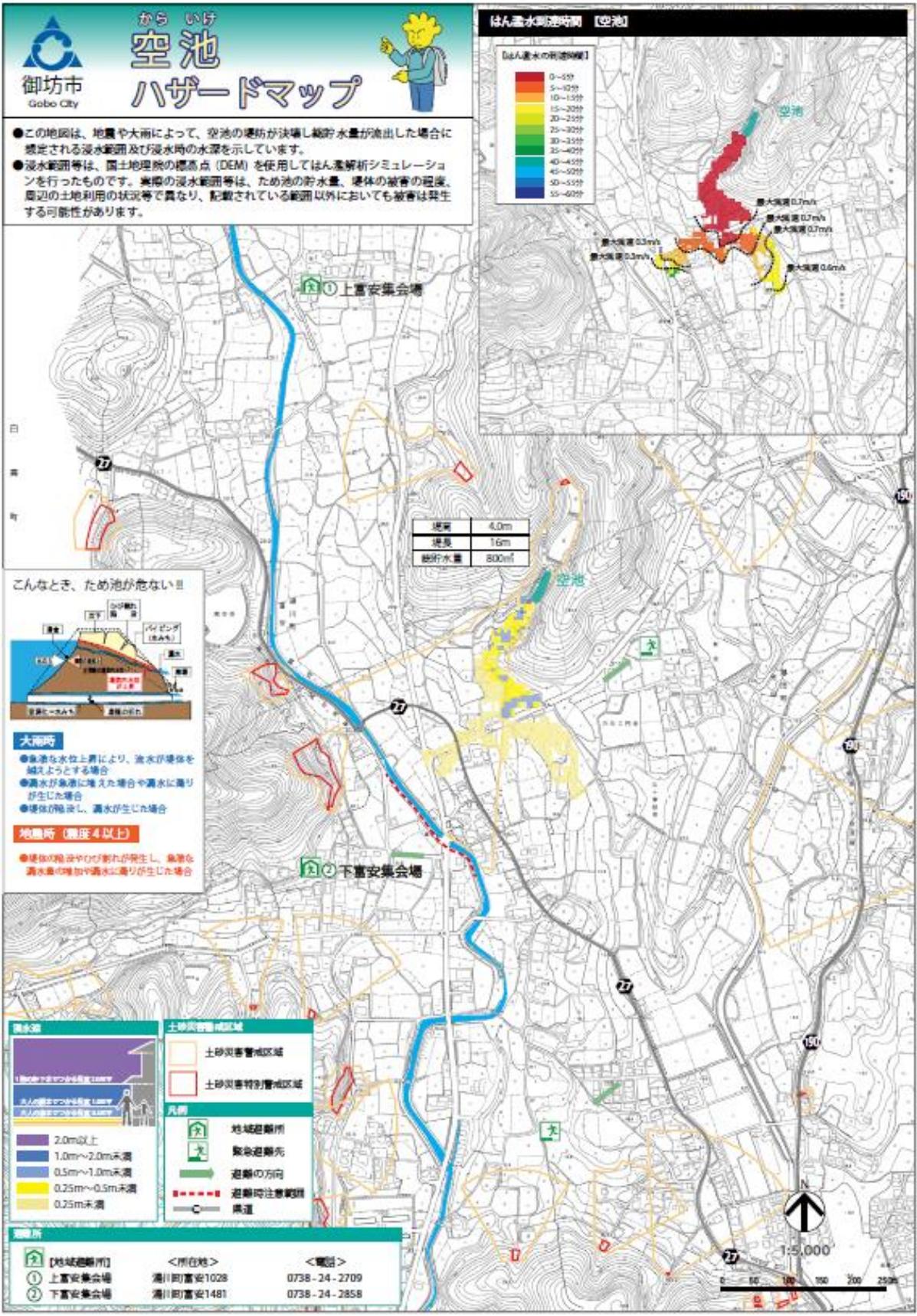
- ### 凡例
- 拠点避難所
 - 地域避難所
 - 緊急避難先
 - 避難の方向
 - 避難時注意範囲
 - 国道
 - 県道
 - JR
 - 紀州鉄道

避難所

【拠点避難所】	<所在地>	<電話>
① 湯川中学校	湯川町小松原50	0738 - 22 - 0778
② 湯川小学校	湯川町小松原179	0738 - 22 - 0910
③ 紀央館高等学校	湯川町小松原43	0738 - 22 - 4011
【地域避難所】	<所在地>	<電話>
① 上富安集会場	湯川町富安1028	0738 - 24 - 2709
② しらゆり保育園	湯川町富安1913-7	0738 - 22 - 7463
③ 湯川文化会館	湯川町富安1913-7	0738 - 22 - 7462
④ 小松原西会館	湯川町小松原589-15	-
⑤ 湯川コミュニティセンター	湯川町小松原317-1	0738 - 23 - 5811
⑥ 藤田会館	藤田町吉田288-1	0738 - 23 - 2180
⑦ 財部会館	湯川町財部485	0738 - 23 - 2394

はん濫水到達時間【中池】





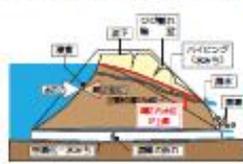


かくれだに いげ 隠谷池 ハザードマップ



●この地図は、地震や大雨によって、隠谷池の堤防が決壊し貯水が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
●浸水範囲等は、国土院の標高点 (DEM) を使用してはん濶解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤防の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

こんなとき、ため池が危ない!!



大雨時

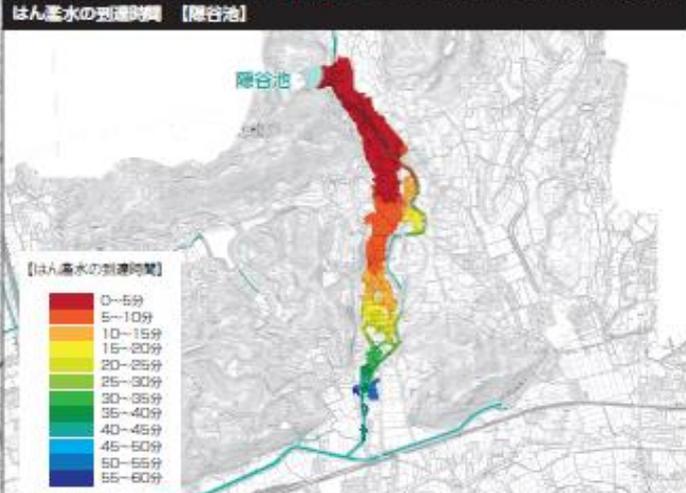
- 急激な水位上昇により、流水が堤防を越えようとする場合
- 高水が急激に増えた場合や高水に濁りが生じた場合
- 堤防の陥没し、漏水が生じた場合

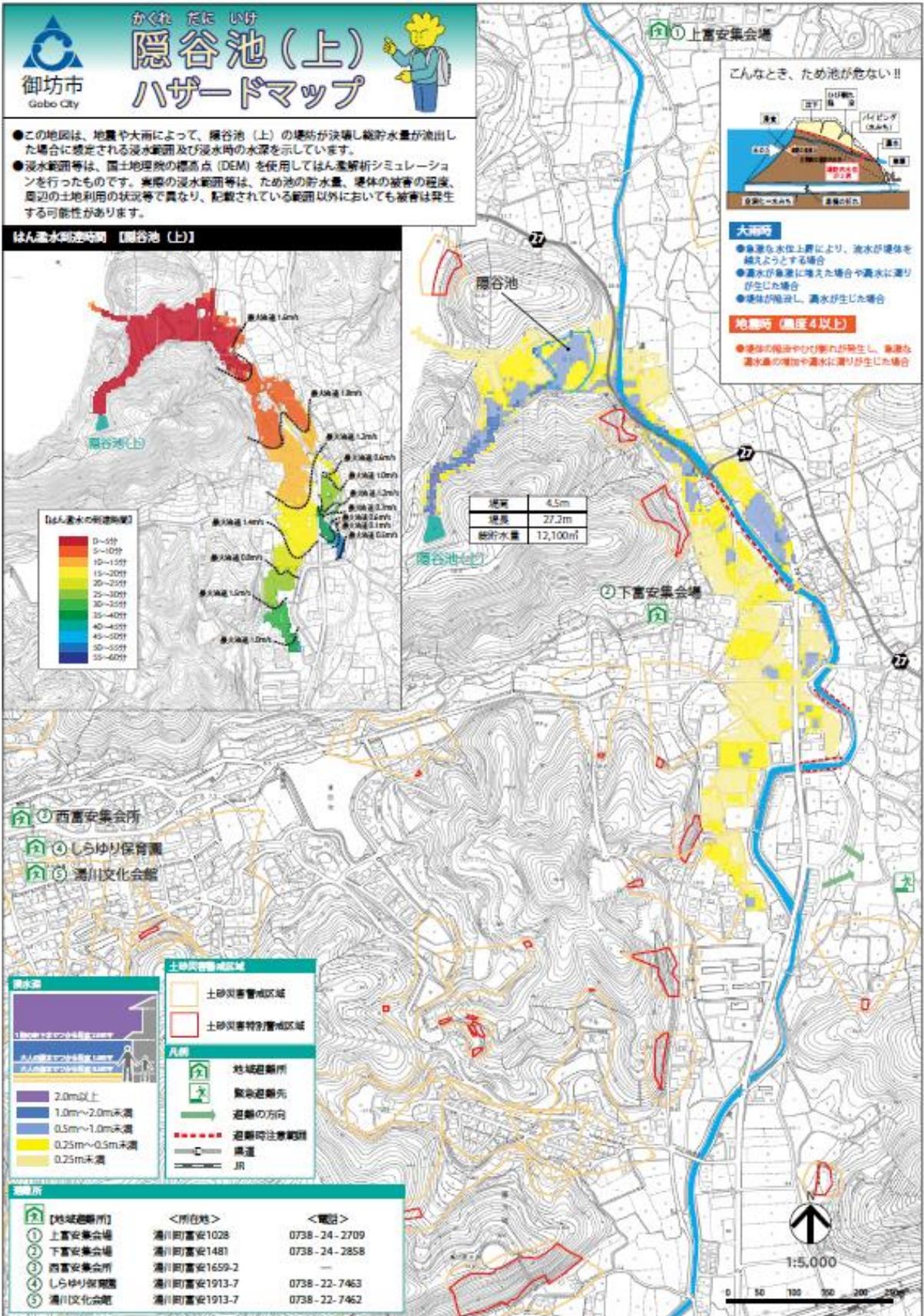
地震時 (震度4以上)

- 堤防の傾斜やひび割れが発生し、急激な高水量の増加や高水に濁りが生じた場合



避難所	所在地	電話番号
拠点避難所		
1 湯川中学校	湯川町小松原50	0738-22-0778
2 湯川小学校	湯川町小松原179	0738-22-0910
3 紀央館高等学校	湯川町小松原43	0738-22-4011
地域避難所		
1 上富安集会所	湯川町富安1028	0738-24-2709
2 しらゆり保育園	湯川町富安1913-7	0738-22-7463
3 湯川文化会館	湯川町富安1913-7	0738-22-7462
4 小松原西会館	湯川町小松原589-15	-
5 湯川コミュニティセンター	湯川町小松原317-1	0738-23-5911
6 藤田会館	藤田町吉田298-1	0738-23-2180
7 財部会館	湯川町財部495	0738-23-2394





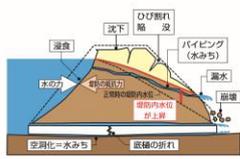


はざま いけ 砦池 ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、砦池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点（DEM）を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤防の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

こんなとき、ため池が危ない!!



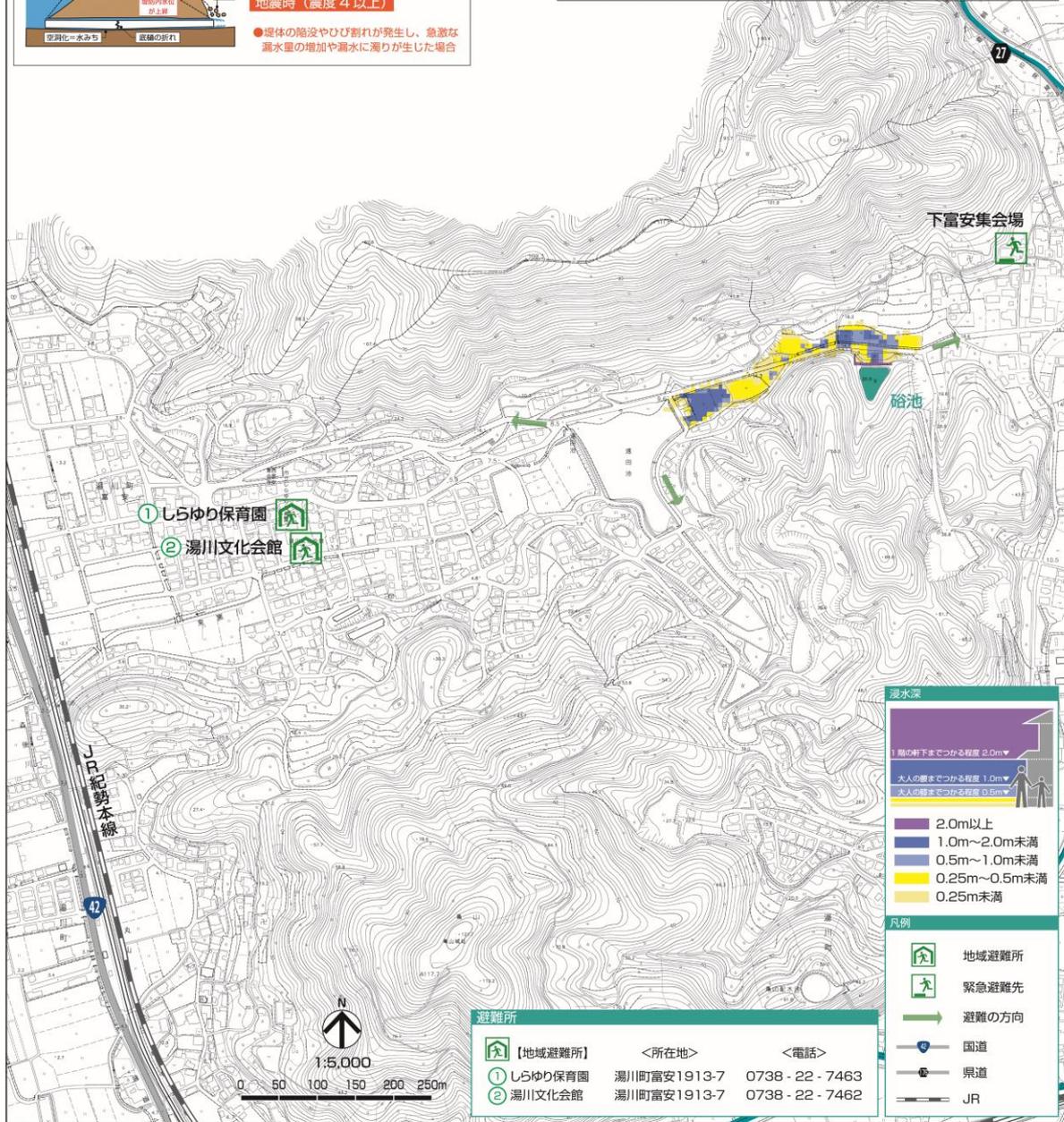
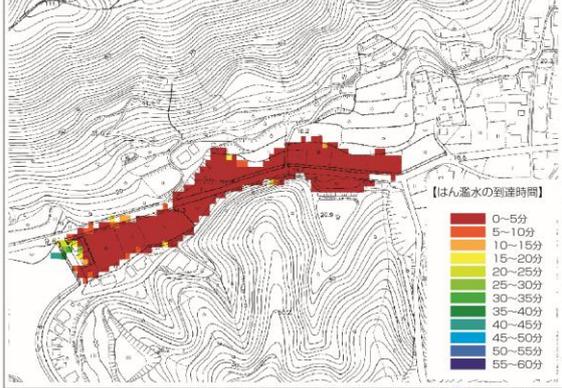
大雨時

- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

地震時（震度4以上）

- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合

はん濫水到達時間【砦池】



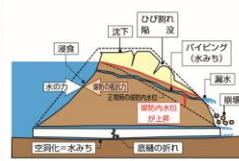


とおだ いけ 遠田池 ハザードマップ



- この地図は、地震や大雨によって、遠田池の堤防が決壊し総貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
- 浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濇解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

こんなとき、ため池が危ない!!

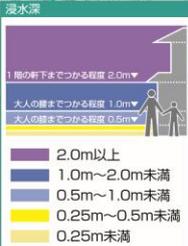
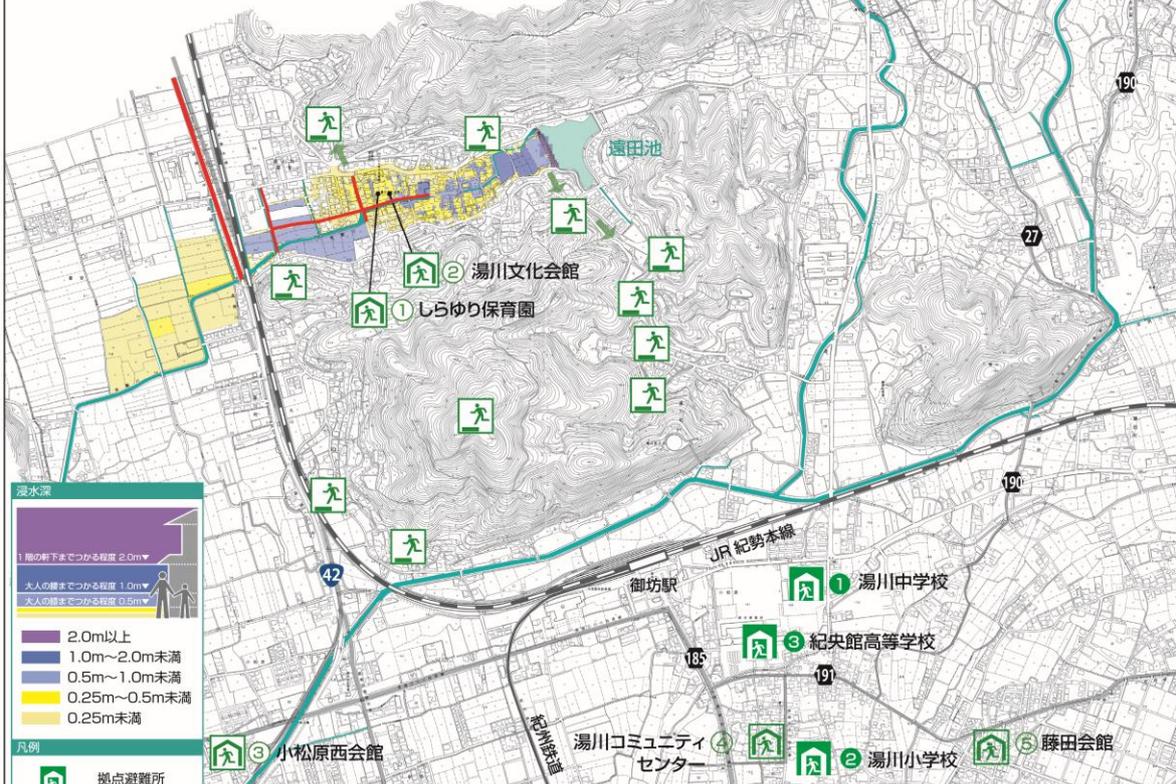


大雨時

- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

地震時 (震度 4 以上)

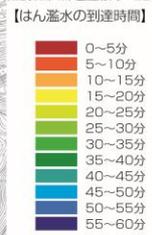
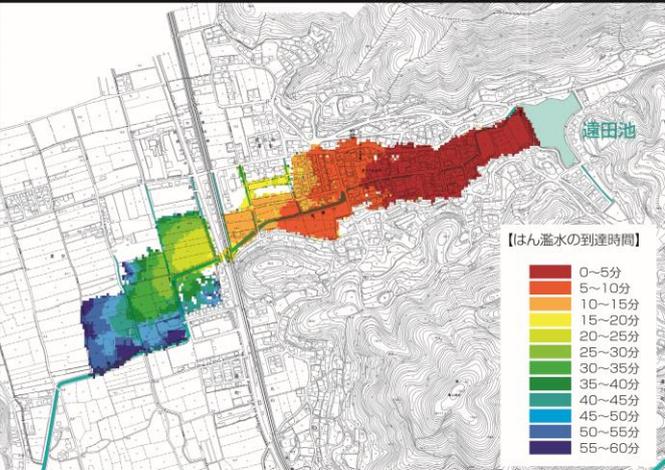
- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合



避難所

【拠点避難所】	<所在地>	<電話>
① 湯川中学校	湯川町小松原50	0738-22-0778
② 湯川小学校	湯川町小松原179	0738-22-0910
③ 紀央館高等学校	湯川町小松原43	0738-22-4011
【地域避難所】	<所在地>	<電話>
① しらゆり保育園	湯川町富安1913-7	0738-22-7463
② 湯川文化会館	湯川町富安1913-7	0738-22-7462
③ 小松原西会館	湯川町小松原589-15	-
④ 湯川コミュニティセンター	湯川町小松原317-1	0738-23-5811
⑤ 藤田会館	藤田町吉田288-1	0738-23-2180
⑥ 財部会館	湯川町財部485	0738-23-2394

はん濇水到達時間【遠田池】



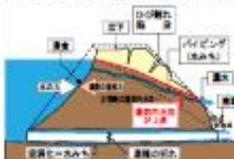


ひがしほら いけ 蓮池
 東原池 蓮池
 ハザードマップ



●この地図は、地震や大雨によって、東原池・蓮池の堤防が決壊し貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
 ●浸水範囲等は、国土地理院の標高点 (DEM) を使用してはん濫解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。

こんなとき、ため池が危ない!!



大雨時

- 池水を水位上昇により、池水が堤体を越えようとする場合
- 池水が急激に増えた場合や湧水に溢りが生じた場合
- 堤体が陥没し、湧水が生じた場合

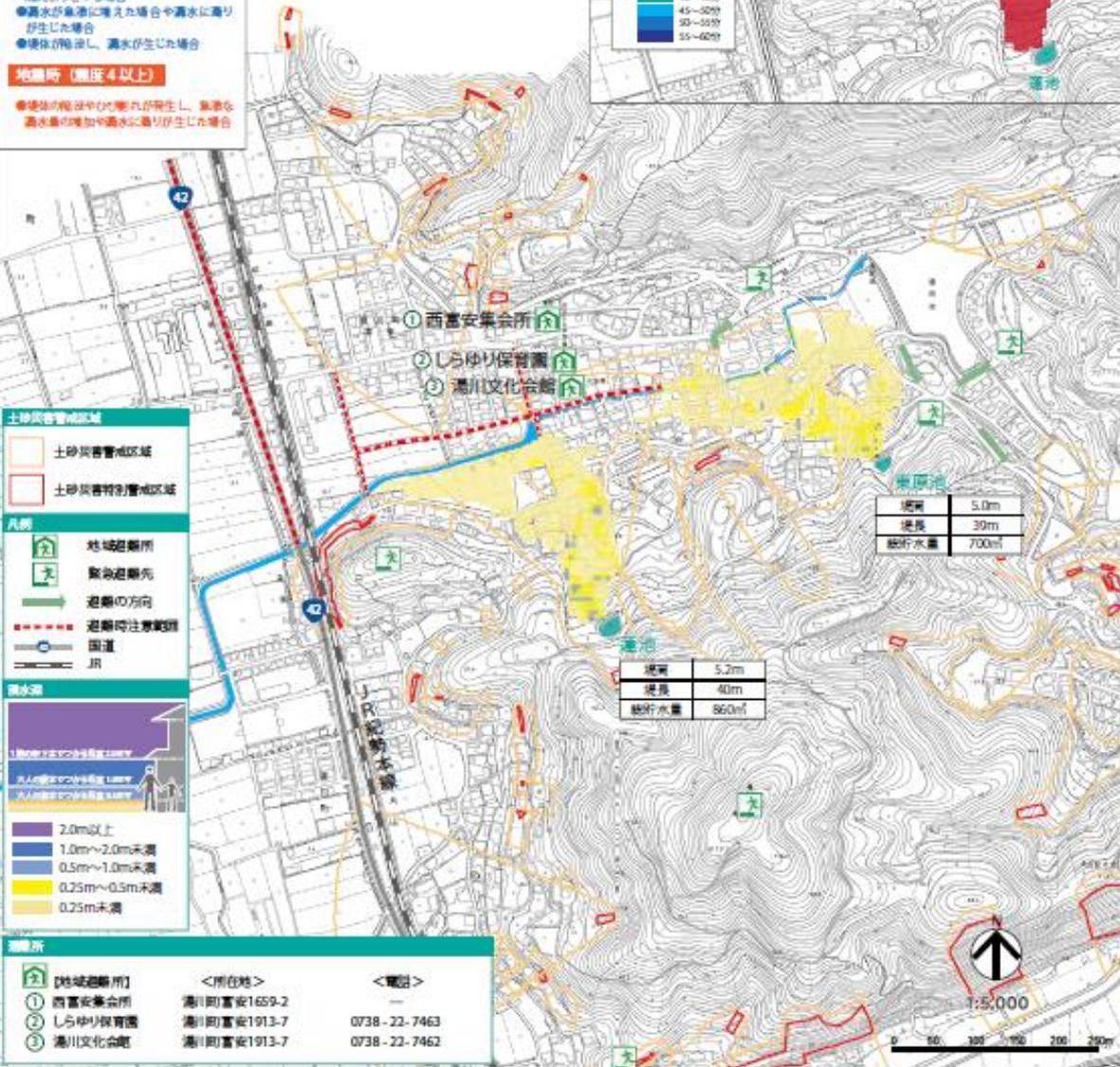
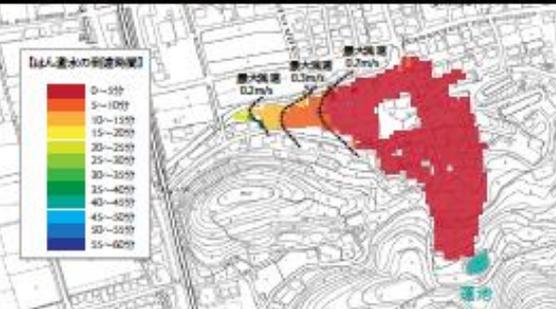
地震時 (震度4以上)

- 堤体の陥没やひび割れが発生し、池水を湧水量の増加や湧水に溢りが生じた場合

はん濫水浸水時間 【東原池】



はん濫水浸水時間 【蓮池】



土砂災害警戒区域

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

凡例

- 地域避難所
- 緊急避難先
- 避難の方向
- 避難時注意範囲
- 国道
- JR

浸水深

- 2.0m以上
- 1.0m~2.0m未満
- 0.5m~1.0m未満
- 0.25m~0.5m未満
- 0.25m未満

避難所

[地域避難所]	<所在地>	<電話>
① 西富安集会所	湯川町富安1659-2	-
② しらゆり保育園	湯川町富安1913-7	0738-22-7463
③ 湯川文化会館	湯川町富安1913-7	0738-22-7462

堤高	5.0m
堤長	30m
貯貯水量	7000m ³

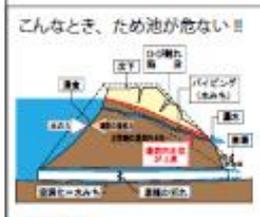
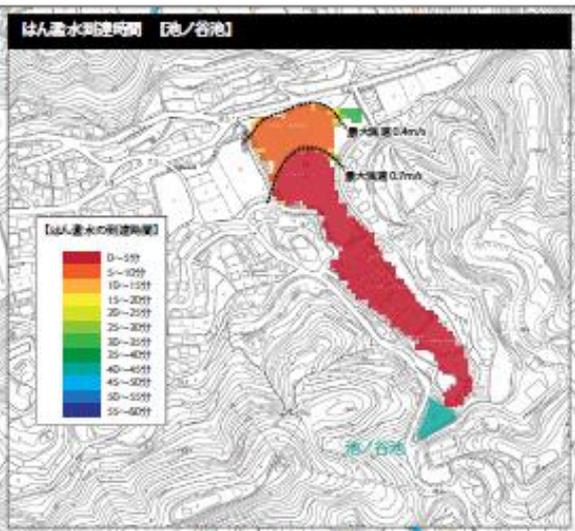
堤高	5.2m
堤長	40m
貯貯水量	8600m ³



1:5,000



●この地図は、地震や大雨によって、池ノ谷池の堤防が決壊し貯水量が流出した場合に想定される浸水範囲及び浸水時の水深を示しています。
●浸水範囲等は、国土院の標高点 (DEM) を使用しては浸水解析シミュレーションを行ったものです。実際の浸水範囲等は、ため池の貯水量、堤防の被害の程度、周辺の土地利用の状況等で異なり、記載されている範囲以外においても被害は発生する可能性があります。



- 大雨時**
- 急激な水位上昇により、流水が堤防を越えようとする場合
 - 高水が急激に増えた場合や満水に満りが生じた場合
 - 堤防が陥没し、満水が生じた場合
- 地震時 (震度4以上)**
- 堤防の陥没やひび割れが発生し、急激な高水増し増加や満水に満りが生じた場合

